

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(NGNのイーサネット接続に係る平成22年度の接続料の設定)について

(諮問第3022号)

<目 次>

1	報告書	1
2	答申書(案)	16
3	申請概要	17
4	審査結果	22

別添

- 接続約款変更認可申請書(写)(東日本)
- 接続約款変更認可申請書(写)(西日本)

平成22年6月15日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会  
部会長 根岸 哲 殿

接 続 委 員 会  
主 査 東 海 幹 夫

### 報 告 書

平成22年3月29日付け諮問第3022号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備  
 に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(案)  
 (NGNのイーサネット接続に係る平成22年度の接続料の設定関係)

意見	再意見	考え方(案)
意見1 将来原価方式で接続料を算定する場合は、例えば5年間とするなど、長期の算定期間を採用すべき。	再意見1	考え方1
<p>○ 長期の将来原価方式の採用について</p> <p>本変更案では、1年間を算定期間とした将来原価方式が採用されていますが、NTT-NGNは、接続料規則第八条第二項第一号において「新規であり、かつ、今後相当の需要の増加が見込まれるものである」とされる将来原価方式適用の条件を満たしているのはもちろんのこと、その需要の増加は複数年に跨ることはほぼ確実であることから、将来原価方式にて接続料を算定する場合には、算定対象期間を例えば5年間とする等、長期の算定期間を採用することが適当と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 接続料は、実際にご利用いただいている設備に係るコストをご負担いただくものであり、実績原価で算定することが基本であると考えます。</p> <p>ただし、NGNイーサについては、平成20年度が実質的なサービス開始初年度であり、平成22年度の接続料算定に平成20年度のコスト・需要を用いた場合、平成22年度のコスト・需要との乖離が大きくなると想定されること、また、できる限り早期に実績原価での算定に移行することが適当であることから、平成22年度1年間のコスト・需要を予測した将来原価方式により算定することとしたものです。</p> <p>(NTT東西)</p> <p>○ 今回のNGNイーサネット機能の接続料の算定については、NGNのイーサネットが今後需要の増加が見込まれるサービスであることに鑑み、ソフトバンク3社の意見のとおり、将来原価方式による算定対象期間を少なくとも複数年とすべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ NGNイーサについては、サービス開始後日が浅いため現時点では需要が少なく、今後相当の需要の増加が見込まれるサービスであること及び接続事業者の利用状況による需要の変動も大きいことを踏まえると、複数年の算定期間を採用した場合、コストや需要の乖離が大きくなると予想されることから、今回の申請において算定期間を1年間とした将来原価方式により算定していることは適当である。</p>
意見2 帯域換算係数については、今後のイーサスイッ	再意見2	考え方2

<p>子の市販価格の経年変化を踏まえ、適時適切に見直すべき。</p>		
<p>○ 帯域換算係数の見直しについて</p> <p>NTT東西殿の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(次世代ネットワークに係る平成 22 年度の接続料の改定及び電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールに係る接続約款の措置)(平成 22 年 3 月 29 日付)においても、「帯域換算係数については、今後の IP 系装置の市販価格の経年変化によって見直しが必要となる事態が想定される」と示されていることから、料金設定に使用する係数についてはNTT-NGN接続料研究会において議論し、適時適切に見直しをすることが必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 今回の接続料算定に用いた帯域換算係数は、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」において整理された内容に従って、一般的なイーサネットスイッチの「直近」の市販価格を用いて算定したものであり、適切であると考えます。</p> <p>今後、当該スイッチの市販価格が大きく変動等した場合には、当社としても適切な見直しを検討する考えです。</p> <p>(NTT東西)</p>	<p>○ 費用配賦に係る帯域換算係数の設定方法については、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」報告書(平成20年12月。以下「研究会報告書」という。)に示された考え方に基づくものであり、一定の客観性・合理性がある。</p> <p>ただし、今後のイーサスイッチ等の市販価格の経年変化によっては、当該係数の見直しが必要となることも想定されることから、NTT東西においては、引き続き検討を深めることが適当である。</p>
<p>意見3 PVCタイプはネットワークの使用帯域が大きい ためCUGタイプに比べてコスト高となる。また、バルク型料金の適用状況によっては、CUGタイプの利用者料金よりも高くなるケースがあり、利用回線数が少ない事業者にとってはユーザー料金よりも割高な接続料となるため、事実上の参入障壁となる。</p>	<p>再意見3</p>	<p>考え方3</p>
<p>○ 料金体系の問題について</p> <p>申請概要にも記されているとおり、PVCタイプは、網内折り返しが可能なCUGと比べてネットワークの使用帯域が大きいため、CUGタイプと比較してコストが高くなってしまいう傾向にあります。</p> <p>そのようなこともあり、PVCタイプの接続料水準は、バルク型の料金体系の適用状況によっては、N</p>	<p>○ アクセス回線からPOIまでの全区間で契約帯域と同帯域のネットワークを使用するPVCタイプに対し、網内折返しが可能なCUGタイプは、契約帯域に対するネットワークの使用帯域が小さくなっています。今回申請のPVCタイプの接続料は、こうした点に着目し、実際にご利用いただくネットワークの使用帯域に応じてコストを適切にご負担いた</p>	<p>○ 本変更案では、PVCタイプの接続料算定に当たり、PVC換算係数を用いており、CUGタイプに比べてコスト負担が大きくなっているが、これは契約帯域に対する実質的なネットワークの使用帯域に応じた算定を行った結果であることから適当である。</p> <p>バルク型の料金体系については、同一 MA 内、</p>

<p>TT東・西が設定しているCUG方式のイーサネットサービスのユーザー料金よりも高い水準となってしまうケースが存在します。基本機能であるにも関わらず、利用回線数が少ない事業者にとっては、ユーザー料金と比較して割高な接続料しか適用されないため、参入が不可能な料金体系となっており、事実上の参入障壁となっています。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>だけのように算定したものであり、適切であると考えます。</p> <p>また、バルク型の料金体系は、同一設備を利用する事業者ごとの回線の使用帯域の大きさによるスケールメリットを反映させるものであり、適切であると考えます。なお、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」の報告書(平成 20年 12月)においても、「バルク型料金体系の導入を認めることは妥当性を有するものと考えられる」と整理されているところです</p> <p>(NTT東西)</p>	<p>同一県内のみ使用帯域を事業者毎に合算する等、スケールメリットが働く場合にのみ適用するものであり、研究会報告書の考え方に基づいたものであることから適当であると認められる。</p>
<p>意見4 スタックテストについて、PVCタイプとCUGタイプの同等性が判断できないため、CUGタイプの接続料相当額を公表すべき。</p>	<p>再意見4</p>	<p>考え方4</p>
<p>○ スタックテストについても、CUGタイプの接続料相当額を計算してCUGタイプの利用者料金と比較することによって接続料の適正性を判断しており、PVCタイプとCUGタイプの同等性が担保されているのか不透明です。本当に適切な検証が行われたと言えるのか判断できないため、スタックテスト実施にあたって計算されたCUGタイプの接続料相当額を公表し、接続料の適正性を第三者にも検証可能とすべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 今回、認可申請しているのはPVCタイプの接続料ですが、当社のイーササービスについては、CUGタイプだけを提供しており、PVCタイプの利用者料金は設定していません。そのため、PVCタイプの接続料算定と同じ手順に基づき算定したCUGタイプの接続料相当額とCUGタイプの利用者料金の関係を検証することにより、PVCタイプの接続料水準の検証を行っており、適正な検証方法であると考えます。</p> <p>なお、スタックテストに用いたCUGタイプの接続料相当額については、ユーザー料金の原価であり当社の経営情報にあたることから、開示することは適当でないと考えます。</p> <p>(NTT東西)</p> <p>○ 接続事業者のイーサネットフレーム伝送機能に</p>	<p>○ NTT東西は現在PVCタイプのサービスを提供していないことから、CUGタイプのユーザー料金を用いてスタックテストを実施しているところであるが、PVCタイプの接続料と同じ手順により算定したCUGタイプの接続料相当額を用いて検証しており、適当であると認められる。また、PVCタイプとCUGタイプの接続料水準差は、PVC換算係数の適用により生じているところであるが、当該係数はネットワークの利用実績を勘案して設定されていることを踏まえると、同等性が確保されていると認められる。</p> <p>なお、PVC換算係数を加味して計算したCUGタイプの接続料相当額(帯域別単金)は、以下のとおりである。</p> <p>●CUGタイプの接続料相当額(帯域別単金)</p>

	<p>係る利用回線が少ない場合、バルク型料金体系の効果が出にくいいため、ユーザ料金と比較して接続料が割高となるケースが存在するものと考えますが、総務省殿が実施したスタックテストの検証結果では「いずれの利用形態においても、利用者料金が接続料金を上回っており、接続料が不適正であるとは認められない」とされているところであり、適切な検証がなされているか否か判断出来ない状況です。</p> <p>従って、KDDI 殿の意見にあるとおり、スタックテストにおいて算出されたCUGタイプの接続料相当額や計算過程等を公表し、外部検証性を確保すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p style="text-align: right;">(単位・円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>東日本</th> <th>西日本</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">MA 内設備 (事業者毎、 MA 毎)</td> <td>10Mb/s・月</td> <td>182,238</td> <td>203,660</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s・月</td> <td>497,238</td> <td>556,383</td> </tr> <tr> <td>1Gb/s・月</td> <td>1,354,589</td> <td>1,536,300</td> </tr> <tr> <td>10Gb/s・月</td> <td>3,716,542</td> <td>4,407,063</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">県内中継 設備(事業者 毎、県毎)</td> <td>10Mb/s・月</td> <td>246,865</td> <td>279,211</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s・月</td> <td>672,949</td> <td>761,267</td> </tr> <tr> <td>1Gb/s・月</td> <td>1,834,939</td> <td>2,089,980</td> </tr> <tr> <td>10Gb/s・月</td> <td>5,038,044</td> <td>5,871,979</td> </tr> </tbody> </table> <p>※MA毎、県毎の契約帯域を合算(バルク化)した帯域に上記単金を適用してスタックテストを実施。</p>			東日本	西日本	MA 内設備 (事業者毎、 MA 毎)	10Mb/s・月	182,238	203,660	100Mb/s・月	497,238	556,383	1Gb/s・月	1,354,589	1,536,300	10Gb/s・月	3,716,542	4,407,063	県内中継 設備(事業者 毎、県毎)	10Mb/s・月	246,865	279,211	100Mb/s・月	672,949	761,267	1Gb/s・月	1,834,939	2,089,980	10Gb/s・月	5,038,044	5,871,979
		東日本	西日本																													
MA 内設備 (事業者毎、 MA 毎)	10Mb/s・月	182,238	203,660																													
	100Mb/s・月	497,238	556,383																													
	1Gb/s・月	1,354,589	1,536,300																													
	10Gb/s・月	3,716,542	4,407,063																													
県内中継 設備(事業者 毎、県毎)	10Mb/s・月	246,865	279,211																													
	100Mb/s・月	672,949	761,267																													
	1Gb/s・月	1,834,939	2,089,980																													
	10Gb/s・月	5,038,044	5,871,979																													
<p>意見5 PVCタイプに係るシステム改修は、NGNが他事業者との接続を前提とせずに設計したこと起因することから、当該改修費については、NTT東西も含む事業者間で負担すべき。また、費用の総額についても事前に公表すべき。</p>	<p>再意見5</p>	<p>考え方5</p>																														
<p>○ システム改修費用の負担に関するCUGタイプとPVCタイプの同等性の問題について</p> <p>今回の「申請概要」資料P. 3によれば、「基本機能である本機能の利用に当たっては、接続事業者から要望があった時点で、NTT東西においてシステム改修を行う必要があるが、当該費用はPVCタイプを利用する接続事業者間において負担(別途、網使用料(加算料等)を規定)することとなる予定」となっています。</p> <p>本機能は第一種指定電気通信設備の基本機能</p>	<p>○ 当社は、イーサネットサービスとの相互接続について、NGNのサービス開始以前に、インタフェース条件や接続条件を事前に公表する等オープン化に取り組み、当初から他事業者との接続を前提とした対応を行うことで、当社と他事業者との接続の同等性を担保してきたところです。</p> <p>イーサネットサービスの利用形態は、お客様が複数拠点を結ぶネットワークを自在に構築できるCUGタイプが一般的であり、当社もCUGタイプを前提としたネットワーク構築を行ってきたところで</p>	<p>○ PVCタイプを実現するために必要なシステム改修に係る費用については、当該開発により実現される機能が基本的な接続機能に該当する場合には、当該機能を利用する者が負担する接続料の原価に算入することが適当である。この点、NTT東西が予定している負担方法では、CUGタイプと共通的に利用する機能分については、それぞれが応分に負担する形で接続料原価に算入しており、PVCタイプのみが利用する機能分についてはPVCタイプを利用する事業者が負担することと</p>																														

であり、当初から他事業者との接続を前提として機能が構築されているべきであることに鑑みれば、本来は、NTT東・西も接続事業者と同一の方式を用いることにより接続の同等性を担保し、接続を前提とした場合において発生するシステム改修費用について、NTT東・西の利用部門を含む利用事業者間で負担すべきです。

NGNの設計方針により、他の事業者が相互接続によりユーザー料金の設定をエンド・エンドで行うためには、PVCタイプを新たに構築せざるを得なくなったため、NTT東・西がCUGタイプのみを採用する場合には当該システム改修にかかる費用負担の対象外となりますが、上記の趣旨に照らせばNTT東・西と接続事業者との間で費用負担の同等性が確保されている必要があり、総務省は認可に先立ち、十分に2つのタイプの同等性を検証すべきです。

また、PVCタイプを新たに構築した理由は、NTT東・西がNGNについて接続を前提として設計していなかったことにあるため、NTT東・西が自らの都合でPVCタイプを採用しないことをもって、システム改修費用の回収リスクを一方的に接続事業者のみに負わせることは不相当であると考えます。

なお、実際の接続可否を判断するためには、接続事業者が負担すべきシステム改修費の規模が事前に明らかになっている必要があることから、NTT東・西においては、何らかの形で費用の総額を広く公表すべきです。

(KDDI)

す。今回、KDDI殿から、接続料を設定するために2拠点のみを結ぶPVCタイプの導入を要望されましたが、当社は、PVCタイプを利用する予定はなく、また、PVCタイプを要望している事業者は現時点でKDDI殿1社しかいないことから、PVCタイプの提供に必要なシステム改修費用は、PVCタイプを利用する接続事業者においてご負担いただくことが適当であると考えます。

なお、当該システム改修費用については、各年度の要回収額を事前に確定した上で、当該年度の実績需要に応じてPVCタイプを利用する接続事業者間で費用負担することにより、接続事業者の需要の多寡にかかわらず、当該費用が確実に回収できるスキームとする必要があると考えます。

○ システム改修費については、本機能の利用を要望する接続事業者から事前調査申込みがあれば、通常の相互接続の手続きに従い、概算額を提示することとしており、十分な情報開示がなされているものと考えます。

本意見を提出されたKDDI殿にも、事前調査の手続きを通じ、システム改修費用の概算額をご回答しているところで

(NTT東日本)

○ 当社は、イーサネットサービスとの相互接続について、NGNのサービス開始以前に、インタフェース条件や接続条件を事前に公表する等オープン化に取り組み、サービス開始当初から、他事業者も当社と同一の方式で相互接続が可能となっ

している。また、回収の方法についても、過不足なく費用を回収するに当たり予見可能性のある手法であることから、一定の合理性があると認められる。

なお、今後、NTT東西がPVCタイプを利用する場合には、同社も含めてPVCタイプを実現するために必要なシステム改修に係る費用を負担することが適当である。

また、システム改修費用の総額については、具体的な接続要望に基づき必要な額を算出することとなるが、網使用料として設定する際には接続約款の変更が必要となることから、その際に改めて検証することが適当である。

	<p>ており、当社と他事業者との接続の同等性は担保できているところです。</p> <p>また、複数拠点を結ぶネットワークを自在に構築できるCUGタイプであれば2拠点を結ぶことも可能であるところ、今般、KDDI殿1社の要望により、あえて当社が利用する予定のない(2拠点のみを結ぶ)PVCタイプを導入することとなる以上、PVCタイプの提供に必要な固有のオペレーションシステム等の改修費用は、PVCタイプを利用する接続事業者においてご負担いただくことが適当であると考えます。</p> <p>なお、当該システム改修費用については、各年度の要回収額を事前に確定した上で、当該年度の実績需要に応じてPVCタイプを利用する接続事業者間で費用負担することにより、接続事業者の需要の多寡にかかわらず、当該費用が確実に回収できるスキームとする必要があると考えます。</p> <p>○ システム改修費については、本機能の利用を要望する接続事業者から事前調査申込みがあれば、通常の相互接続の手続きに従い、概算額を提示することとしており、十分な情報開示がなされているものと考えます。</p> <p>本意見を提出されたKDDI殿にも、事前調査の手続きを通じ、システム改修費用の概算額をご回答しているところです</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>○ 今回、NGNのイーサネット接続機能がアンバンドルされることは、一歩前進と評価できますが、N</p>	
--	---	--

	<p>TT東・西と接続事業者でそれぞれがCUGタイプとPVCタイプという異なる接続タイプを使用することになったことから、NTT東・西はPVCタイプのシステム改修費用を接続事業者のみが負担することを想定しているなど、両タイプの同等性の担保について懸念が生じています。このことは、イーサネット接続機能のみならず、NTTのNGN自体が当初からオープン化を前提とした設計となっていないことが根本的な原因です。</p> <p>(KDDI)</p>	
意見6 レガシー系サービスからNGNへの需要移行期にあることを踏まえ、新旧のネットワーク全体でコスト把握した接続料算定方式に見直すべき。	再意見6	考え方6
<p>○ NTT-NGN接続料算定方式全般について</p> <p>「次世代ネットワークに係る平成 22 年度の接続料の改定及び電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールに係る接続約款の措置」に対する弊社共再意見(平成 22 年 3 月 9 日提出)でも述べたとおり、本変更案の対象であるNTT東西殿の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)の接続料算定方式については、レガシー系サービスからの需要の移行期にあることを踏まえ、レガシー系サービスの接続料の急激な上昇等による混乱を避けるためにも、NTT-NGNのみならずレガシー系サービスのコストも加味したハイブリッドモデルによる算定を行う等、NTT東西殿の新旧のネットワーク全体でコスト把握した接続料算定方式に見直すべきと考えます。</p> <p>そのために、学識者、消費者団体及び事業者等が参画する検討の場(以下、「NTT-NGN接続料研</p>	<p>○ NGNのアンバンドルについては、NGNの接続ルールに係る情報通信審議会答申(平成 20 年 3 月)に基づき実施しているものであり、また、アンバンドルされた機能に係る接続料の算定方法も、平成 20 年度に学識経験者や接続事業者を交えて開催された「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」において取りまとめられた接続料算定フローやコストドライバ等に関する報告書(平成 20 年 12 月)を踏まえたものであることから、適切であると考えます。</p> <p>(NTT東西)</p>	<p>○ NGNに係る接続料の算定方法については、接続料は接続機能ごとに収入と原価が一致するように定めなければならないという原則に則ったものであり、また、研究会報告書の考え方に基づいており妥当である。</p> <p>他方、PSTNからIP網への移行が進展する中で、今後もレガシー系サービスの需要の減少傾向が続くことが想定されることから、総務省は、今後の接続料水準を注視しつつ、ユニバーサルサービス制度の在り方との関係にも配慮しながら、必要に応じ接続料算定の在り方について検討を行うことが適当である。</p>

<p>研究会」という。)を早急に立ち上げ、接続料算定の在り方について総合的に見直すための継続した議論が行われることを要望します。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>		
<p>意見7 NGNイーサ(CUGタイプ)のNTTコミュニケーションズに対する卸役務の料金は相対で設定されているため、同社が接続料水準よりも安いユーザ料金を設定できるとすれば反競争的行為の懸念がある。</p>	再意見7	考え方7
<p>○ NTTコミュニケーションズはNTT東・西からNGNのイーサネットサービスの卸を受けて自社のイーサネットサービスを提供していますが、卸サービスの料金については相対で設定されており、その水準は明らかにされているわけではありません。 この状況で、NTTコミュニケーションズがPVCタイプの接続料水準よりも安いユーザ料金でNGNイーサネットサービスを提供できているとすれば、グループ会社間の連携により反競争的行為を生じさせている懸念があります。このような公正競争上の問題の懸念を解決するためには、NTTの持株体制を解体し、NTTグループの市場支配力をなくすことが必要です。 (KDDI)</p>	<p>○ イーサネットサービスは、法人ユーザ向けのサービスであり、その提供にあたっては個別のユーザ要望に応じて相対契約を締結することが多く、こうした中で、NTTコミュニケーションズ殿とも相対契約によりサービス提供をしているところであり、個別の相対のユーザ料金について公表することはできませんが、設備コストを下回る料金設定は行っておらず、また、特定のユーザに対して不当な差別的取扱いもしていません。 また、他の事業者からユーザとしてサービスを提供してほしいとの要望があれば、同等の取引条件によりサービス提供させていただく考えであり、グループ会社間の連携による反競争的行為はありません。 (NTT東西)</p> <p>○ 変更案に対する弊社意見書(平成22年4月28日提出)で述べたとおり、NTTグループ内の連携によって、公正競争が歪められているとの懸念が生じていることは、NTTグループの総合的な市場支配力が最大の問題として存在しているからに</p>	<p>○ NTT東西が、特定の電気通信事業者に対して他の電気通信事業者と比べて有利な条件で卸電気通信役務を提供する場合には、電気通信事業法及び「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(平成20年3月改定)に照らして、電気通信事業法第30条第3項第2号に抵触するおそれがあることに鑑み、総務省においては、NTTコミュニケーションズに対する卸電気通信役務の提供の状況等について必要に応じ検証することが適当である。</p>

	<p>他なりません。</p> <p>については、NGNの在り方自体を見直し、併せて総合的な市場支配力の解消を図り、公正な競争環境を確保することが必要と考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
意見8 NGNイーサには、CUGタイプとPVCタイプの同等性やNTTのグループ会社間連携といった市場支配力の問題が存在する。今後のICT政策を検討する上では、この点も十分にレビューすべき。	再意見8	考え方8
<p>○ NGNイーサネットサービスについては、上記のとおり「コスト面、機能面でのCUGタイプとPVCタイプの同等性」「バルク型の料金体系」「スタックテストの適正性」といったボトルネック設備に起因する問題や、「NTTのグループ会社間の連携」という総合的な市場支配力の問題が存在します。</p> <p>今回アンバンドル料金が設定されることは前進と言えますが、そもそもNGNは、これらの本質的な問題を抱えており、公正競争環境が確保されているとは言えません。この観点からは、既に認可されているNTT東・西のNGNによる活用業務の妥当性について見直しが必要であると考えます。</p> <p>今後のICT政策を検討する上では、この点も含め、過去の政策を十分にレビューし、政策に反映させていくことが強く求められます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 今回の接続約款の認可申請は、活用業務の認可条件を踏まえ、NGNの接続ルールに係る情報通信審議会答申(平成20年3月)の内容に従って行っており、活用業務の妥当性について見直す必要はないと考えます。</p> <p>(NTT東西)</p>	<p>○ NGNのイーサネット接続については、平成20年2月に「イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定」に係る活用業務認可に当たって所要の条件が付され、また、平成20年3月27日に情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」が示されたところである。これらを踏まえた本申請については、上記の考え方に示したとおり、直ちに公正競争要件の見直しにつながるような状況は見受けられないが、総務省においては、引き続き市場実態等を注視し、これらの措置のみでは公正競争を確保するために十分でない等と認められる場合には、追加的な措置を検討することが適当である。</p>
—	再意見9 特定の事業者が電気通信設備を占有することにより、独自規格や独自ルールの制定が可能になるなどの問題が生じている。	考え方9
	○1. NTT設備資産の保有者は誰なのか？	○ ご指摘の点は、今回の接続約款変更案に直接

	<p>NTT光ファイバー網の大半は民営化後に設置された。だが、そうした設備投資の元手は、政府（言い換えれば納税者）からNTTへの出資に多くを依存している。従って、NTTが、たとえ民営化された上場企業であっても、彼らが保有する資産は、純粋な民間企業の資産とみなされるべきではない。また、それら通信設備の設置場所は、電電公社時代からの既得権に基づく。従って、NTTが保有する資産の大半は、現時点においても、政府（言い換えれば納税者）との共有資産と考えるべきである。</p> <p>2. 通信キャリア自体が設備を占有してきたことによる弊害</p> <p>あるひとつの通信キャリアが設備を占有してしまうと、保有した設備に対して、その通信キャリアによる独自規格や独自ルールの制定が可能となってしまう。このことが、日本の製造業に対して、弊害をもたらしてきた。</p> <p>2-1. NTT独自規格の交換機 と 電電御三家のLSI事業</p> <p>旧電電公社の業務と言え、一般消費者の立場からすると、電話や電報を思い浮かべる人が多いと思われる。確かに、旧電電公社の民営化後、固定電話や携帯電話の通信キャリアを自由に選べるようになった。電話機も店頭で自由に購入できるようになった。消費者と通信キャリアの関係は、多くの点で民営化されたと言えるかもしれない。その一方で、NTTと製造業の関係は、民営化された（民間企業同志の関係である）と、果たして</p>	<p>関係するものではないため、参考意見として承る。</p> <p>なお、総務省においては、今後も市場環境の変化に応じ、公正な競争の促進に向けた適時適切な対応をとる必要があることは言うまでもない。</p>
--	---	--

	<p>言い切れるのであろうか？</p> <p>光ファイバー網の普及に伴って、IP 固定電話の加入者も増えている。ただ、光回線の人口普及率はまだ低く、現実には、多くの人がダイヤル回線の固定電話を利用している。ダイヤル回線を稼働させるためには、NTT独自規格の電話交換機を必要とする。独自規格を実現するための専用ロジック LSI(ASIC)や、通話信号を記憶するためのメモリーLSI(DRAM※1)が、交換機には搭載される。1980 年代～1990 年代にかけて、NTT向けデジタル交換機の普及に歩調を合わせ、電電御三家と呼ばれたメーカー各社は、ASIC や DRAM を生産するための量産工場を、まるで公共事業のように日本各地に点在させて設置してしまった。</p> <p>そして、NTT御三家は、今だ、こうした電話交換機の供給責任を背負う。交換機ビジネスは、御三家にとって、電電公社時代から続く既得権益の継続である。そのため、国内での販売競争は事実上発生しない。とは言え、独自規格に縛られるがゆえに、ビジネスの海外展開も難しい。</p> <p>つまり、交換機製造販売数の増加や交換機ビジネスの拡大が望めないことと同時に、交換機に搭載される ASIC や(交換機向け)DRAM の製造販売数増加やビジネス拡大も望めない、ということになる。また、世の中では、IP 固定電話の利用者が増加しており、独自規格交換機の需要が増大することは考えづらい。それにも関わらず、御三家各社は、交換機の供給責任を全うすることが要求され、既に旧世代となってしまった LSI(特に ASIC)を量産し続ける必要に迫られている。</p>	
--	---	--

	<p>※1 交換機向け DRAM は、PC 向け DRAM と比べより高い信頼性が求められ、動作仕様も異なる。同じ DRAM とは言え、交換機向けと PC 向けは全く同一の製品ではない。</p> <p>2-2. 御三家における LSI 事業 と 事業部門間の利害対立</p> <p>LSI ビジネスを手掛ける事業部門が利益の最大化を図るためには、先端微細加工や大口径シリコンウエハの使用、といった製造技術の導入を行い、製造時間当たり、製造エネルギー当たり、投入作業数当たりのチップ生産数を増やす必要がある。それと同時に、旧世代微細加工や小口径シリコンウエハの使用を継続せざるを得ない旧量産設備は、低生産性化・非効率化してしまうので、積極的に廃棄、あるいは他社へ売却(生産品目を大幅変更)されるべきである。ところが、各地の量産工場は、旧製品(NTT独自規格交換機向け ASIC)の廃止や、旧量産設備の廃棄を、積極的に実施できずにいる。それは交換機の顧客である通信キャリアNTTが、設備の占有者(単独所有者)であるからだ。</p> <p>通信(交換機)事業部門はNTTからの束縛から、そして、LSI 事業部門は通信(交換機)事業部門からの束縛から、未だに逃れることができていない。(こうした事業部門間の利害対立は、会社内部統制の厳密化にともなって表面化、社会問題化している。富士通社における元社長の辞任問題、ルネサスエレクトロニクス社における支配会社や上場化の問題など、事例に事欠かない。)</p>	
--	---	--

	<p>3. 通信キャリアが今後も設備を占有してしまうことによる弊害</p> <p>NTTが設備の占有者として、独自規格・独自ルールを制定するのであれば、NTTグループ内の各種サービス施行会社へ、制定内容が優先的に漏洩してしまう可能性が高い。プロバイダ事業であれば OCN が、ポータルサイト事業であればNTTレゾナント(goo)が、有利であろう。</p> <p>4. 設備占有者がNTT(=旧電電公社)であることの弊害</p> <p>現状の設備占有者は、全くの新規事業者ではなく、NTT(=旧電電公社)である。NTT(=旧電電公社)が設備占有者である以上、既存規格・既存ルールの部分変更による製品・サービスの開発を決定した場合には、新規参入メーカーよりも、旧電電公社時代からの継続性を流用できる御三家が、自動的に有利となってしまう可能性が高い。</p> <p>5. 通信キャリアの設備占有による弊害を防ぐためには？</p> <p>消費者と通信キャリアの関係は、多くの点において民営化されたのかもしれない。しかし、製造業とNTTの関係は、未だに民営化されていない。完全民営化のためには、設備保有者を、NTTから完全分離された別資本組織とすべきである。NTT御三家においては、総合電機体制を諦め、LSI事業を独立別資本企業とすべきである。</p> <p>6. 通信キャリア間の競争促進、料金の引き下げ、ブロードバンドの普及</p>	
--	---	--

	<p>設備を占有する通信キャリアが存在することが原因で、通信キャリア間の競争が現状ではフェアでないことは確かである。加えて、通信キャリアでありながら設備を占有することで得る、制度上の既得権や技術メリットが、高コスト経営を見逃がし放置し続けてしまう。フェアな競争を促し、料金を引き下げ、ブロードバンドをより普及させるためにも、設備保有者を、NTTから完全分離された別資本組織とすべきである。</p> <p>(個人)</p>	
--	--	--

平成22年6月29日

総務大臣  
原口一博 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 高橋 温

答 申 書 (案)

平成22年3月29日付け諮問第3022号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。



# II 主な変更内容

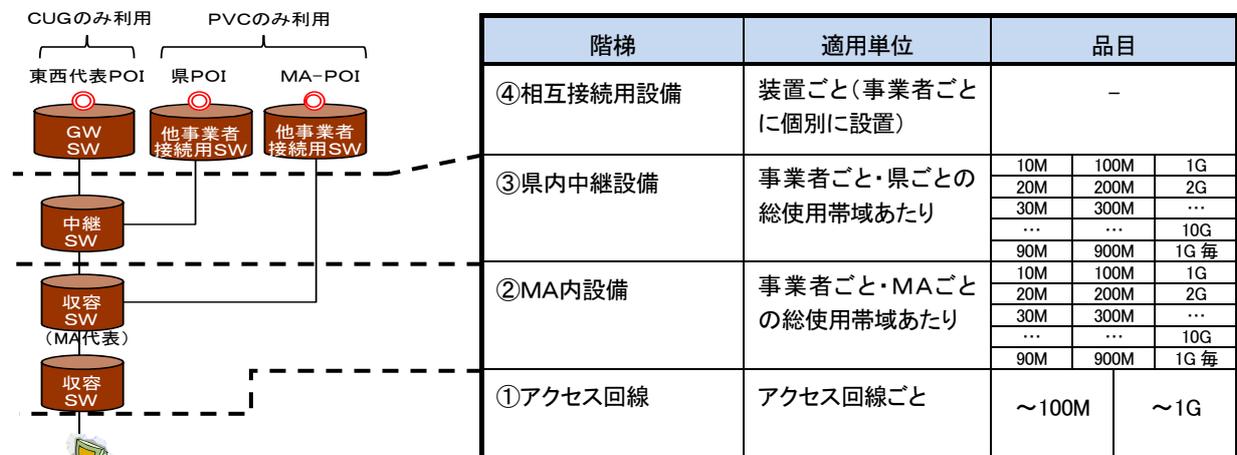
## 1. 経緯

NTT東西のNGNは、平成20年3月末から商用サービスが開始されているが、それに先立ち、情報通信審議会において、NGNの接続ルールの在り方が審議され、NGN答申において、イーサネット接続機能を始めとするNGN関連機能についてアンバンドルすることが必要であるとの考え方が示されるとともに、イーサネット接続機能について平成21年度末までコストに適正利潤を加えた事業者間均一接続料の適用を猶予することが適当との考え方が示された。

今回の申請案は、NGN答申及び次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会報告書(以下「研究会報告書」という。)で示された考え方にに基づき、イーサネット接続機能の接続料を設定するために接続約款の変更を行うものである。

## 2. 平成22年度接続料の考え方

NGNイーサネットについては、研究会報告書を踏まえた第一種指定電気通信設備接続会計規則等の改正(平成21年5月)を受け、平成20年4月1日から開始する事業年度から接続会計が整理されているところ、サービス開始後日が浅いため現時点では需要が少なく、今後相当の需要の増加が見込まれるサービスであることから、今回の申請案では、平成22年度の1年間を算定期間とした将来原価方式により接続料を算定することとしており、具体的には以下のような階梯別に設定している。



※ PVC(パーマナント・バーチャル・サーキット): 1対1でのみ接続するサービス  
 ※ CUG(クローズド・ユーザ・グループ): 複数対地間で接続可能なサービス

なお、基本機能である本機能の利用に当たっては、接続事業者から要望があった時点で、NTT東西においてシステム改修を行う必要があるが、当該費用は PVC タイプを利用する接続事業者間において負担(別途、網使用料(加算料等)を規定)することとなる予定。

## 3. 接続料算定

### (1) 接続料原価の算定フロー

NGNイーサネットの平成22年度接続料原価の算定に当たっては、平成20年度の接続会計におけるNGNイーサネット設備の設備管理運営費をベースに、イーサネットサービスのユーザ数等に応じた設備構築実績を踏まえて予測した平成22年度の取得固定資産価額の伸

び率等を考慮した上で、各費用の算定等を行っている。

その上で、上記の費用を以下のように設備の種類に応じて直課又は配賦している。

- ①NGNイーサネットを構成する設備のうち、收容スイッチ、中継スイッチ、GWスイッチと局内メディアコンバータに係るコストは、関係する階梯別コストに直課
- ②伝送路のコストは、関係する階梯別コストに配賦  
(※伝送路コストは、波長数比により、イーサネット接続機能とそれ以外の NGN 接続機能(中継局接続など)との間で分計)

以上をまとめると、階梯別コストごとの接続料原価は以下のとおりとなる。

#### 【NTT東日本】

(単位:百万円)

		アクセス回線	MA内設備	県内中継設備	GWスイッチ	合計
局内 MC	MC 本体	565	-	-	-	565
	1Gポート追加分	42	-	-	-	42
收容スイッチ			5,710	-	-	5,710
中継スイッチ		-	-	1,110	-	1,110
GWスイッチ		-	-	-	8.31	8.31
伝送路	伝送装置	-	1,156	301	-	1,457
	中継タークファイバ	-	61	15	0.07	76.07
(回線管理運営費)		508		-	-	508
合計		1,115	6,927	1,426	8	9,476

#### 【NTT西日本】

(単位:百万円)

		アクセス回線	MA内設備	県内中継設備	GWスイッチ	合計
局内 MC	MC 本体	267	-	-	-	267
	1Gポート追加分	24	-	-	-	24
收容スイッチ			2,535	-	-	2,535
中継スイッチ		-	-	891	-	891
GWスイッチ		-	-	-	11.46	11.46
伝送路	伝送装置	-	2,476	536	-	3,012
	中継タークファイバ	-	226	45	0.1	271.1
(回線管理運営費)		463	-	-	-	463
合計		754	5,237	1,472	12	7,475

## (2)接続料の算定

### ア MA内設備及び県内中継設備におけるPVC換算、帯域換算、逓減的な料金体系、バルク型料金体系

イーサネット接続機能の接続料は、(1)で算定した階梯ごとの接続料原価を、各階梯ごとの需要で除して算定することとなる。今回の申請案では、MA内設備及び県内中継設備の需要について、既存のネットワークと異なるNGNイーサネットの特徴を考慮し、PVC換算係数、帯域換算係数、逓減的な料金体系及びバルク型料金体系の採用という各措置を講じている。

- 1) PVC換算係数は、アクセス回線からPOIまでの全区間で契約帯域と同帯域のネットワークを使用する PVC に比べ、網内折返しが可能なCUGは契約帯域に対するネットワークの使用帯域が小さい点に着目し算定を行うものである。具体的には、CUGの契約帯域にPVC換算係数を掛けて需要の算出に用いている。

	NTT東日本		NTT西日本	
	PVC	CUG	PVC	CUG
MA内設備	1.00000	0.59000	1.00000	0.62550
県内中継設備	1.00000	0.69444	1.00000	0.87649

2) 帯域換算係数は、一般的にIP系の装置価格について、帯域差ほど費用差が生じていないことに着目し、算定を行うものである。具体的には、シスコシステムズ社が平成17年に発売開始したスイッチ(Cisco 6504)が、冗長化構成することができ、かつ10Gbpsのポートを搭載可能であり、通信事業者等に広く使われている実績のある機種であるため、当該スイッチのポート帯域とポート単価(平成21年12月時点)から帯域とコストの関係式を推定し、帯域換算に用いている。

これによると、100Mbpsと10,000Mbps(10Gbps)は、帯域比では1:100であるのに対し、ポート単価比では1:7.4(58万円:430万円)となり、関係式を推定すると帯域10倍ごとにコストが約2.7倍に増大する関係となる。

3) 逓減的な料金体系は、MA内設備と県内中継設備の帯域ごとの接続料について、2)の帯域換算を用いた接続料を適用することにより、逓減的な料金設定を行うものである。これによると、例えば100Mbpsの接続料は10Mbpsに対して約2.7倍の接続料となる。

4) バルク型料金体系は、帯域換算係数と同様の考え方により、事業者ごとに利用している回線を個別に捉えずに、各回線に係る帯域を合算して接続料を算定・適用するものである。なお、スケールメリットが働くのは同一の設備を利用する場合に限られることから、合算する回線は同一MAないし同一県内の回線に限定している。

これによると、例えば1事業者が同一MA内で50M・70M・80Mの3回線を使用する場合、合算した200Mの帯域に相当するMA内料金が適用されることとなる。

## イ 接続料算定

具体的には、今回の申請案では、それぞれ以下のように設定している。

1) アクセス回線(回線ごとに接続料を設定)

局内メディアコンバータのコストを総アクセス回線数で除し、加入者光ファイバ接続料を加算して算定。

2) MA内設備(MAの通信速度品目ごとに接続料を設定)

MA内設備の単位帯域当たり料金(PVC換算係数等適用後)に、各品目の換算後帯域を乗じて算定。(同一設備における事業者ごとに合算した帯域ごとに適用)

3) 県内中継設備(県内の通信速度品目ごとに接続料を設定)

県内中継設備の単位帯域当たり料金(PVC換算係数等適用後)に、各品目の換算後帯域を乗じて算定。(同一設備における事業者ごとに合算した帯域ごとに適用)

4) GWスイッチ(装置ごとに接続料を設定)

GWスイッチのコストをGWスイッチ台数で除して算定。(伝送路分は、他社利用GWスイッチ台数で除したものを加算)

接続料(MA内・県内中継設備は帯域換算前の単位帯域あたり料金)は、以下のとおり。※1

		NTT東日本	NTT西日本	
アクセス回線	コスト(百万円)	1,115	754	
	MC 本体	565	267	
	1Gポート追加分	42	24	
	回線管理運営費	508	463	
	需要	1Gb/s アクセス回線数	597	303
		総アクセス回線数	17,504	10,680
		全契約回線数	16,994	10,369
	接続料	～100Mb/s(回線・月)	9,765 円	10,730 円
～1Gb/s(回線・月)		15,646 円	17,356 円	
MA内設備	コスト(百万円)	6,927	5,237	
	収容スイッチ・MA 面伝送装置	6,866	5,011	
	中継ダークファイバ <sup>※2</sup>	61	226	
	需要	帯域換算あり(Mb/s)	6,799	4,571
		帯域換算無し(Mb/s)	680,411	373,362
	単位料金(Mb/s・月)	84,163 円	91,403 円	
県内中継設備	コスト(百万円)	1,426	1,472	
	中継スイッチ・県内面伝送装置	1,411	1,427	
	中継ダークファイバ <sup>※2</sup>	15	45	
	需要	帯域換算あり(Mb/s)	1,108	1,099
		帯域換算無し(Mb/s)	141,970	128,960
	単位料金(Mb/s・月)	106,044 円	108,283 円	
GWスイッチ	コスト(百万円)	8.38	11.56	
	ゲートウェイスイッチ	8.31	11.46	
	伝送路	0.07	0.10	
	需要	ゲートウェイスイッチ装置数	2.08	2.08
		(再掲)他社利用装置数	0.08	0.08
	接続料(装置・月)	406,619 円	564,529 円	

※1 アクセス回線、GW スイッチは貸倒率加味後。MA 内・県内中継設備は貸倒率加味前。

※2 中継ダークファイバ分については帯域換算は行っていない。

MA内設備、県内中継設備の帯域換算後の接続料は、以下のとおり。※(単位:円)

		NTT東日本	NTT西日本
MA内設備 (事業者毎、MA毎)	10Mb/s・月	229,503	249,646
	100Mb/s・月	624,894	682,832
	1Gb/s・月	1,705,833	1,894,900
	10Gb/s・月	4,693,406	5,521,777
県内中継設備 (事業者毎、県内毎)	10Mb/s・月	289,444	295,529
	100Mb/s・月	788,115	806,128
	1Gb/s・月	2,151,517	2,215,140
	10Gb/s・月	5,920,904	6,240,035

※貸倒率加味後

# 審 査 結 果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審 査 事 項	審 査 結 果	事 由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	—	該当事項なし。
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	適	接続料は接続料規則第 4 条に規定する機能ごとに定められており、適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	—	該当事項なし。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	—	該当事項なし。
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	—	該当事項なし。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号及び審査基準第 15 条(1)キ）	—	該当事項なし。
7 他事業者が屋内配線設備（集合住宅向けに限る）を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号及び審査基準第 15 条(1)ク）	—	該当事項なし。
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号及び審査基準第 15	—	該当事項なし。

条(1)㉞		
9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第5号及び審査基準第15条(1)㉞)	—	該当事項なし。
10 法第8条第1項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第6号及び審査基準第15条(1)㉞)	—	該当事項なし。
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第7号及び審査基準第15条(1)㉞)	—	該当事項なし。
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法(施行規則第23条の4第2項第8号及び審査基準第15条(1)㉞)	—	該当事項なし。
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、施行規則第15条の2ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接收容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第9号及び審査基準第15条(1)㉞)	—	該当事項なし。
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第10号及び審査基準第15条(1)㉞)	—	該当事項なし。
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第11号及び審査基準第15条(1)㉞)	—	該当事項なし。
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第15条(2))	適	接続料は、接続料規則に定められた方法によって算定された原価に基づき、同規則に定められた方法によって算定されていることから、公正妥当なものであると認められる。
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第15条(3))	適	本件申請において、自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利な記述は認められない。
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第15条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。

接続約款変更認可申請書



東相制第 09-168 号  
平成 22 年 3 月 23 日

総務大臣  
原口 一博 殿

郵便番号 163-8019

とくきょうとしんじゅくくにししんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

東日本電信電話株式会社

えべ つとむ

代表取締役社長 江部 夢

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>(相互接続点の調査及び設置申込み) 第10条の3(略) 2～7(略)</p> <p>8 当社の通信用建物に当社のDSL装置、局内ブリック、光信号電気信号変換装置等(当社の音声利用IP通信網サービス契約約款に定める第1種サービスの接続契約者回線に係る当社のLAN型通信網サービス契約約款に定める電気通信サービス(次の各号に係るものに限ります。)の契約者回線(その終端が当社の音声利用IP通信網サービス契約約款に定める回線収容部に收容されるものを除きます。)の終端とすることができる区域として当社が定める通信用建物(インターネットを通じて閲覧できるようにします。)に、その回線を提供するために設置される光信号電気信号変換装置(回線終端装置に対向するものに限ります。)及びそれと一体として設置されるルータをいいます。以下次条において同じとします。)又はIP電話用ルータ(専ら当社の音声利用IP通信網サービスを提供するために設置される収容局ルータをいいます。以下次条において同じとします。)を設置する場合は、その通信用建物に他事業者が同等の設備を設置する場合の前各項の手続きと同等の手続きを要するものとします。</p> <p>(1) 第1種サービス (2) 第2種サービス(クラス1タイプ1に係るものであって100Mbit/sの品目のもの、クラス1タイプ2、クラス2に係るものであって2Mbit/sから100Mbit/sまでの品目のものに限ります。) (3) <u>第3種サービス(10Mbit/s、100Mbit/s又は1Gbit/sの品目のものに限ります。)</u></p> <p>(定額制の網使用料の支払義務) 第64条(略) (1)(略) (2) 通信路設定伝送機能等(端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄、第6欄並びに第8欄に係るものに限ります。)、光信号中継伝送機能、通信路設定伝送機能、データ伝送機能、光信号局内伝送機能及び端末間伝送等機能をいいます。以下同じとします。)の場合 専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を準用して、当該機能の利用を開始した日から起算して専用契約の解除又は分岐回線(通信路設定伝送機能等のうち、その中途から当社の契約者が指定する場所までの間に設置する部分をいいます。以下同じとします。)の廃止等(専用サービス契約約款に規定する接続専用回線の接続休止をした場合を含みます。)による当該機能の利用の解除(以下この項において「解除等」といいます。)があった日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と解除等があった日が同一である場合は1日とします。) (3)(略)</p> <p>2 料金表第1表第1(網使用料)に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等(2-1-1-1第2欄ア欄に規定する加算料及び2-1-1-2第2欄に規定する加算額を除きます。以下この項において同じとします。))又は波長多重機能については、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第10項の規定により利用したもののみならず期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定(同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約</p>	<p>(相互接続点の調査及び設置申込み) 第10条の3(略) 2～7(略)</p> <p>8 当社の通信用建物に当社のDSL装置、局内ブリック、光信号電気信号変換装置等(当社の音声利用IP通信網サービス契約約款に定める第1種サービスの接続契約者回線に係る当社のLAN型通信網サービス契約約款に定める電気通信サービス(次の各号に係るものに限ります。)の契約者回線(その終端が当社の音声利用IP通信網サービス契約約款に定める回線収容部に收容されるものを除きます。)の終端とすることができる区域として当社が定める通信用建物(インターネットを通じて閲覧できるようにします。)に、その回線を提供するために設置される光信号電気信号変換装置(回線終端装置に対向するものに限ります。)及びそれと一体として設置されるルータをいいます。以下次条において同じとします。)又はIP電話用ルータ(専ら当社の音声利用IP通信網サービスを提供するために設置される収容局ルータをいいます。以下次条において同じとします。)を設置する場合は、その通信用建物に他事業者が同等の設備を設置する場合の前各項の手続きと同等の手続きを要するものとします。</p> <p>(1) 第1種サービス (2) 第2種サービス(クラス1タイプ1に係るものであって100Mbit/sの品目のもの、クラス1タイプ2、クラス2に係るものであって2Mbit/sから100Mbit/sまでの品目のものに限ります。)</p> <p>(定額制の網使用料の支払義務) 第64条(略) (1)(略) (2) 通信路設定伝送機能等(端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄、第6欄、<u>第8欄及び第9欄</u>に係るものに限ります。)、光信号中継伝送機能、通信路設定伝送機能、データ伝送機能、<u>インターネットフレーム伝送機能</u>、光信号局内伝送機能及び端末間伝送等機能をいいます。以下同じとします。)の場合 専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を準用して、当該機能の利用を開始した日から起算して専用契約の解除又は分岐回線(通信路設定伝送機能等のうち、その中途から当社の契約者が指定する場所までの間に設置する部分をいいます。以下同じとします。)の廃止等(専用サービス契約約款に規定する接続専用回線の接続休止をした場合を含みます。)による当該機能の利用の解除(以下この項において「解除等」といいます。)があった日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と解除等があった日が同一である場合は1日とします。) (3)(略)</p> <p>2 料金表第1表第1(網使用料)に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等(2-1-1-1第2欄ア欄に規定する加算料及び2-1-1-2第2欄に規定する加算額を除きます。以下この項において同じとします。))又は波長多重機能については、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第10項の規定により利用したもののみならず期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定(同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約</p>

の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。)を準用します。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第2欄ウ欄、第6欄及び第8欄に係るものに限ります。)、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、データ伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとし、

点線下線部は東相制第09-124号にて申請中のものです。

- 3 協定事業者は、第1項の期間において、次の各号の事由により機能を利用できない状態(その機能に著しい支障が生じ、全く利用ができない状態と同程度の状態となるときを含みます。)が生じた場合は、そのことを当社が知った時刻以後の利用ができなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額制の網使用料の支払いを要しません。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄に係るものに限ります。)、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を、中継伝送専用機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの専用料の支払義務に係る規定を、端末回線伝送機能(2-1-1-1第8欄に係るものに限ります。)及びデータ伝送機能を利用できない状態については、データ伝送サービス契約約款中基本料金及び通信料金の支払義務に係る規定を、それぞれ準用して利用できなかった時間に対応する網使用料を算定し、その支払いを要しないこととします。

(1)~(3) (略)

4 (略)

の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。)を準用します。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第2欄ウ欄、第6欄、第8欄及び第9欄に係るものに限ります。)、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、データ伝送機能、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとし、

点線下線部は東相制第09-124号にて申請中のものです。

- 3 協定事業者は、第1項の期間において、次の各号の事由により機能を利用できない状態(その機能に著しい支障が生じ、全く利用ができない状態と同程度の状態となるときを含みます。)が生じた場合は、そのことを当社が知った時刻以後の利用ができなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額制の網使用料の支払いを要しません。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄に係るものに限ります。)、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を、中継伝送専用機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの専用料の支払義務に係る規定を、端末回線伝送機能(2-1-1-1第8欄に係るものに限ります。)及びデータ伝送機能を利用できない状態については、データ伝送サービス契約約款中基本料金及び通信料金の支払義務に係る規定を、端末回線伝送機能(2-1-1-1第9欄に係るものに限ります。)及びイーサネットフレーム伝送機能を利用できない状態については、当社のLAN型通信網サービス契約約款中利用料金の支払義務に係る規定(故障回復時間に係るものに限ります。)を、それぞれ準用して利用できなかった時間に対応する網使用料を算定し、その支払いを要しないこととします。

(1)~(3) (略)

4 (略)

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>ア～シ (略)</p> <p>ス 2(料金額)2-1-1-1第8欄に規定する機能は、データ伝送サービス契約約款に規定するATMデータ通信網サービスの品目の区別に応じて適用する2-1-1-1に掲げる料金額に2-1-1-2第1欄イ(ア)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>セ 2(料金額)2-1-1-1第8欄に規定する機能が同一の通信用建物内に終始する場合は、第8欄に規定する機能に係る料金額から第3欄ウ(ウ)欄及び2-1-1-2第1欄イ(ア)欄に掲げる料金額を減じた額を適用します。</p> <p>ソ～テ (略)</p>
(8)-2～(10)-3 (略)	(略)

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>ア～シ (略)</p> <p>ス 2(料金額)2-1-1-1第8欄に掲げる料金額は、データ伝送サービス契約約款に規定するATMデータ通信網サービスの品目の区別に応じて適用するものとします。この場合において、2-1-1-2第1欄イ(ア)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>セ 2(料金額)2-1-1-1第8欄に規定する機能に係る端末回線がその端末回線を収容する伝送装置が設置された通信用建物内において終端する場合は、同欄に掲げる料金額から第3欄ウ(ウ)欄及び2-1-1-2第1欄イ(ア)欄に掲げる料金額を減じた額を適用します。</p> <p>ソ～テ (略)</p> <p>ト 2(料金額)2-1-1-1第9欄に掲げる料金額は、当社のLAN型通信網サービス契約約款に規定するLAN型通信網サービス(相互接続点と端末設備等との間に限った通信に係るもの)に限り、以下この料金表において同じとします。)の品目の区分に応じて適用するものとします。この場合において、2-1-1-2第1欄イ(ア)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>ナ 2(料金額)2-1-1-1第9欄に規定する機能に係る端末回線がその端末回線を収容する伝送装置が設置された通信用建物内において終端する場合は、同欄に掲げる料金額から第3欄ウ(ウ)欄及び2-1-1-2第1欄イ(ア)欄に掲げる料金額を減じた額を適用します。</p>
(8)-2～(10)-3 (略)	(略)
(10)-4 イーサネットフレーム伝送機能に係る料金の適用	<p>ア 2-6の3に規定するイーサネットフレーム伝送機能の料金については、イに規定する場合を除き、その接続の態様に依りて、2-6の3-1に掲げる料金額に、2-6の3-2に掲げる料金額及び2-6の3-3に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-6の3-2の料金額についてはその機能を利用する都道府県の区域(当社が別に定める区域とする場合があります。以下、この欄及び2-6の3において同じとします。)ごとに、2-6の3-3の料金額についてはその機能を利用する単位料金区域(当社が別に定める区域とする場合があります。以下、この欄及び2-6の3において同じとします。)ごとに、それぞれ加えるものとします。</p> <p>イ イーサネットフレーム伝送機能を利用する区域を、単位料金区域に限る場合には、その接続の態様に依りて、2-6の3-1に掲げる料金額に、2-6の3-3に掲げる料金額をその単位料金区域ごとに加えた額を適用します。</p>

(11)~(12) - 2 (略)	(略)
(13)~(31) (略)	(略)

点線下線部は東相制第 09-124 号にて申請中のものです。

- 2 料金額
- 2 - 1 端末回線伝送機能
- 2 - 1 - 1 基本額
- 2 - 1 - 1 - 1 基本料

月額

区分	単位	料金額	備考
(1)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)

	ウ 2 - 6 の 3 - 2 又は 2 - 6 の 3 - 3 に掲げる料金額については、それぞれと組み合わせて適用する 2 - 1 - 1 - 1 第 9 欄に規定する機能に係る LAN 型通信網サービスの品目である伝送容量の合計値 (100Mbit/s を超えて 1Gbit/s 未満となる場合には、100Mbit/s 未満の端数を、1Gbit/s 以上となる場合には、1Gbit/s 未満の端数をそれぞれ切り上げた値とし、協定事業者ごとに算定します。) に応じて適用します。 この場合において、伝送容量の合計値が 10Gbit/s を超えるときは、10Gbit/s の符号伝送が可能なものの料金額に、当該料金額を 10 で除した金額を 10Gbit/s を超えた 1Gbit/s ごとに加算して適用するものとします。
(11)~(12) - 2 (略)	(略)
(12) - 3 端末回線伝送機能及びイーサネットフレーム伝送機能の組み合わせ適用	端末回線伝送機能 2 - 1 - 1 - 1 第 9 欄及びイーサネットフレーム伝送機能については、その接続の態様に応じて、端末回線伝送機能 2 - 1 - 1 - 1 第 9 欄に掲げる料金額に 2 - 6 - 3 に掲げる料金額を組み合わせ適用します。 この場合において、これらの機能を利用する協定事業者は、これらの機能に係る回線管理等業務を当社が行うために必要となる当社のソフトウェア開発等のための費用を負担することを要します。
(13)~(31) (略)	(略)

点線下線部は東相制第 09-124 号にて申請中のものです。

- 2 料金額
- 2 - 1 端末回線伝送機能
- 2 - 1 - 1 基本額
- 2 - 1 - 1 - 1 基本料

月額

区分	単位	料金額	備考
(1)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能(第 5 条(標準的な接続箇所)第 1 項の表中第 5 - 3 欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線より伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から 100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの イ 200Mbit/s から 1Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1 回線ごとに 1 回線ごとに
		9,765 円	
		15,646 円	

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	406,619 円	—

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの	289,444 円
		20Mbit/s の符号伝送が可能なもの	391,659 円
		30Mbit/s の符号伝送が可能なもの	467,279 円
		40Mbit/s の符号伝送が可能なもの	529,070 円
		50Mbit/s の符号伝送が可能なもの	583,414 円
		60Mbit/s の符号伝送が可能なもの	631,376 円
		70Mbit/s の符号伝送が可能なもの	675,082 円
		80Mbit/s の符号伝送が可能なもの	715,596 円
		90Mbit/s の符号伝送が可能なもの	752,920 円
		100Mbit/s の符号伝送が可能なもの	788,115 円
		200Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,066,669 円
		300Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,272,885 円
		400Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,442,932 円
		500Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,589,575 円
		600Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,721,324 円
		700Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,841,372 円
		800Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,951,846 円
		900Mbit/s の符号伝送が可能なもの	2,054,873 円
		1Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,151,517 円
		2Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,914,773 円
3Gbit/s の符号伝送が可能なもの	3,481,226 円		
4Gbit/s の符号伝送が可能なもの	3,950,873 円		
5Gbit/s の符号伝送が可能なもの	4,358,819 円		
6Gbit/s の符号伝送が可能なもの	4,723,150 円		
7Gbit/s の符号伝送が可能なもの	5,056,630 円		
8Gbit/s の符号伝送が可能なもの	5,363,515 円		
9Gbit/s の符号伝送が可能なもの	5,650,188 円		
10Gbit/s の符号伝送が可能なもの	5,920,904 円		

2 - 6の3 - 3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネットフ レーム 伝送機 能	LAN型通信網により通 信路の設定及び伝送 を行う機能(単位料金 区域における通信に係 るものに限ります。)	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの	229,503 円
		20Mbit/s の符号伝送が可能なもの	310,550 円
		30Mbit/s の符号伝送が可能なもの	370,509 円
		40Mbit/s の符号伝送が可能なもの	419,502 円
		50Mbit/s の符号伝送が可能なもの	462,591 円
		60Mbit/s の符号伝送が可能なもの	500,619 円
		70Mbit/s の符号伝送が可能なもの	535,273 円
		80Mbit/s の符号伝送が可能なもの	567,396 円
		90Mbit/s の符号伝送が可能なもの	596,989 円
		100Mbit/s の符号伝送が可能なもの	624,894 円
		200Mbit/s の符号伝送が可能なもの	845,751 円
		300Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,009,248 円
		400Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,144,067 円
		500Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,260,329 円
		600Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,364,781 円
		700Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,459,955 円
		800Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,547,538 円
		900Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,629,216 円
		1Gbit/s の符号伝送が可能なもの	1,705,833 円
		2Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,310,893 円
3Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,759,905 円		
4Gbit/s の符号伝送が可能なもの	3,132,159 円		
5Gbit/s の符号伝送が可能なもの	3,455,489 円		
6Gbit/s の符号伝送が可能なもの	3,744,235 円		
7Gbit/s の符号伝送が可能なもの	4,008,520 円		
8Gbit/s の符号伝送が可能なもの	4,251,717 円		
9Gbit/s の符号伝送が可能なもの	4,478,888 円		
10Gbit/s の符号伝送が可能なもの	4,693,406 円		

別表1 接続により提供する機能

1 - 1 1 - 2以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備 考
端末回線伝送機能～ データ伝送機能	(略)	(略)
信号伝送機能～ 上記以外の機能	(略)	(略)

1 - 2 (略)

別表1 接続により提供する機能

1 - 1 1 - 2以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備 考
端末回線伝送機能～ データ伝送機能	(略)	(略)
イーサネットフレーム伝送 機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う 機能	
信号伝送機能～ 上記以外の機能	(略)	(略)

1 - 2 (略)

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施することとし、平成 23 年 3 月以降当社の準備が整い次第適用することとします。

# 網使用料算定根拠

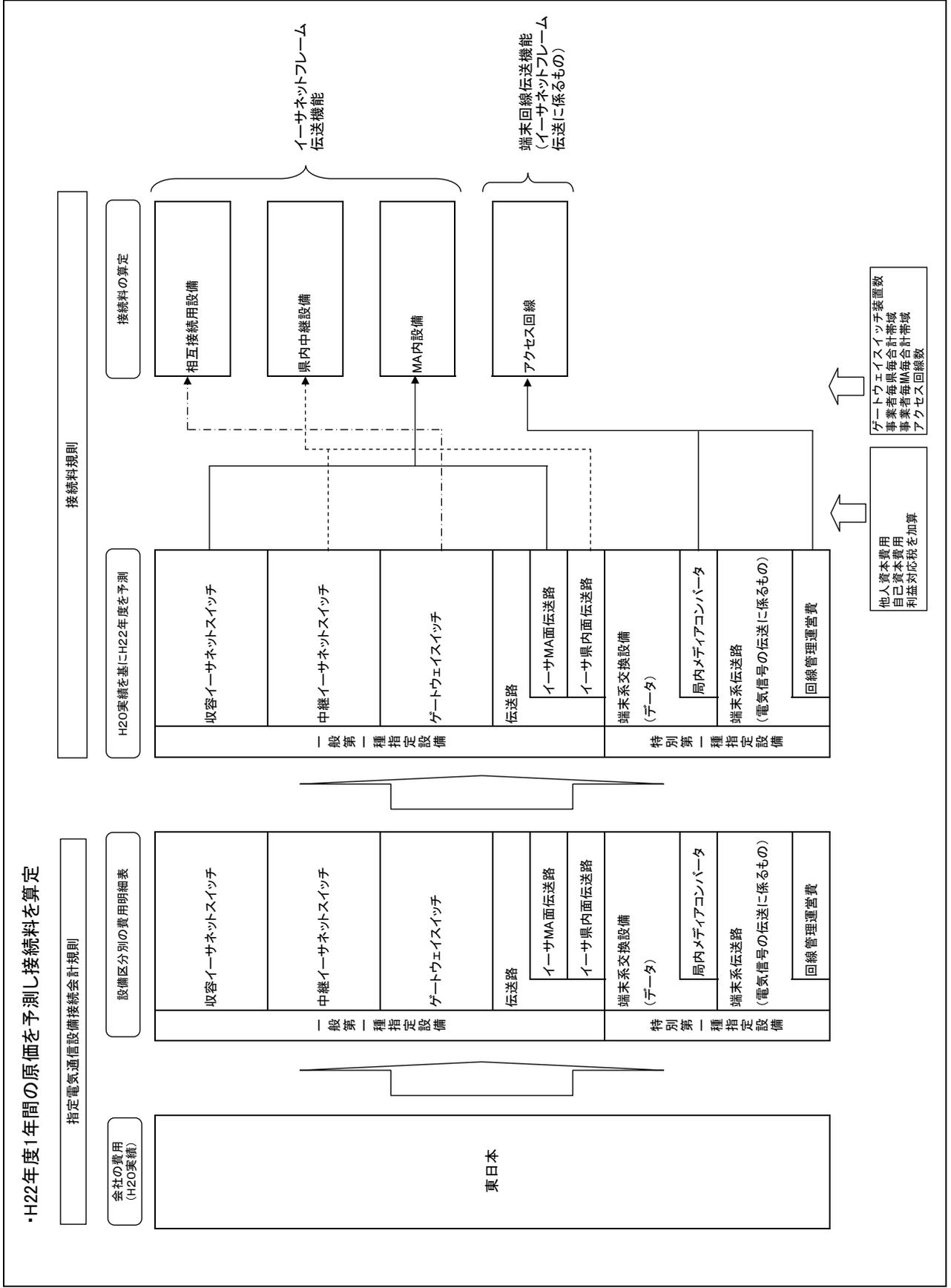
イーサネットフレーム伝送機能  
端末回線伝送機能(イーサネットフレーム伝送に係るもの)

<東日本>

## 目 次

I.算定手順	2
II.原価の算定及び料金の設定	3
III.投資等比率及び貯蔵品比率の算定	7
IV.接続料収納までの平均的な日数の算定	8
V.資本構成比率の算定	9
VI.他人資本利子率の算定	10
VII.自己資本利益率の算定	11
VIII.利益対応税率の算定	12
IX.料金設定に用いた需要数	13
X.料金設定に使用した貸倒率	14
(別紙)	
1. 県代表でのゲートウェイスイッチ接続に必要な県内伝送路費用	15
2. 局内メディアコンバータの1Gbps回線固有コストの分計比率	16
3. PVC換算係数の算定	17
4. 帯域換算係数の算定	18
(別添)	
1. 収容イーサネットスイッチの設備管理運営費	19
2. 収容イーサネットスイッチの固定資産	20
3. 中継イーサネットスイッチの設備管理運営費	21
4. 中継イーサネットスイッチの固定資産	22
5. ゲートウェイスイッチの設備管理運営費	23
6. ゲートウェイスイッチの固定資産	24
7. イーサ県内面伝送路の設備管理運営費	25
8. イーサ県内面伝送路の固定資産	26
9. イーサMA面伝送路の設備管理運営費	27
10. イーサMA面伝送路の固定資産	28
11. 局内メディアコンバータの設備管理運営費	29
12. 局内メディアコンバータの固定資産	30
13. 回線管理運営費の設備管理運営費	31
14. 回線管理運営費の固定資産	32
(参考)	
1. 設備区分別の費用明細表	33
2. 設備区分別固定資産明細表	34
3. 設備区分別の費用明細表(一般第一種指定設備の内訳)	36
4. 設備区分別固定資産明細表(一般第一種指定設備の内訳)	37
5. 設備区分別の費用明細表(一般第一種指定設備・伝送路の内訳)	38
6. 設備区分別固定資産明細表(一般第一種指定設備・伝送路の内訳)	39
7. 設備区分別の費用明細表(特別第一種指定設備・端末系交換設備の内訳)	40
8. 設備区分別固定資産明細表(特別第一種指定設備・端末系交換設備の内訳)	41
9. 設備区分別の費用明細表(特別第一種指定設備・端末系伝送路の内訳)	42
10. 設備区分別固定資産明細表(特別第一種指定設備・端末系伝送路の内訳)	43

# I. 算定手順



II. 原価の算定及び料金の設定

1. イーサネットフレーム伝送機能

(1) 原価の算定

(単位: 百万円)

区分	収容イーサネットスイッチ	中継イーサネットスイッチ	ゲートウェイスイッチ	伝送路				合計	備考	
				イーサ県内面伝送路		イーサMA面伝送路				
				ダークファイバ以外	ダークファイバ	ダークファイバ以外	ダークファイバ			
①設備管理運営費	5,139	1,004	7.39	1,317	263	12	997	45	7,467	(別添1)、(別添3)、(別添5)、(別添7)、(別添9)より
②他人資本費用	49	9	0.08	19	3	0	14	1	77	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	312	58	0.50	119	21	2	87	9	490	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	210	39	0.34	80	14	1	58	6	330	(③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	5,710	1,110	8.31	1,535	301	15	1,156	61	8,364	①+②+③+④

⑥正味固定資産	9,611	1,778	15.49	3,771	677	71	2,735	288	15,175	(別添2)、(別添4)、(別添6)、(別添8)、(別添10)より
⑦投資等	34	6	0.05	13	2	0	10	1	53	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	91	17	0.15	36	6	1	26	3	144	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	329	66	0.51	33	8	1	24	1	428	(①設備管理運営費-(⑦租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	10,065	1,867	16.20	3,853	693	73	2,795	293	15,800	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	565	105	0.91	216	39	4	157	16	887	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	203	40	0.25	37	8	0	28	0	280	
⑬減価償却費	2,288	435	3.05	1,010	194	7	777	32	3,736	(別添1)、(別添3)、(別添5)、(別添7)、(別添9)より
⑭固定資産除却損	19	4	0.02	6	1	0	3	2	29	

(2) 階梯別原価の算定

A. 相互接続用設備

(単位: 百万円)

区分	接続料原価	備考
①ゲートウェイスイッチ	8.31	(1)のゲートウェイスイッチの⑤
②伝送路	0.07	別紙1の③
③合計	8.38	①+②

B. 県内中継設備

(単位: 百万円)

区分	接続料原価	備考
①中継イーサネットスイッチ	1,110	(1)の中継イーサネットスイッチの⑤
②イーサ県内面伝送路ダークファイバ以外	301	(1)のイーサ県内面伝送路ダークファイバ以外の⑤
③イーサ県内面伝送路ダークファイバ	15	(1)のイーサ県内面伝送路ダークファイバの⑤
④合計	1,426	①+②+③

C. MA内設備

(単位: 百万円)

区分	接続料原価	備考
①収容イーサネットスイッチ	5,710	(1)の収容イーサネットスイッチの⑤
②イーサMA面伝送路ダークファイバ以外	1,156	(1)のイーサMA面伝送路ダークファイバ以外の⑤
③イーサMA面伝送路ダークファイバ	61	(1)のイーサMA面伝送路ダークファイバの⑤
④合計	6,927	①+②+③

(3) 料金の設定

A. 相互接続用設備

①装置の料金の設定

区分	接続料原価	備考
a.装置の原価(百万円)	8.31	(2)のAの①
b.伝送路の原価(百万円)	0.07	(2)のAの②
c.装置数(台)	2.08	Ⅸの1の③のゲートウェイスイッチ装置数(H22年度稼働)
d.他社利用装置数(台)	0.08	Ⅸの1の①のゲートウェイスイッチ装置数(H22年度稼働)
e.装置の料金(円/装置・月)	332,933	a÷c÷12か月
f.伝送路の料金(円/装置・月)	72,917	b÷d÷12か月
g.相互接続用設備の料金額(円/装置・月)	406,619	e×(1+X.料金設定に使用した貸倒率)+f

B. 県内中継設備<単位(Mbps)あたり料金算定>

①ダークファイバ以外の料金の設定

区分	接続料原価	備考
a.原価(百万円)	1,411	(2)のBの①+(2)のBの②
b.換算後帯域(Mbps)	1,107.87	Ⅸの4のダークファイバ以外の品目別換算後帯域合計(PVC+CUG)
c.料金(円/Mbps・月)	106.135	a÷b÷12か月

②ダークファイバの料金の設定

区分	接続料原価	備考
a.原価(百万円)	15	(2)のBの③
b.換算後帯域(Mbps)	141,969.93	Ⅸの4のダークファイバの品目別換算後帯域合計(PVC+CUG)
c.料金(円/Mbps・月)	9	a÷b÷12か月

C. MA内設備<単位(Mbps)あたり料金算定>

①ダークファイバ以外の料金の設定

区分	接続料原価	備考
a.原価(百万円)	6,866	(2)のCの①+(2)のCの②
b.換算後帯域(Mbps)	6,798.88	Ⅸの5のダークファイバ以外の品目別換算後帯域合計(PVC+CUG)
c.料金(円/Mbps・月)	84,156	a÷b÷12か月

②ダークファイバの料金の設定

区分	接続料原価	備考
a.原価(百万円)	61	(2)のCの③
b.換算後帯域(Mbps)	680,411.00	Ⅸの5のダークファイバの品目別換算後帯域合計(PVC+CUG)
c.料金(円/Mbps・月)	7	a÷b÷12か月

(4) 県内中継設備、MA内中継設備の品目別料金の設定

A. 県内中継設備

1. 算定方法

(3)のBの①のc×ダークファイバ以外の品目別換算後帯域 + (3)のBの②のc×ダークファイバの品目別換算後帯域) × (1+X.料金設定に使用した貸倒率) = 県内中継設備の品目別料金額  
 ※品目別換算後帯域:IXの4の②品目別換算後帯域のPVCより

2. 算定結果

品目	品目別換算後帯域(Mbps)		料金額(都道府県毎・事業者毎・円/月)
	ダークファイバ以外	ダークファイバ	
10Mbps	2.72	10.00	289,444
20Mbps	3.68	20.00	391,659
30Mbps	4.39	30.00	467,279
40Mbps	4.97	40.00	529,070
50Mbps	5.48	50.00	583,414
60Mbps	5.93	60.00	631,376
70Mbps	6.34	70.00	675,082
80Mbps	6.72	80.00	715,596
90Mbps	7.07	90.00	752,920
100Mbps	7.40	100.00	788,115
200Mbps	10.01	200.00	1,066,669
300Mbps	11.94	300.00	1,272,885
400Mbps	13.53	400.00	1,442,932
500Mbps	14.90	500.00	1,589,575
600Mbps	16.13	600.00	1,721,324
700Mbps	17.25	700.00	1,841,372
800Mbps	18.28	800.00	1,951,846
900Mbps	19.24	900.00	2,054,873
1Gbps	20.14	1,000.00	2,151,517
2Gbps	27.23	2,000.00	2,914,773
3Gbps	32.47	3,000.00	3,481,226
4Gbps	36.80	4,000.00	3,950,873
5Gbps	40.55	5,000.00	4,358,819
6Gbps	43.89	6,000.00	4,723,150
7Gbps	46.94	7,000.00	5,056,630
8Gbps	49.74	8,000.00	5,363,515
9Gbps	52.35	9,000.00	5,650,188
10Gbps	54.81	10,000.00	5,920,904
以降1Gbpsごとに	-	-	592,090.4

B. MA内設備

1. 算定方法

(3)のCの①のc×ダークファイバ以外の品目別換算後帯域 + (3)のCの②のc×ダークファイバの品目別換算後帯域) × (1+X.料金設定に使用した貸倒率) = MA内設備の品目別料金額  
 ※品目別換算後帯域:IXの5の②品目別換算後帯域のPVCより

2. 算定結果

品目	品目別換算後帯域(Mbps)		料金額(単位料金区域毎・事業者毎・円/月)
	ダークファイバ以外	ダークファイバ	
10Mbps	2.72	10.00	229,503
20Mbps	3.68	20.00	310,550
30Mbps	4.39	30.00	370,509
40Mbps	4.97	40.00	419,502
50Mbps	5.48	50.00	462,591
60Mbps	5.93	60.00	500,619
70Mbps	6.34	70.00	535,273
80Mbps	6.72	80.00	567,396
90Mbps	7.07	90.00	596,989
100Mbps	7.40	100.00	624,894
200Mbps	10.01	200.00	845,751
300Mbps	11.94	300.00	1,009,248
400Mbps	13.53	400.00	1,144,067
500Mbps	14.90	500.00	1,260,329
600Mbps	16.13	600.00	1,364,781
700Mbps	17.25	700.00	1,459,955
800Mbps	18.28	800.00	1,547,538
900Mbps	19.24	900.00	1,629,216
1Gbps	20.14	1,000.00	1,705,833
2Gbps	27.23	2,000.00	2,310,893
3Gbps	32.47	3,000.00	2,759,905
4Gbps	36.80	4,000.00	3,132,159
5Gbps	40.55	5,000.00	3,455,489
6Gbps	43.89	6,000.00	3,744,235
7Gbps	46.94	7,000.00	4,008,520
8Gbps	49.74	8,000.00	4,251,717
9Gbps	52.35	9,000.00	4,478,888
10Gbps	54.81	10,000.00	4,693,406
以降1Gbpsごとに	-	-	469,340.6

2. 端末回線伝送機能

(1) 原価の算定

(単位: 百万円)

区分	局内メディアコンバータ	回線管理運営費	合計	備考
①設備管理運営費	525	505	1,029	(別添11)、(別添13)より
②他人資本費用	7	0	7	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	45	2	47	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	30	1	32	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	607	508	1,115	①+②+③+④

⑥正味固定資産	1,425	0	1,425	(別添12)、(別添14)より
⑦投資等	5	0	5	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	14	0	14	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	15	63	78	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45,625日÷365日
⑩レートベース	1,459	63	1,522	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	82	4	85	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	11	0	11	(別添11)、(別添13)より
⑬減価償却費	394	0	394	
⑭固定資産除却損	2	0	2	

(2) 料金の設定

A. 局内メディアコンバータ

区分	接続料原価	備考
a.1Gbps回線に係る固有原価	42	(1)の局内メディアコンバータの⑤×別紙2の①の比率
b.全回線の共通原価	565	(1)の局内メディアコンバータの⑤×別紙2の②の比率
c.1Gbps回線数	596.6	Ⅸの3の①1Gbps回線数(H22年度稼働)
d.全回線数	17,503.9	Ⅸの3の③合計回線数(H22年度稼働)
e.1Gbps回線に係る固有の料金(円/回線・月)	5,867	a÷c÷12ヵ月
f.全回線に係る共通の料金(円/回線・月)	2,690	b÷d÷12ヵ月

B. 回線管理運営費

区分	接続料原価	備考
a.原価(百万円)	508	(1)の⑤の回線管理運営費
b.回線数	16,993.9	Ⅸの2の③合計回線数(H22年度稼働)
c.料金(円/回線・月)	2,491	a÷b÷12ヵ月

(3) 品目別料金の算定

品目	1Gbps回線	1Gbps回線以外	備考
a. 加入者回線 (円/回線・月)	4,572	4,572	接続約款料金表 第1網使用料 2-1-1-1の(3)端末回線伝送機能 ウ1芯式のもの (ウ)より
b. 局内メディアコンバータ (円/回線・月)	8,557	2,690	1Gbps回線:(2)のAのe+(2)のAのf、1Gbps回線以外:(2)のAのe
c. 回線管理運営費 (円/回線・月)	2,491	2,491	(2)のBのc
d. 合計 (円/回線・月)	15,646	9,765	a + (b+c) × (1+X.料金設定に使用した貸倒率)

### Ⅲ. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定

#### (1) 投資等比率の算定

(単位：百万円)

区分	首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	2,391,224 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの) (※)	8,337 (B)
投資等比率 (B ÷ A)	0.0035 (C)

※ 投資等は、収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

#### (2) 貯蔵品比率の算定

(単位：百万円)

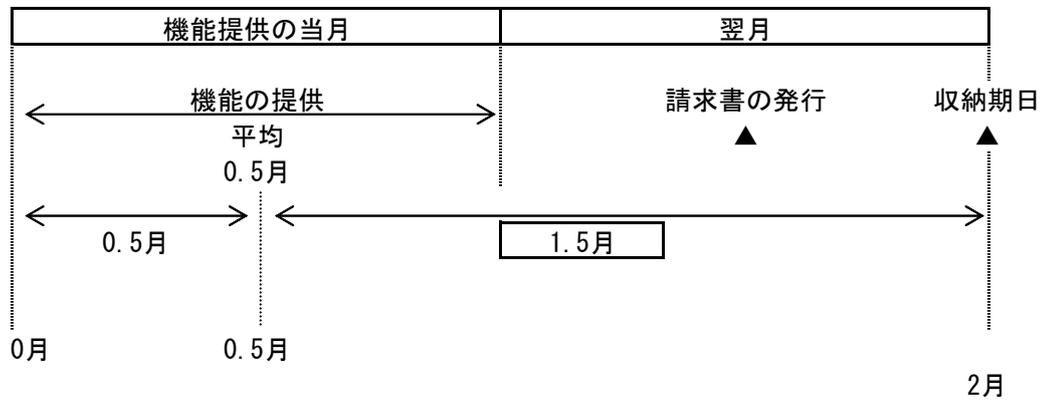
区分	首末平均残高
電気通信事業固定資産	2,945,205 (A)
貯蔵品 (※)	27,905 (B)
貯蔵品比率 (B ÷ A)	0.0095 (C)

※ 貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注) なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

#### IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定

##### (1) 機能の提供と接続料の収納までの日程



##### (2) 機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

$$= \frac{1.5 \text{ ヵ月}}{(1) \text{ より}} \div 12 \text{ ヵ月} \times 365 \text{ 日} = \boxed{45.625 \text{ 日}}$$

## V. 資本構成比率の算定

### (1) 資本の状況

(単位：百万円)

B/S (H20) 稼働ベース		レートベース	(資本構成)
電気通信事業 固定資産 2,945,205	有利子負債 883,766 (0.236)	→ ③圧縮後の資本構成比	↑ 負債 ↓
	その他の負債 483,219 (0.129)		
	退職給付引当金 302,203 (0.081)	H20稼働 電気通信事業固定資産 2,945,205	有利子負債 883,766 (0.282)
	自己資本 2,072,393 (0.554)	貯蔵品(月平均) 27,905	退職給付引当金 175,598 (0.056)
流動資産等 796,377		投資等 8,832	自己資本 2,072,393 (0.662)
		運転資本 149,815	計 3,131,757
計 3,741,582	①流動資産の理論値と 実績の差 186,552-796,377=▲609,824	計 3,131,757	
	②流動資産の 圧縮 ▲609,824		↑ 資本 ↓

### (2) 他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \frac{883,766 + 175,598}{3,131,757} = 0.338$$

### (3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{883,766}{883,766 + 175,598} = 0.834$$

### (4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - \frac{0.834}{0.834} = 0.166$$

### (5) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \frac{0.338}{0.338} = 0.662$$

## VI. 他人資本利子率の算定

### (1) 有利子負債に対する利子率

有利子負債の額に対する他人資本費用の平成20年度実績とした。

$$\text{有利子負債に対する利子率} = \boxed{1.42\%}$$

(単位：%)

年度	20
区分	
他人資本利子率	1.42

(注) 借入金の平均利子率である。

### (2) 有利子負債以外の負債の利子相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

$$\text{有利子負債以外の負債の利子相当率} = \boxed{1.56\%}$$

(単位：%)

年度	16	17	18	19	20	平均
区分						
他人資本利子率	1.52	1.40	1.79	1.63	1.48	1.56

(注) 国債(利付・10年物)の平均利回りである。

### (3) 他人資本利子率

$$\text{他人資本利子率} = 1.42\% \times 0.834 + 1.56\% \times 0.166 = \boxed{1.44\%}$$

(有利子負債に対する利子率×有利子負債比率+国債利回り×有利子負債以外の負債の比率)

VII. 自己資本利益率の算定

1. CAPM的手法による自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度			平均(注4)
	18	19	20	2年平均
①主要企業の自己資本利益率(注1)	6.10	7.21	1.13	—
β値の適用	○	○	×	—
②リスクフリーレート(注2)	1.79	1.63	1.48	—
①-②	4.31	5.58	—	—
選択される自己資本利益率	β = 0.6 (注3)		—	4.68

(注1) 主要企業の自己資本利益率は「日経経営指標」より。ただし平成20年度は速報値である。

(注2) リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債10年ものの利回りを使用した。

(注3) β値については、昨年度と同とした。

(注4) 算定期間については、3年間とした。ただし、平成20年度については主要企業の自己資本利益率がリスクフリーレートを下回っているため除外している。

2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度					平均
	16	17	18	19	20	
主要企業の自己資本利益率	5.39	7.08	6.10	7.21	1.13	5.38

(注) 「日経経営指標」より。ただし平成20年度は速報値である。

3. 料金算定に採用した自己資本利益率

上記1, 2を勘案し、低い方の1のCAPM的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率 = 4.68%

## VII. 利益対応税率の算定

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

$$\text{利益対応税率} = \boxed{65.40\%}$$

(算定方法)

### 1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を  $y$ 、税額を  $x_n$  とする。

②事業税実効税率

事業税額を  $x_1$ 、地方特別法人税を  $x_2$  ( $= x_1 \times 1.48$ ) とする。

$$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.029$$

$$= (y - (x_1 + x_1 \times 1.48)) \times 0.029 \quad \rightarrow$$

$$x_1 = \frac{0.029}{1+0.072} \times y = \underline{0.0271y}$$

③地方法人特別税実効税率

地方特別法人税を  $x_2$  とする。

$$x_2 = x_1 \times 1.48$$

$$= 1.48 \times 0.0271y$$

$$= \underline{0.0401y}$$

④法人税実効税率

法人税額を  $x_3$  とする。

$$x_3 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.3$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.3$$

$$= \underline{0.2798y}$$

⑤道府県民税実効税率

道府県民税額を  $x_4$  とする。

$$x_4 = \text{法人税額} \times 0.05$$

$$= 0.2798y \times 0.05 =$$

$$\underline{0.0140y}$$

⑥市町村民税実効税率

市町村民税額を  $x_5$  とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.123$$

$$= 0.2798y \times 0.123 =$$

$$\underline{0.0344y}$$

⑦税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を  $x$  とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5$$

$$= \underline{0.3954y}$$

### 2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を  $z$ 、税引前利益を  $y$ 、税額を  $x$  とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3954y}{(1-0.3954)y} = \frac{0.3954y}{0.6046y} = 0.6540$$

税引前利益  $y$

利益対応税

$$x = 0.3954y$$

税引後利益

$$z = (1-0.3954)y$$

IX. 料金設定に用いた需要数

1. ゲートウェイスイッチ装置数

区分	H20年度末 (実績)	H21年度末	H22年度末	H22年度稼動	備考
①ゲートウェイスイッチ装置数(累代表-MA代表接続用)	0	0	1	0.08	H23.3の1ヶ月稼動
②ゲートウェイスイッチ装置数(東日本代表)	2	2	2	2.00	
③合計	2	2	3	2.08	

2. アクセス回線数

区分	H20年度末 (実績)	H21年度末	H22年度末	H22年度稼動	備考
①1Gbps回線数	70	237	924	579.1	PVC回線数はH23.3の1ヶ月稼動
②1Gbps以外の回線数	1,983	6,725	26,155	16,414.8	
③合計	2,053	6,962	27,079	16,993.9	

3. デュアルアクセス回線をシングルアクセス回線換算したアクセス回線数

区分	H20年度末 (実績)	H21年度末	H22年度末	H22年度稼動	備考
①1Gbps回線数	85	244	952	596.6	PVC回線数はH23.3の1ヶ月稼動
②1Gbps以外の回線数	2,003	6,927	26,938	16,907.3	
③合計	2,088	7,171	27,890	17,503.9	

4. 県内中継設備利用帯域

(算定方法)

当該品目契約帯域 × PVC換算係数(別紙3) × 帯域換算係数(別紙4) = 品目別換算後帯域(Mbps)  
 ※10Gbps以上の品目については、10Gbpsの品目別換算後帯域 × 当該品目契約帯域(10Gbps)にて算定する。  
 ※PVC-CUG共にダークファイバには帯域換算係数(別紙4)は乗じない。  
 H22年度稼動需要数 × 品目別換算後帯域 = 品目別換算後帯域合計(Mbps)

(算定結果)

品目	①H22年度稼動需要数		②品目別換算後帯域(Mbps)				品目別換算後帯域合計(Mbps) (①×②)			
	PVC	CUG	ダークファイバ以外		ダークファイバ		ダークファイバ以外		ダークファイバ	
			PVC	CUG	PVC	CUG	PVC	CUG	PVC	CUG
10Mbps	0.00	0.0	2.72	2.32	10.00	6.94	0.00	0.00	0.00	0.00
20Mbps	0.00	0.0	3.68	3.14	20.00	13.89	0.00	0.00	0.00	0.00
30Mbps	0.00	0.0	4.39	3.74	30.00	20.83	0.00	0.00	0.00	0.00
40Mbps	0.00	0.0	4.97	4.24	40.00	27.78	0.00	0.00	0.00	0.00
50Mbps	0.00	0.0	5.48	4.67	50.00	34.72	0.00	0.00	0.00	0.00
60Mbps	0.00	0.0	5.93	5.06	60.00	41.67	0.00	0.00	0.00	0.00
70Mbps	0.00	0.0	6.34	5.41	70.00	48.61	0.00	0.00	0.00	0.00
80Mbps	0.00	0.0	6.72	5.73	80.00	55.56	0.00	0.00	0.00	0.00
90Mbps	0.00	0.0	7.07	6.04	90.00	62.50	0.00	0.00	0.00	0.00
100Mbps	0.00	0.0	7.40	6.32	100.00	69.44	0.00	0.00	0.00	0.00
200Mbps	0.00	0.0	10.01	8.54	200.00	138.89	0.00	0.00	0.00	0.00
300Mbps	0.00	0.0	11.94	10.19	300.00	208.33	0.00	0.00	0.00	0.00
400Mbps	0.00	0.5	13.53	11.54	400.00	277.78	0.00	5.77	0.00	138.89
500Mbps	0.00	1.0	14.90	12.72	500.00	347.22	0.00	12.72	0.00	347.22
600Mbps	0.00	0.0	16.13	13.77	600.00	416.66	0.00	0.00	0.00	0.00
700Mbps	0.00	0.0	17.25	14.72	700.00	486.11	0.00	0.00	0.00	0.00
800Mbps	0.00	0.0	18.28	15.60	800.00	555.55	0.00	0.00	0.00	0.00
900Mbps	0.00	0.5	19.24	16.42	900.00	625.00	0.00	8.21	0.00	312.50
1Gbps	0.00	0.0	20.14	17.19	1,000.00	694.44	0.00	0.00	0.00	0.00
2Gbps	0.00	4.5	27.23	23.24	2,000.00	1,388.88	0.00	104.58	0.00	624.99
3Gbps	0.00	1.5	32.47	27.71	3,000.00	2,083.32	0.00	41.57	0.00	312.49
4Gbps	0.00	1.0	36.80	31.41	4,000.00	2,777.76	0.00	31.41	0.00	277.78
5Gbps	0.04	0.5	40.55	34.60	5,000.00	3,472.20	1.62	17.30	200.00	173.61
6Gbps	0.00	2.0	43.89	37.46	6,000.00	4,166.64	0.00	74.52	0.00	633.28
7Gbps	0.00	0.5	46.94	40.08	7,000.00	4,961.08	0.00	20.03	0.00	243.64
8Gbps	0.00	1.0	49.74	42.45	8,000.00	5,555.52	0.00	42.45	0.00	555.52
9Gbps	0.00	0.5	52.35	44.68	9,000.00	6,249.96	0.00	23.34	0.00	312.48
10Gbps	0.00	0.0	54.81	46.77	10,000.00	6,944.40	0.00	0.00	0.00	0.00
12Gbps	0.00	1.0	65.77	56.12	12,000.00	8,333.28	0.00	56.12	0.00	833.28
14Gbps	0.00	0.5	76.73	65.48	14,000.00	9,722.16	0.00	32.74	0.00	461.08
23Gbps	0.00	0.5	126.06	107.57	23,000.00	15,972.12	0.00	53.79	0.00	798.06
35Gbps	0.00	0.5	191.84	163.70	35,000.00	24,305.40	0.00	81.85	0.00	1215.70
44Gbps	0.00	0.5	241.16	205.79	44,000.00	30,555.38	0.00	102.90	0.00	1527.68
170Gbps	0.00	0.5	931.77	795.09	170,000.00	118,054.60	0.00	397.55	0.00	5902.40
合計	0.04	17.0	-	-	-	-	1.62	1,106.25	200.00	141,769.93

5. MA内設備利用帯域

(算定方法)

当該品目契約帯域 × PVC換算係数(別紙3) × 帯域換算係数(別紙4) = 品目別換算後帯域(Mbps)  
 ※10Gbps以上の品目については、10Gbpsの品目別換算後帯域 × 当該品目契約帯域(10Gbps)にて算定する。  
 ※PVC-CUG共にダークファイバには帯域換算係数(別紙4)は乗じない。  
 H22年度稼動需要数 × 品目別換算後帯域 = 品目別換算後帯域合計(Mbps)

(算定結果)

品目	①H22年度稼動需要数		②品目別換算後帯域(Mbps)				品目別換算後帯域合計(Mbps) (①×②)			
	PVC	CUG	ダークファイバ以外		ダークファイバ		ダークファイバ以外		ダークファイバ	
			PVC	CUG	PVC	CUG	PVC	CUG	PVC	CUG
10Mbps	0.00	1.0	2.72	2.16	10.00	5.90	0.00	2.16	0.00	5.90
20Mbps	0.00	1.0	3.68	2.92	20.00	11.80	0.00	2.92	0.00	11.80
30Mbps	0.00	1.0	4.39	3.49	30.00	17.70	0.00	3.49	0.00	17.70
40Mbps	0.00	0.5	4.97	3.95	40.00	23.60	0.00	23.60	0.00	177.00
50Mbps	0.00	1.0	5.48	4.35	50.00	29.50	0.00	4.35	0.00	29.50
60Mbps	0.00	1.0	5.93	4.71	60.00	35.40	0.00	4.71	0.00	35.40
70Mbps	0.00	3.0	6.34	5.04	70.00	41.30	0.00	15.12	0.00	123.90
80Mbps	0.00	0.5	6.72	5.34	80.00	47.20	0.00	2.67	0.00	23.60
90Mbps	0.00	2.0	7.07	5.62	90.00	53.10	0.00	11.24	0.00	106.20
100Mbps	0.00	3.0	7.40	5.89	100.00	59.00	0.00	17.67	0.00	177.00
200Mbps	0.00	15.0	10.01	7.96	200.00	118.00	0.00	123.38	0.00	1,829.00
300Mbps	0.00	9.0	11.94	9.49	300.00	177.00	0.00	85.41	0.00	1,593.00
400Mbps	0.00	14.0	13.53	10.75	400.00	236.00	0.00	150.50	0.00	3,304.00
500Mbps	0.00	9.5	14.90	11.85	500.00	295.00	0.00	112.58	0.00	2,802.50
600Mbps	0.00	11.5	16.13	12.83	600.00	354.00	0.00	147.55	0.00	4,071.00
700Mbps	0.00	6.0	17.25	13.71	700.00	413.00	0.00	82.26	0.00	2,478.00
800Mbps	0.00	7.5	18.28	14.53	800.00	472.00	0.00	108.98	0.00	3,540.00
900Mbps	0.00	5.5	19.24	15.30	900.00	531.00	0.00	84.15	0.00	2,920.50
1Gbps	0.00	5.0	20.14	16.01	1,000.00	590.00	0.00	80.05	0.00	2,950.00
2Gbps	0.00	32.0	27.23	21.85	2,000.00	1,180.00	0.00	692.90	0.00	37,780.00
3Gbps	0.00	21.5	32.47	25.92	3,000.00	1,770.00	0.00	555.13	0.00	38,055.00
4Gbps	0.00	6.5	36.80	29.26	4,000.00	2,360.00	0.00	243.71	0.00	20,060.00
5Gbps	0.04	4.0	40.55	32.24	5,000.00	2,950.00	1.62	128.96	200.00	11,800.00
6Gbps	0.00	5.0	43.89	34.90	6,000.00	3,540.00	0.00	174.50	0.00	17,700.00
7Gbps	0.00	1.5	46.94	37.32	7,000.00	4,130.00	0.00	55.98	0.00	6,195.00
8Gbps	0.00	2.0	49.74	39.55	8,000.00	4,720.00	0.00	79.10	0.00	8,440.00
9Gbps	0.00	2.0	52.35	41.62	9,000.00	5,310.00	0.00	83.24	0.00	10,620.00
10Gbps	0.00	3.0	54.81	43.57	10,000.00	5,900.00	0.00	130.71	0.00	17,700.00
11Gbps	0.00	2.5	60.29	47.93	11,000.00	6,490.00	0.00	119.83	0.00	16,225.00
12Gbps	0.00	2.5	65.77	52.28	12,000.00	7,080.00	0.00	130.70	0.00	17,700.00
15Gbps	0.00	2.0	82.22	65.36	15,000.00	8,850.00	0.00	130.72	0.00	17,700.00
16Gbps	0.00	1.0	87.70	69.71	16,000.00	9,440.00	0.00	69.71	0.00	9,440.00
17Gbps	0.00	0.5	93.18	74.07	17,000.00	10,030.00	0.00	37.04	0.00	5,015.00
19Gbps	0.00	0.5	104.14	82.78	19,000.00	11,210.00	0.00	41.39	0.00	5,605.00
21Gbps	0.00	0.5	115.10	91.50	21,000.00	12,390.00	0.00	45.75	0.00	6,195.00
23Gbps	0.00	1.0	126.06	100.21	23,000.00	13,570.00	0.00	100.21	0.00	13,570.00
24Gbps	0.00	0.5	131.54	104.57	24,000.00	14,160.00	0.00	52.29	0.00	7,080.00
35Gbps	0.00	0.5	191.84	152.50	35,000.00	20,650.00	0.00	76.25	0.00	10,325.00
36Gbps	0.00	0.5	197.32	156.85	36,000.00	21,240.00	0.00	78.43	0.00	10,620.00
40Gbps	0.00	0.5	219.24	174.28	40,000.00	23,600.00	0.00	87.14	0.00	11,800.00
41Gbps	0.00	0.5	224.72	178.64	41,000.00	24,190.00	0.00	89.32	0.00	12,095.00
42Gbps	0.00	1.0	230.20	182.99	42,000.00	24,780.00	0.00	182.99	0.00	24,780.00
87Gbps	0.00	0.5	476.85	379.06	87,000.00	51,330.00	0.00	189.53	0.00	25,665.00
202Gbps	0.00	0.5	1,107.16	880.11	202,000.00	119,180.00	0.00	440.06	0.00	59,590.00
784Gbps	0.00	0.5	4,287.10	3,415.89	784,000.00	462,560.00	0.00	1,707.95	0.00	231,280.00
合計	0.04	199.5	-	-	-	-	1.62	6,797.26	200.00	680,211.00

X.料金設定に使用した貸倒率

(単位:百万円)

	H20	備考
①接続料の貸倒額	603	参考1.設備区分別の費用明細表より
②接続料	261,056	H20年度実績 (接続会計報告書 様式第1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、 接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)
貸倒率	0.23098%	①÷②

(別紙1)

県代表でのゲートウェイスイッチ接続に必要な県内伝送路費用

区分	H22年度	備考
①ゲートウェイスイッチまでの芯線長(m)	55,800	ゲートウェイスイッチ～県代表ビル間の伝送距離
②光信号中継伝送機能基本料(円/m・芯・月)	1,174	H22.3.1認可の接続約款料金表 第1網使用料 2-5-3 光信号中継伝送機能より
③伝送路費用(百万円)	0.07	①×②(H23.3からの接続を想定し1ヶ月稼働分を算定)

(別紙2)

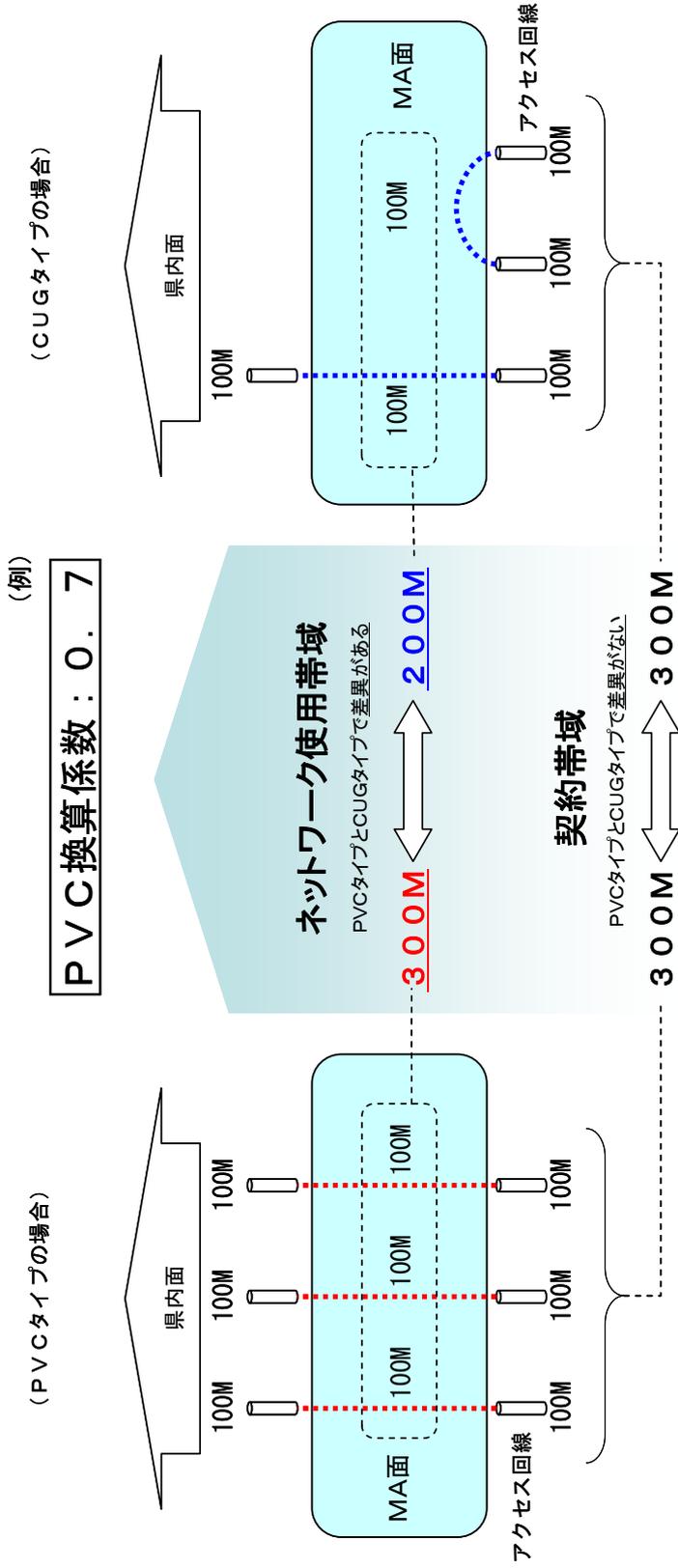
局内メディアコンバータの1Gbps回線固有コストの分計比率

区分	①1Gbps回線に係る固有設備	②左記以外の設備	備考
固定資産価額(百万円)	133	1,780	平成22年度予測値
比率	0.06952	0.93048	

(別紙3)PVC換算係数の算定

- PVCタイプとCUGタイプでは、アクセス回線の契約帯域に対するネットワークの使用帯域に差異がある。
- この差分をコスト配賦に反映させるためPVC換算係数を用いる。

<イメージ>



<算定式>

県内中継設備 : 県内中継設備のネットワーク使用帯域 / 県内中継設備の総契約帯域  
 MA内設備 : MA内設備のネットワーク使用帯域 / MA内設備の総契約帯域

料金算定に用いたPVC換算係数 (H20年度実績に基づき算定)

	PVC	CUG
県内中継設備	1.00000	0.69444
MA内設備	1.00000	0.59000

## (別紙4) 帯域換算係数の算定

■市販イーサネットスイッチのポート帯域とポート単価から帯域とコストの関係式を推定し、各ポートのポート容量を換算する比率を算出

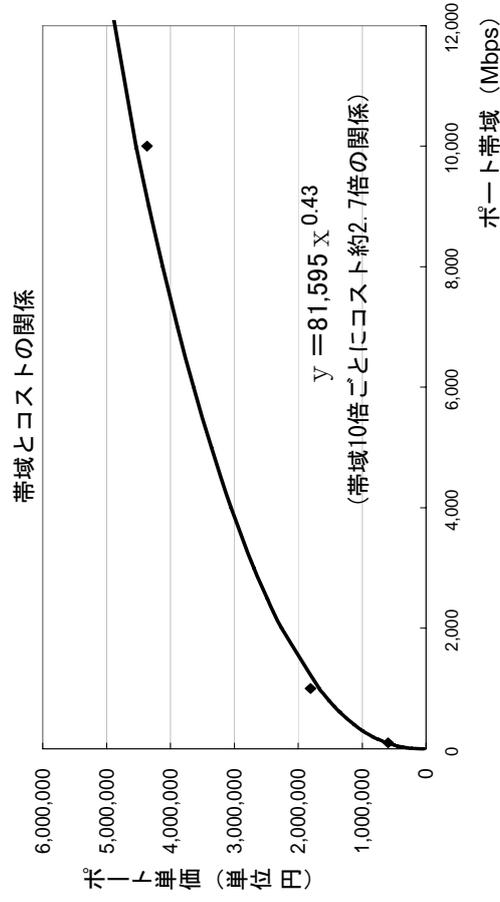
### ○モデル機種と選定理由

- ・市販イーサネットスイッチのうち、冗長化構成とすることができ、かつ10Gbpsのポートを搭載可能で、通信事業者や一般企業向けに広く使われている実績のある機種であることから、シスコシステムズ社のイーサネットスイッチ装置「Catalyst 6504」(2005年発売開始)をモデルとした。

帯域とポートあたり価格の関係 (※)

ポート帯域	比率	ポート単価	比率
100 Mbps	1	580,917円	1.0
1,000 Mbps (1 Gbps)	10	1,777,125円	3.1
10,000 Mbps (10 Gbps)	100	4,300,625円	7.4

(販売価格は、2009.12月時点)



※販売価格はシスコシステムズ製品の国内の大手販売代理店が公開している価格表に基づく。

(別添1) 収容イーサネットスイッチの設備管理運営費

(単位:百万円)

	H20年度 実績	H21年度	H22年度	算定方法
営業費	0	0	0	H20年度と同
施設保全費	538	1,215	1,674	前年度値×取得固定資産伸び率等に効率化を加味
共通費・管理費	164	375	532	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化を加味
試験研究費	646	473	389	前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化を加味
通信設備使用料	5	12	18	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	69	152	203	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	650	1,741	2,288	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	10	24	35	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
(再)除却損	5	13	19	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	2,083	3,991	5,139	

(別添2) 収容イーサネットスイッチの固定資産

(単位:百万円)

		H20年度 実績	H21年度	H22年度	算定方法
機械設備	装置本体	2,176	5,137	7,508	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 除却損
	正味固定資産	1,973	4,127	5,125	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 減価償却費(当年度取得分は半稼動) - 除却損
線路設備	その他	614	1,450	2,119	前年度値 × 装置本体の取得固定資産伸び率
	取得固定資産	254	599	875	前年度値 × 装置本体の取得固定資産伸び率
土木設備	ケーブル	0	0	0	—
	その他	0	0	0	—
建物	取得固定資産	0	0	0	—
	正味固定資産	0	0	0	—
その他	取得固定資産	1,410	3,329	4,866	前年度値 × 機械設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	495	1,168	1,707	前年度値 × 機械設備の取得固定資産伸び率
合計	取得固定資産	1,287	3,039	4,441	前年度値 × 機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	552	1,302	1,904	前年度値 × 機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
合計		5,487	12,955	18,935	
		3,273	7,196	9,611	

(別添3) 中継イーサネットスイッチの設備管理運営費

(単位:百万円)

	H20年度 実績	H21年度	H22年度	算定方法
営業費	0	0	0	H20年度と同
施設保全費	124	275	341	前年度値×取得固定資産伸び率等に効率化を加味
共通費・管理費	38	85	107	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化を加味
試験研究費	149	98	70	前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化を加味
通信設備使用料	1	3	4	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	16	34	40	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	118	376	435	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	2	5	7	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
(再)除却損	1	3	4	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	447	877	1,004	

(別添4) 中継イーサネットスイッチの固定資産

(単位:百万円)

		H20年度 実績	H21年度	H22年度	算定方法
機械設備	装置本体	476	1,106	1,439	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 除却損
	その他	427	883	946	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 減価償却費 (当年度取得分は半稼動) - 除却損
線路設備	ケーブル	0	0	0	—
	その他	0	0	0	—
土木設備	取得固定資産	0	0	0	—
	正味固定資産	0	0	0	—
建物	取得固定資産	302	702	914	前年度値 × 機械設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	106	246	320	前年度値 × 機械設備の取得固定資産伸び率
その他	取得固定資産	271	629	818	前年度値 × 機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	118	275	358	前年度値 × 機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
合計		1,178	2,740	3,565	
		702	1,522	1,778	

(別添5) ゲートウェイスイッチの設備管理運営費

(単位:百万円)

	H20年度 実績	H21年度	H22年度	算定方法
営業費	0.00	0.00	0.00	H20年度と同
施設保全費	1.99	2.28	2.33	前年度値×取得固定資産伸び率等に効率化を加味
共通費・管理費	0.60	0.63	0.64	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化を加味
試験研究費	2.39	1.05	1.06	前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化を加味
通信設備使用料	0.02	0.02	0.02	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	0.26	0.25	0.25	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	1.74	3.67	3.05	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	0.04	0.04	0.04	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
(再)除却損	0.02	0.02	0.02	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	7.03	7.95	7.39	

(別添6) ゲートウェイスイッチの固定資産

(単位:百万円)

		H20年度 実績	H21年度	H22年度	算定方法
機械設備	装置本体	13.26	14.24	15.00	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 除却損
	その他	8.23	7.63	6.82	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 減価償却費(当年度取得分は半稼動) - 除却損
線路設備	ケーブル	0.00	0.00	0.00	—
	その他	0.00	0.00	0.00	—
土木設備	取得固定資産	0.00	0.00	0.00	—
	正味固定資産	0.00	0.00	0.00	—
建物	取得固定資産	6.36	6.83	7.20	前年度値 × 機械設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	2.23	2.39	2.52	前年度値 × 機械設備の取得固定資産伸び率
その他	取得固定資産	8.81	9.46	9.96	前年度値 × 機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	3.22	3.46	3.64	前年度値 × 機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
合計	取得固定資産	32.35	34.73	36.60	
	正味固定資産	15.89	15.86	15.49	

(別添7) イーサネット内面伝送路の設備管理運営費

(単位:百万円)

	H20年度 実績	H21年度	H22年度	算定方法
営業費	0	0	0	H20年度と同
施設保全費	24	43	44	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化を加味
共通費・管理費	10	18	18	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化を加味
試験研究費	9	0	0	前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化を加味
通信設備使用料	0	1	1	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	6	10	8	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	141	232	201	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	1	3	3	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
(再)除却損	1	1	1	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	192	306	275	

(別添8) イーサ県内面伝送路の固定資産

(単位:百万円)

		H20年度 実績	H21年度	H22年度	算定方法
機械設備	装置本体	500	924	971	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 除却損
	正味固定資産	402	659	529	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 減価償却費(当年度取得分は半稼動) - 除却損
線路設備	その他	100	169	178	前年度値 × 装置本体の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	24	42	44	前年度値 × 装置本体の取得固定資産伸び率
土木設備	ケーブル	85	149	156	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 除却損
	その他	8	14	21	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 減価償却費(当年度取得分は半稼動) - 除却損
建物	取得固定資産	1	2	2	前年度値 × ケーブルの取得固定資産伸び率
	正味固定資産	0	0	1	前年度値 × ケーブルの取得固定資産伸び率
その他	取得固定資産	128	225	234	前年度値 × 線路設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	27	48	50	前年度値 × 線路設備の取得固定資産伸び率
合計	取得固定資産	96	176	185	前年度値 × 機械設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	34	62	65	前年度値 × 機械設備の取得固定資産伸び率
合計	取得固定資産	42	77	81	前年度値 × 機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	20	37	39	前年度値 × 機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
合計		952	1,722	1,806	
正味固定資産		516	863	748	

(別添9) イーサMA面伝送路の設備管理運営費

(単位:百万円)

	H20年度 実績	H21年度	H22年度	算定方法
営業費	0	0	0	H20年度と同
施設保全費	40	105	134	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化を加味
共通費・管理費	18	47	60	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化を加味
試験研究費	16	16	0	前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化を加味
通信設備使用料	0	1	1	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	10	25	28	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	270	696	809	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	2	6	10	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
(再)除却損	1	3	5	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	356	895	1,042	

(別添10) イーサMA面伝送路の固定資産

(単位:百万円)

		H20年度 実績	H21年度	H22年度	算定方法
機械設備	装置本体	978	2,632	3,467	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 除却損
	正味固定資産	787	2,011	2,223	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 減価償却費(当年度取得分は半稼動) - 除却損
線路設備	その他	180	460	606	前年度値 × 装置本体の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	45	118	156	前年度値 × 装置本体の取得固定資産伸び率
土木設備	ケーブル	108	275	360	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 除却損
	その他	11	99	170	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 減価償却費(当年度取得分は半稼動) - 除却損
建物	取得固定資産	1	3	4	前年度値 × ケーブルの取得固定資産伸び率
	正味固定資産	0	1	1	前年度値 × ケーブルの取得固定資産伸び率
その他	取得固定資産	162	413	541	前年度値 × 線路設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	34	88	115	前年度値 × 線路設備の取得固定資産伸び率
合計	取得固定資産	183	488	643	前年度値 × 機械設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	65	172	227	前年度値 × 機械設備の取得固定資産伸び率
合計	取得固定資産	74	200	264	前年度値 × 機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	37	99	131	前年度値 × 機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
合計		1,685	4,470	5,884	
正味固定資産		979	2,588	3,023	

(別添11) 局内メディアコンバータの設備管理運営費

(単位:百万円)

	H20年度 実績	H21年度	H22年度	算定方法
営業費	0	0	0	H20年度と同
施設保全費	10	38	71	前年度値×取得固定資産伸び率等に効率化を加味
共通費・管理費	4	17	32	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化を加味
試験研究費	8	16	14	前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化を加味
通信設備使用料	0	0	0	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	2	6	11	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	31	223	394	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	0	2	3	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
(再)除却損	0	1	2	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	55	301	525	

(別添12) 局内メディアコンバータの固定資産

(単位:百万円)

		H20年度 実績	H21年度	H22年度	算定方法
機械設備	装置本体	204	800	1,556	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 除却損
	その他	192	678	1,167	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 減価償却費(当年度取得分は半稼動) - 除却損
線路設備	ケーブル	0	0	0	—
	その他	7	29	55	前年度値 × 装置本体の取得固定資産伸び率
土木設備	取得固定資産	0	0	0	—
	正味固定資産	0	0	0	—
建物	取得固定資産	45	175	341	前年度値 × 機械設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	16	62	120	前年度値 × 機械設備の取得固定資産伸び率
その他	取得固定資産	23	89	174	前年度値 × 機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	11	42	82	前年度値 × 機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
合計		305	1,195	2,324	
		226	811	1,425	

(別添13) 回線管理運営費の設備管理運営費

(単位:百万円)

	H20年度 実績	H21年度	H22年度	算定方法
営業費	153	203	469	下記以外のコストはH20実績と同
(再)SO稼働費	36	86	352	前年度値×純増回線数伸び率
施設保全費	0	0	0	—
共通費・管理費	12	15	35	前年度値×営業費伸び率に効率化を加味
試験研究費	0	0	0	—
通信設備使用料	0	0	0	—
租税公課	0	0	0	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	0	0	0	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	0	0	0	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
(再)除却損	0	0	0	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	165	219	505	

(別添14) 回線管理運営費の固定資産

(単位:百万円)

		H20年度 実績	H21年度	H22年度	算定方法
機械設備	装置本体	0	0	0	—
	取得固定資産	0	0	0	—
	正味固定資産	0	0	0	—
その他	取得固定資産	0	0	0	—
	正味固定資産	0	0	0	—
線路設備	取得固定資産	0	0	0	—
	正味固定資産	0	0	0	—
その他	取得固定資産	0	0	0	—
	正味固定資産	0	0	0	—
土木設備	取得固定資産	0	0	0	—
	正味固定資産	0	0	0	—
建物	取得固定資産	0	0	0	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	0	0	0	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
その他	取得固定資産	0	0	0	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	0	0	0	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
合計	取得固定資産	0	0	0	
	正味固定資産	0	0	0	





Table with columns for '取得価額' (Acquisition Value), '減価償却累計額' (Accumulated Depreciation), and '正味価額' (Net Value) for various assets. Rows include '固定資産' (Fixed Assets), '有形固定資産' (Tangible Fixed Assets), '無形固定資産' (Intangible Fixed Assets), '繰上償却資産' (Accelerated Depreciation Assets), '土地' (Land), '建物' (Buildings), '構築物' (Structures), '機械及び備品' (Machinery and Equipment), '車両及び船舶' (Vehicles and Ships), '工具、器具及び備品' (Tools, Instruments, and Equipment), 'リース資産' (Lease Assets), and '繰上償却資産' (Accelerated Depreciation Assets).

(参考3)

## 設備区分別費用明細表(一般第一種指定設備の内訳)

(平成20年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分等	一般第一種指定設備													
	費用の項目	收容ルータ	中継ルータ	S I Pサーバ	ゲートウェイルータ	メディアゲートウェイ	收容ルータ(S N I)	網終端装置(V P N)	網終端装置(I S P)	收容イーサネットスイッチ	中継イーサネットスイッチ	ゲートウェイスイッチ	伝送路	音声利用 I P 通信網設備
営業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0
(再)貸倒損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0
運用費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0
施設保全費	13,472	1,031	1,172	1,254	18	169	16	87	870	538	124	1.99	365	7,828
共通費	1,505	168	191	205	3	28	3	14	142	88	20	0.32	71	572
管理費	1,255	146	165	177	3	24	2	12	123	76	17	0.28	91	418
試験研究費	6,967	1,238	1,407	1,506	22	203	19	104	1,045	646	149	2.39	150	477
通信設備使用料	133	10	11	12	0	2	0	1	8	5	1	0.02	4	80
租税公課	1,094	132	150	161	2	22	2	11	112	69	16	0.26	85	331
減価償却費	16,217	1,112	1,519	2,101	19	187	35	74	1,117	650	118	1.74	2,442	6,843
固定資産除却費	209	19	22	23	0	3	0	2	16	10	2	0.04	22	90
(再)除却損	104	10	12	12	0	2	0	1	9	5	1	0.02	10	43
合計	40,852	3,855	4,638	5,438	67	636	78	305	3,432	2,083	447	7.03	3,228	16,638

(参考4)

設備区分別固定資産明細表(一般第一種指定設備の内訳)

(平成20年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

資産の項目		設備区分等		一般第一種指定設備													
		取得価額	減価償却累計額	収容ルータ	中継ルータ	SIPサーバ	ゲートウェイルータ	メディアゲートウェイ	収容ルータ(SNI)	網終端装置(VPN)	網終端装置(ISP)	収容インターネットスイッチ	中継インターネットスイッチ	ゲートウェイスイッチ	伝送路	音声利用IP通信網設備	
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市内電話機械設備	取得価額	21,528	1	1	1	0	1,198	0	0	1	0	0	0	0	1	20,326
		減価償却累計額	11,512	1	1	1	0	410	0	0	1	0	0	0	0	1	11,099
		正味価額	10,016	0	0	0	0	788	0	0	0	0	0	0	0	9,227	
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
伝送機械設備	取得価額	38,348	4,162	5,223	7,129	149	42	131	481	3,965	2,431	527	15,62	9,581	4,512		
	減価償却累計額	9,721	497	852	1,271	79	22	22	58	620	271	63	5,47	2,228	3,730		
	正味価額	28,628	3,664	4,370	5,858	70	21	109	423	3,345	2,160	463	10,15	7,352	782		
無線機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
電力設備	取得価額	14,627	624	727	857	15	351	16	58	544	351	78	1,53	967	10,039		
	減価償却累計額	11,901	507	590	697	12	286	13	47	442	285	63	1,25	786	8,172		
	正味価額	2,726	117	136	160	3	65	3	11	102	66	15	0,29	181	1,867		
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
総合監視システム	取得価額	305	15	17	18	0	8	0	1	12	8	2	0,03	13	210		
	減価償却累計額	269	13	15	16	0	7	0	1	11	7	2	0,03	12	184		
	正味価額	36	2	2	2	0	1	0	0	1	1	0	0,00	1	26		
空中線設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
端末設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
線路設備	市内線路設備	取得価額	3,403	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	721	2,682	
		減価償却累計額	3,039	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	649	2,390	
		正味価額	364	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72	292	
	市外線路設備	取得価額	938	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	193	746	
		減価償却累計額	856	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	177	679	
		正味価額	82	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	67	
土木設備	取得価額	6,682	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,384	5,298		
	減価償却累計額	5,252	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,090	4,162		
	正味価額	1,431	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	295	1,136		
海底線設備	取得価額	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	66		
	減価償却累計額	62	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	48		
	正味価額	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	18		
建物	取得価額	29,859	2,358	2,759	3,408	62	826	81	228	2,073	1,410	302	6,36	1,665	14,679		
	減価償却累計額	19,297	1,535	1,796	2,216	40	530	52	148	1,349	915	196	4,13	1,077	9,436		
	正味価額	10,562	824	963	1,192	22	296	29	80	724	495	106	2,23	588	5,243		
構築物	取得価額	2,135	166	194	239	4	59	6	16	146	99	21	0,45	118	1,066		
	減価償却累計額	1,738	135	158	195	4	48	5	13	119	81	17	0,36	96	867		
	正味価額	397	31	36	44	1	11	1	3	27	18	4	0,08	22	199		
機械及び装置	取得価額	145	13	15	19	0	3	0	1	11	7	2	0,04	10	63		
	減価償却累計額	119	11	13	16	0	3	0	1	10	6	1	0,03	7	52		
	正味価額	26	2	3	3	0	1	0	0	2	1	0	0,01	3	11		
車両及び船舶	取得価額	43	5	6	7	0	1	0	0	5	3	1	0,01	1	13		
	減価償却累計額	36	4	5	6	0	1	0	0	4	2	1	0,01	1	11		
	正味価額	6	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0,00	0	2		
工具、器具及び備品	取得価額	2,644	297	367	485	10	66	9	32	277	173	38	0,98	86	803		
	減価償却累計額	1,890	208	256	335	7	47	6	22	193	120	26	0,67	64	604		
	正味価額	753	89	111	150	3	20	3	10	84	52	11	0,31	22	199		
リース資産	取得価額	64	6	6	8	0	1	0	1	5	3	1	0,01	2	32		
	減価償却累計額	26	2	3	4	0	1	0	0	2	1	0	0,01	1	11		
	正味価額	39	3	4	4	0	1	0	0	3	2	0	0,01	1	21		
土地	取得価額	3,714	292	344	429	8	101	10	29	259	173	37	0,81	187	1,844		
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0,00	0	0		
	正味価額	3,714	292	344	429	8	101	10	29	259	173	37	0,81	187	1,844		
建設仮勘定	取得価額	559	48	62	91	2	15	2	6	48	30	6	0,20	23	226		
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0,00	0	0		
	正味価額	559	48	62	91	2	15	2	6	48	30	6	0,20	23	226		
無形固定資産	取得価額	95,331	1,247	1,697	2,694	65	369	56	174	1,310	800	165	6,30	246	86,502		
	減価償却累計額	85,042	787	1,109	1,859	47	240	40	119	861	525	107	4,50	170	79,174		
	正味価額	10,289	460	588	835	18	128	16	55	448	275	59	1,80	76	7,328		
合計	取得価額	220,410	9,233	11,418	15,386	316	3,040	311	1,028	8,656	5,487	1,178	32,35	15,217	149,107		
	減価償却累計額	150,759	3,701	4,798	6,616	189	1,594	139	411	3,613	2,215	476	16,46	6,370	120,621		
	正味価額	69,651	5,532	6,620	8,771	127	1,446	172	617	5,043	3,273	702	15,89	8,846	28,487		

(参考5)

設備区分別の費用明細表(一般第一種指定設備・伝送路の内訳)

(平成20年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分等  費用の項目	一般第一種指定設備				
	伝送路	右記以外	N G N ・ イ ー サ ネット 利用	イ ー サ M A 面 伝 送 路	
				イ ー サ 県 内 面 伝 送 路	イ ー サ 県 外 面 伝 送 路
営 業 費	0	0	0	0	0
(再)貸倒損失	0	0	0	0	0
運 用 費	0	0	0	0	0
施 設 保 全 費	365	300	65	40	24
共 通 費	71	59	12	8	4
管 理 費	91	75	16	10	6
試 験 研 究 費	149	125	25	16	9
通 信 設 備 使 用 料	3	3	1	0	0
租 税 公 課	85	70	15	10	6
減 価 償 却 費	2,441	2,031	411	270	141
固 定 資 産 除 却 費	22	18	4	2	1
(再)除却損	9	8	2	1	1
合 計	3,228	2,680	548	356	192

(参考6)

設備区分別固定資産明細表(一般第一種指定設備・伝送路の内訳)

(平成20年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分等		一般第一種指定設備				
		伝送路	右記以外	NGN・イーサネット利用	イーサMA面伝送路	イーサ県内面伝送路
資産の項目	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
機械設備	正味価額	0	0	0	0	0
	取得価額	1	0	0	0	0
公共電話機械設備	減価償却累計額	1	0	0	0	0
	正味価額	0	0	0	0	0
市内電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
市外電話機械設備	正味価額	0	0	0	0	0
	取得価額	0	0	0	0	0
電信機械設備	減価償却累計額	0	0	0	0	0
	正味価額	0	0	0	0	0
電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
DDX機械設備	正味価額	0	0	0	0	0
	取得価額	0	0	0	0	0
画像機械設備	減価償却累計額	0	0	0	0	0
	正味価額	0	0	0	0	0
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
伝送機械設備	正味価額	9,581	7,987	1,594	1,050	544
	取得価額	2,228	1,863	366	237	128
無線機械設備	減価償却累計額	7,352	6,124	1,228	812	416
	正味価額	0	0	0	0	0
電力設備	取得価額	967	806	161	106	55
	減価償却累計額	786	655	131	86	45
電話番号案内設備	正味価額	181	151	30	20	10
	取得価額	0	0	0	0	0
総合監視システム	減価償却累計額	0	0	0	0	0
	正味価額	0	0	0	0	0
空中線設備	取得価額	13	11	2	1	1
	減価償却累計額	12	10	2	1	1
通信衛星設備	正味価額	1	1	0	0	0
	取得価額	0	0	0	0	0
端末設備	減価償却累計額	0	0	0	0	0
	正味価額	0	0	0	0	0
線路設備	取得価額	721	570	151	84	67
	減価償却累計額	649	513	136	76	60
市内線路設備	正味価額	72	57	15	8	7
	取得価額	193	152	41	23	18
市外線路設備	減価償却累計額	177	139	37	21	17
	正味価額	16	13	3	2	1
土木設備	取得価額	1,384	1,094	290	162	128
	減価償却累計額	1,090	861	228	127	101
海底線設備	正味価額	295	233	62	34	27
	取得価額	19	15	4	2	2
建物	減価償却累計額	14	11	3	2	1
	正味価額	6	5	1	1	1
構築物	取得価額	1,665	1,386	279	183	96
	減価償却累計額	1,077	897	180	118	62
機械及び装置	正味価額	588	490	98	65	34
	取得価額	118	98	20	13	7
車両及び船舶	減価償却累計額	96	80	16	11	6
	正味価額	22	18	4	2	1
工具、器具及び備品	取得価額	10	8	2	1	1
	減価償却累計額	7	6	1	1	0
リース資産	正味価額	3	2	0	0	0
	取得価額	1	1	0	0	0
土地	減価償却累計額	1	1	0	0	0
	正味価額	0	0	0	0	0
建設仮勘定	取得価額	86	71	15	9	5
	減価償却累計額	64	53	11	7	4
無形固定資産	正味価額	22	19	4	2	1
	取得価額	2	2	0	0	0
合計	減価償却累計額	1	1	0	0	0
	正味価額	187	156	31	21	11
建設仮勘定	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	187	156	31	21	11
無形固定資産	正味価額	23	19	4	3	1
	取得価額	0	0	0	0	0
合計	減価償却累計額	23	19	4	3	1
	正味価額	246	202	44	27	16
合計	取得価額	170	139	31	19	12
	減価償却累計額	76	63	13	8	5
合計	取得価額	15,217	12,579	2,637	1,685	952
	減価償却累計額	6,370	5,228	1,142	706	436
合計	正味価額	8,846	7,351	1,495	979	516

(参考7)

設備区分別の費用明細表(特別第一種指定設備・端末系交換設備(データ)の内訳)  
(平成20年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分等  費用の項目	特別第一種指定設備		
	端末系交換設備(データ)	右記以外	局内メディアコンバータ
営業費	0	0	0
(再)貸倒損失	0	0	0
運用費	0	0	0
施設保全費	22,874	22,864	10
共通費	2,140	2,138	2
管理費	1,887	1,885	2
試験研究費	2,777	2,769	8
通信設備使用料	428	428	0
租税公課	1,347	1,345	2
減価償却費	23,590	23,559	31
固定資産除却費	590	590	0
(再)除却損	337	337	0
合計	55,635	55,578	55

(参考8)

設備区分別固定資産明細表(特別第一種指定設備・端末系交換設備(データ)の内訳)

(平成20年度接続会計をもとに算定)

設備区分等		特別第一種指定設備			
		端末系交換設備(データ)	右記以外	局内メディアコンバータ	
資産の項目					
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0
		正味価額	0	0	0
	市内電話機械設備	取得価額	530	530	0
		減価償却累計額	398	398	0
		正味価額	132	132	0
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0
		正味価額	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0
		正味価額	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0
		正味価額	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0
		正味価額	0	0	0
画像機械設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
伝送機械設備	取得価額	192,407	192,192	215	
	減価償却累計額	141,289	141,270	19	
	正味価額	51,118	50,923	195	
無線機械設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
電力設備	取得価額	62,146	62,124	22	
	減価償却累計額	50,601	50,583	18	
	正味価額	11,546	11,542	4	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
総合監視システム	取得価額	923	923	0	
	減価償却累計額	810	810	0	
	正味価額	113	113	0	
空中線設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
端末設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
線路設備	市内線路設備	取得価額	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0
		正味価額	0	0	0
	市外線路設備	取得価額	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0
		正味価額	0	0	0
土木設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
海底線設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
建物	取得価額	63,352	63,307	45	
	減価償却累計額	40,736	40,707	29	
	正味価額	22,617	22,601	16	
構築物	取得価額	4,566	4,563	3	
	減価償却累計額	3,715	3,712	3	
	正味価額	851	851	1	
機械及び装置	取得価額	389	389	0	
	減価償却累計額	323	323	0	
	正味価額	66	66	0	
車両及び船舶	取得価額	135	135	0	
	減価償却累計額	113	113	0	
	正味価額	21	21	0	
工具、器具及び備品	取得価額	4,447	4,444	3	
	減価償却累計額	3,408	3,406	2	
	正味価額	1,039	1,038	1	
リース資産	取得価額	138	138	0	
	減価償却累計額	65	65	0	
	正味価額	73	73	0	
土地	取得価額	7,665	7,660	5	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	7,665	7,660	5	
建設仮勘定	取得価額	950	949	1	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	950	949	1	
無形固定資産	取得価額	14,237	14,226	11	
	減価償却累計額	10,039	10,032	7	
	正味価額	4,198	4,194	4	
合計	取得価額	351,884	351,579	305	
	減価償却累計額	251,497	251,418	79	
	正味価額	100,387	100,161	226	

(参考9)

設備区分別の費用明細表(特別第一種指定設備・端末系伝送路(電気信号の伝達に係るもの)の内訳)

(平成20年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分等	特別第一種指定設備				
	端末系伝送路 (電気信号の伝達に係るもの)	右記以外	回線管理運営	回線管理運営 (N G N イーサ以外)	回線管理運営 (N G N イーサ)
費用の項目					
営業費	22,648	8	22,640	22,487	153
(再)貸倒損失	0	0	0	0	0
運用費	0	0	0	0	0
施設保全費	187,000	183,481	3,519	3,519	0
共通費	11,986	10,768	1,218	1,211	7
管理費	18,014	16,453	1,561	1,556	5
試験研究費	2,726	2,726	0	0	0
通信設備使用料	50	50	0	0	0
租税公課	30,410	30,257	153	153	0
減価償却費	83,466	80,258	3,208	3,208	0
固定資産除却費	9,258	9,196	62	62	0
(再)除却損	3,026	2,973	53	53	0
合計	365,557	333,195	32,362	32,197	165

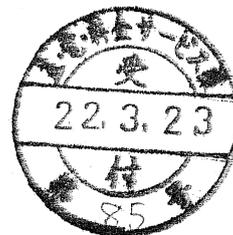
(参考10)

設備区分別固定資産明細表(特別第一種指定設備・端末系伝送路(電気信号の伝達に係るもの)の内訳)  
(平成20年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分等		特別第一種指定設備				
資産の項目		の端末系伝送路(電気信号の伝達に係るもの)	右記以外	回線管理運営	回線管理運営 (NGNイーサ以外)	回線管理運営 (NGNイーサ)
公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
市内電話機械設備	取得価額	43,306	43,306	0	0	0
	減価償却累計額	37,400	37,400	0	0	0
市外電話機械設備	取得価額	5,905	5,905	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
伝送機械設備	取得価額	11,026	11,026	0	0	0
	減価償却累計額	10,169	10,169	0	0	0
無線機械設備	取得価額	857	857	0	0	0
	減価償却累計額	1,041	1,041	0	0	0
電力設備	取得価額	988	988	0	0	0
	減価償却累計額	54	54	0	0	0
電話番号案内設備	取得価額	10,146	10,146	0	0	0
	減価償却累計額	8,263	8,263	0	0	0
総合監視システム	取得価額	1,883	1,883	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
空中線設備	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	511	511	0	0	0
通信衛星設備	取得価額	447	447	0	0	0
	減価償却累計額	64	64	0	0	0
端末設備	取得価額	33	33	0	0	0
	減価償却累計額	29	29	0	0	0
線路設備	取得価額	3	3	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
市内線路設備	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
市外線路設備	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
土木設備	取得価額	2,266,757	2,266,757	0	0	0
	減価償却累計額	1,914,908	1,914,908	0	0	0
海底線設備	取得価額	351,848	351,848	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
建物	取得価額	1,871,036	1,871,036	0	0	0
	減価償却累計額	1,474,440	1,474,440	0	0	0
構築物	取得価額	396,596	396,596	0	0	0
	減価償却累計額	30	30	0	0	0
機械及び装置	取得価額	29	29	0	0	0
	減価償却累計額	2	2	0	0	0
車両及び船舶	取得価額	131,545	123,376	8,169	8,169	0
	減価償却累計額	87,676	81,986	5,690	5,690	0
工具、器具及び備品	取得価額	43,869	41,390	2,479	2,479	0
	減価償却累計額	9,592	9,004	588	588	0
リース資産	取得価額	7,803	7,324	479	479	0
	減価償却累計額	1,789	1,679	110	110	0
土地	取得価額	3,567	3,437	130	130	0
	減価償却累計額	2,664	2,552	112	112	0
建設仮勘定	取得価額	904	885	19	19	0
	減価償却累計額	407	396	11	11	0
無形固定資産	取得価額	340	331	9	9	0
	減価償却累計額	67	65	2	2	0
合計	取得価額	26,885	22,469	4,416	4,416	0
	減価償却累計額	20,831	17,476	3,355	3,355	0
建設仮勘定	取得価額	6,053	4,992	1,061	1,061	0
	減価償却累計額	905	810	95	95	0
無形固定資産	取得価額	336	307	29	29	0
	減価償却累計額	569	503	66	66	0
建設仮勘定	取得価額	22,662	20,775	1,887	1,887	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
無形固定資産	取得価額	22,662	20,775	1,887	1,887	0
	減価償却累計額	11,667	11,667	0	0	0
建設仮勘定	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	11,667	11,667	0	0	0
無形固定資産	取得価額	146,204	116,332	29,872	29,872	0
	減価償却累計額	113,544	92,871	20,673	20,673	0
合計	取得価額	32,660	23,461	9,199	9,199	0
	減価償却累計額	4,557,326	4,512,158	45,168	45,168	0
合計	取得価額	3,679,874	3,649,528	30,346	30,346	0
	減価償却累計額	877,453	862,631	14,822	14,822	0

接続約款変更認可申請書



西相制第 161 号  
平成 22 年 3 月 23 日

総務大臣  
原口 一博 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくぼんぼちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

西日本電信電話株式会社

おおたけ しんいち

代表取締役社長 大竹 伸

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>(定額制の網使用料の支払義務) 第64条 (略) (1) (略) (2) 通信路設定伝送機能等(端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄、第6欄並びに第8欄に係るものに限ります。)、光信号中継伝送機能、通信路設定伝送機能、データ伝送機能、光信号局内伝送機能及び端末間伝送等機能をいいます。以下同じとします。)の場合</p> <p>専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を準用して、当該機能の利用を開始した日から起算して専用契約の解除又は分岐回線(通信路設定伝送機能等のうち、その中途から当社の契約者が指定する場所までの間に設置する部分をいいます。以下同じとします。)の廃止等(専用サービス契約約款に規定する接続専用回線の接続休止をした場合を含みます。)による当該機能の利用の解除(以下この項において「解除等」といいます。)があった日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と解除等があった日が同一である場合は1日とします。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 料金表第1表第1(網使用料)に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄(2-1-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料を除きます。以下この項において同じとします。)若しくは工欄、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等(2-1-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料及び2-1-1-2第2欄に規定する加算額を除きます。以下この項において同じとします。)、又は波長多重機能については、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第10項の規定により利用したものとみなす期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定(同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。)を準用します。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第2欄ウ欄若しくは工欄、第6欄及び第8欄に係るものに限ります。)、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、データ伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとします。 点線下線部は西相制第122号にて申請中のものです。</p> <p>3 協定事業者は、第1項の期間において、次の各号の事由により機能を利用できない状態(その機能に著しい支障が生じ、全く利用ができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(固定無線アクセス方式に起因する事象により端末回線伝送機能2-1-1-2第3欄イ欄が全く利用ができない状態となる場合を除きます。)、は、そのことを当社が知った時刻以後の利用ができなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額制の網使用料の支払いを要しません。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄に係るものに限ります。)、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの専用料の支払義務に係る規定を、端末回線伝送機能(2-1-1-1第8欄に係るものに限ります。)及びデータ伝送機能を利用できない状態については、データ伝送サービス契約約款中基本料金及び通信料金の支払義務に係る規定を、それぞれ準用して利用できなかった時間に対応する網使用料を算定し、その支払いを要しないこととします。</p>	<p>(定額制の網使用料の支払義務) 第64条 (略) (1) (略) (2) 通信路設定伝送機能等(端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄、第6欄、第8欄及び第9欄に係るものに限ります。)、光信号中継伝送機能、通信路設定伝送機能、データ伝送機能、<u>イーサネットフレーム伝送機能</u>、光信号局内伝送機能及び端末間伝送等機能をいいます。以下同じとします。)の場合</p> <p>専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を準用して、当該機能の利用を開始した日から起算して専用契約の解除又は分岐回線(通信路設定伝送機能等のうち、その中途から当社の契約者が指定する場所までの間に設置する部分をいいます。以下同じとします。)の廃止等(専用サービス契約約款に規定する接続専用回線の接続休止をした場合を含みます。)による当該機能の利用の解除(以下この項において「解除等」といいます。)があった日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と解除等があった日が同一である場合は1日とします。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 料金表第1表第1(網使用料)に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄(2-1-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料を除きます。以下この項において同じとします。)若しくは工欄、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等(2-1-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料及び2-1-1-2第2欄に規定する加算額を除きます。以下この項において同じとします。)、又は波長多重機能については、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第10項の規定により利用したものとみなす期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定(同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。)を準用します。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第2欄ウ欄若しくは工欄、第6欄、<u>第8欄及び第9欄</u>に係るものに限ります。)、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、データ伝送機能、<u>イーサネットフレーム伝送機能</u>、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとします。 点線下線部は西相制第122号にて申請中のものです。</p> <p>3 協定事業者は、第1項の期間において、次の各号の事由により機能を利用できない状態(その機能に著しい支障が生じ、全く利用ができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(固定無線アクセス方式に起因する事象により端末回線伝送機能2-1-1-2第3欄イ欄が全く利用ができない状態となる場合を除きます。)、は、そのことを当社が知った時刻以後の利用ができなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額制の網使用料の支払いを要しません。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄に係るものに限ります。)、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を、中継伝送専用機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの専用料の支払義務に係る規定を、端末回線伝送機能(2-1-1-1第8欄に係るものに限ります。)及びデータ伝送機能を利用できない状態については、データ伝送サービス契約約款中基本料金及び通信料金の支払義務に係る規定を、<u>端末回線伝送機能(2-1-1-1第9欄に係るものに限ります。)</u>及び<u>イーサネットフレーム伝送機能を利用できない状態については、当社のLAN型通信網サービス契約約款中利用料金の支払義務に係る規定(故障回復時間に係るものに限ります。)</u>を、それぞれ準用して利用できな</p>

(1)～(3) (略)  
4 (略)

料金表  
第1表 接続料金  
第1 網使用料  
1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>ア～シ (略)</p> <p>ス 2(料金額)2-1-1-1第8欄に規定する機能は、データ伝送サービス契約約款に規定するATMデータ通信網サービスの品目の区別に準じて適用する2-1-1-1に掲げる料金額に2-1-1-2第1欄イ(ア)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>セ 2(料金額)2-1-1-1第8欄に規定する機能が同一の通信用建物内に終始する場合は、第8欄に規定する機能に係る料金額から第3欄ウ(ウ)欄及び2-1-1-2第1欄イ(ア)欄に掲げる料金額を減じた額を適用します。</p> <p>ソ～テ (略)</p>
(8) - 2～(10) - 3 (略)	(略)

った時間に対応する網使用料を算定し、その支払いを要しないこととします。  
(1)～(3) (略)  
4 (略)

料金表  
第1表 接続料金  
第1 網使用料  
1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>ア～シ (略)</p> <p>ス 2(料金額)2-1-1-1第8欄に掲げる料金額は、データ伝送サービス契約約款に規定するATMデータ通信網サービスの品目の区分に応じて適用するものとします。この場合において、2-1-1-2第1欄イ(ア)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>セ 2(料金額)2-1-1-1第8欄に規定する機能に係る端末回線がその端末回線を収容する伝送装置が設置された通信用建物内において終端する場合は、同欄に掲げる料金額から第3欄ウ(ウ)欄及び2-1-1-2第1欄イ(ア)欄に掲げる料金額を減じた額を適用します。</p> <p>ソ～テ (略)</p> <p>ト 2(料金額)2-1-1-1第9欄に掲げる料金額は、当社のLAN型通信網サービス契約約款に規定するLAN型通信網サービス(相互接続点と端末設備等との間に限った通信に係るもの)に限り、以下この料金表において同じとします。)の品目の区分に応じて適用するものとします。この場合において、2-1-1-2第1欄イ(ア)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>ナ 2(料金額)2-1-1-1第9欄に規定する機能に係る端末回線がその端末回線を収容する伝送装置が設置された通信用建物内において終端する場合は、同欄に掲げる料金額から第3欄ウ(ウ)欄及び2-1-1-2第1欄イ(ア)欄に掲げる料金額を減じた額を適用します。</p>
(8) - 2～(10) - 3 (略)	(略)
(10) - 4 イーサネットフレーム伝送機能に係る料金の適用	<p>ア 2-6の3に規定するイーサネットフレーム伝送機能の料金については、イに規定する場合を除き、その接続の態様に依りて、2-6の3-1に掲げる料金額に、2-6の3-2に掲げる料金額及び2-6の3-3に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-6の3-2の料金額についてはその機能を利用する都道府県の区域(当社が別に定める区域とする場合があります。以下、この欄及び2-6の3において同じとします。)ごとに、2-6の3-3の料金額についてはその機能を利用する単位料金区域(当社が別に定める区域とする場合があります。以下、この欄及び2-6の3において同じとします。)ごとに、それぞれ加えるものとします。</p>

(11)~(12) - 2 (略)	(略)
(13)~(31) (略)	(略)

点線下線部は西相制第 122 号にて申請中のものです。

2 料金額

- 2 - 1 端末回線伝送機能
- 2 - 1 - 1 基本額
- 2 - 1 - 1 - 1 基本料

月額

区分	単位	料金額	備考
(1)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)

	<p>イ イーサネットフレーム伝送機能を利用する区域を、単位料金区域に限る場合には、その接続の態様に応じて、2 - 6の3 - 1に掲げる料金額に、2 - 6の3 - 3に掲げる料金額をその単位料金区域ごとに加えた額を適用します。</p> <p>ウ 2 - 6の3 - 2又は2 - 6の3 - 3に掲げる料金額については、それぞれと組み合わせて適用する2 - 1 - 1 - 1第9欄に規定する機能に係るLAN型通信網サービスの品目である伝送容量の合計値(100Mbit/sを超えて1Gbit/s未滿となる場合には、100Mbit/s未滿の端数を、1Gbit/s以上となる場合には、1Gbit/s未滿の端数をそれぞれ切り上げた値とし、協定事業者ごとに算定します。)に応じて適用します。この場合において、伝送容量の合計値が10Gbit/sを超えるときは、10Gbit/sの符号伝送が可能なものの料金額に、当該料金額を10で除した金額を10Gbit/sを超えた1Gbit/sごとに加算して適用するものとします。</p>
(11)~(12) - 2 (略)	(略)
(12) - 3 端末回線伝送機能及びイーサネットフレーム伝送機能の組み合わせ適用	<p>端末回線伝送機能2 - 1 - 1 - 1第9欄及びイーサネットフレーム伝送機能については、その接続の態様に応じて、2 - 1 - 1 - 1第9欄に掲げる料金額と2 - 6の3に掲げる料金額を組み合わせ適用します。この場合において、これらの機能を利用する協定事業者は、これらの機能に係る回線管理業務等を当社が行うために必要となる当社のソフトウェア開発等のための費用を負担することを要します。</p>
(13)~(31) (略)	(略)

点線下線部は西相制第 122 号にて申請中のものです。

2 料金額

- 2 - 1 端末回線伝送機能
- 2 - 1 - 1 基本額
- 2 - 1 - 1 - 1 基本料

月額

区分	単位	料金額	備考
(1)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5 - 3欄で接続する場合)	<p>端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能</p>	<p>ア 10Mbit/s から 100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの</p> <p>イ 200Mbit/s から1Gbit/sまでの符合伝送が可能なもの</p>	<p>1回線ごとに 10,730 円</p> <p>1回線ごとに 17,356 円</p>

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	564,529 円	—

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの	295,529 円
		20Mbit/s の符号伝送が可能なもの	400,021 円
		30Mbit/s の符号伝送が可能なもの	477,378 円
		40Mbit/s の符号伝送が可能なもの	540,623 円
		50Mbit/s の符号伝送が可能なもの	596,271 円
		60Mbit/s の符号伝送が可能なもの	645,407 円
		70Mbit/s の符号伝送が可能なもの	690,200 円
		80Mbit/s の符号伝送が可能なもの	731,737 円
		90Mbit/s の符号伝送が可能なもの	770,018 円
		100Mbit/s の符号伝送が可能なもの	806,128 円
		200Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,092,334 円
		300Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,304,731 円
		400Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,480,222 円
		500Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,631,834 円
		600Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,768,250 円
		700Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,892,727 円
		800Mbit/s の符号伝送が可能なもの	2,007,434 円
		900Mbit/s の符号伝送が可能なもの	2,114,543 円
		1Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,215,140 円
		2Gbit/s の符号伝送が可能なもの	3,013,790 円
3Gbit/s の符号伝送が可能なもの	3,611,634 円		
4Gbit/s の符号伝送が可能なもの	4,110,705 円		
5Gbit/s の符号伝送が可能なもの	4,546,820 円		
6Gbit/s の符号伝送が可能なもの	4,938,432 円		
7Gbit/s の符号伝送が可能なもの	5,298,566 円		
8Gbit/s の符号伝送が可能なもの	5,631,565 円		
9Gbit/s の符号伝送が可能なもの	5,943,941 円		
10Gbit/s の符号伝送が可能なもの	6,240,035 円		

2 - 6の3 - 3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネットフ レーム 伝送機 能	LAN型通信網により通 信路の設定及び伝送を 行う機能(単位料金区 域における通信に係る ものに限ります。)	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの	249,646 円
		20Mbit/s の符号伝送が可能なもの	338,080 円
		30Mbit/s の符号伝送が可能なもの	403,616 円
		40Mbit/s の符号伝送が可能なもの	457,243 円
		50Mbit/s の符号伝送が可能なもの	504,459 円
		60Mbit/s の符号伝送が可能なもの	546,179 円
		70Mbit/s の符号伝送が可能なもの	584,235 円
		80Mbit/s の符号伝送が可能なもの	619,544 円
		90Mbit/s の符号伝送が可能なもの	652,104 円
		100Mbit/s の符号伝送が可能なもの	682,832 円
		200Mbit/s の符号伝送が可能なもの	926,914 円
		300Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,108,710 円
		400Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,259,363 円
		500Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,389,864 円
		600Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,507,542 円
		700Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,615,145 円
		800Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,714,503 円
		900Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,807,450 円
		1Gbit/s の符号伝送が可能なもの	1,894,900 円
		2Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,594,458 円
	3Gbit/s の符号伝送が可能なもの	3,124,561 円	
	4Gbit/s の符号伝送が可能なもの	3,571,310 円	
	5Gbit/s の符号伝送が可能なもの	3,964,933 円	
	6Gbit/s の符号伝送が可能なもの	4,321,001 円	
	7Gbit/s の符号伝送が可能なもの	4,650,506 円	
	8Gbit/s の符号伝送が可能なもの	4,957,112 円	
	9Gbit/s の符号伝送が可能なもの	5,246,314 円	
	10Gbit/s の符号伝送が可能なもの	5,521,777 円	

別表1 接続により提供する機能

1 - 1 1 - 2以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備 考
端末回線伝送機能～ データ伝送機能	(略)	(略)
信号伝送機能～ 上記以外の機能	(略)	(略)

1 - 2 (略)

別表1 接続により提供する機能

1 - 1 1 - 2以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備 考
端末回線伝送機能～ データ伝送機能	(略)	(略)
イーサネットフレーム伝 送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う 機能	
信号伝送機能～ 上記以外の機能	(略)	(略)

1 - 2 (略)

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施することとし、平成 23 年 3 月以降当社の準備が整い次第適用することとします。

# 網使用料算定根拠

イーサネットフレーム伝送機能  
端末回線伝送機能(イーサネットフレーム伝送に係るもの)

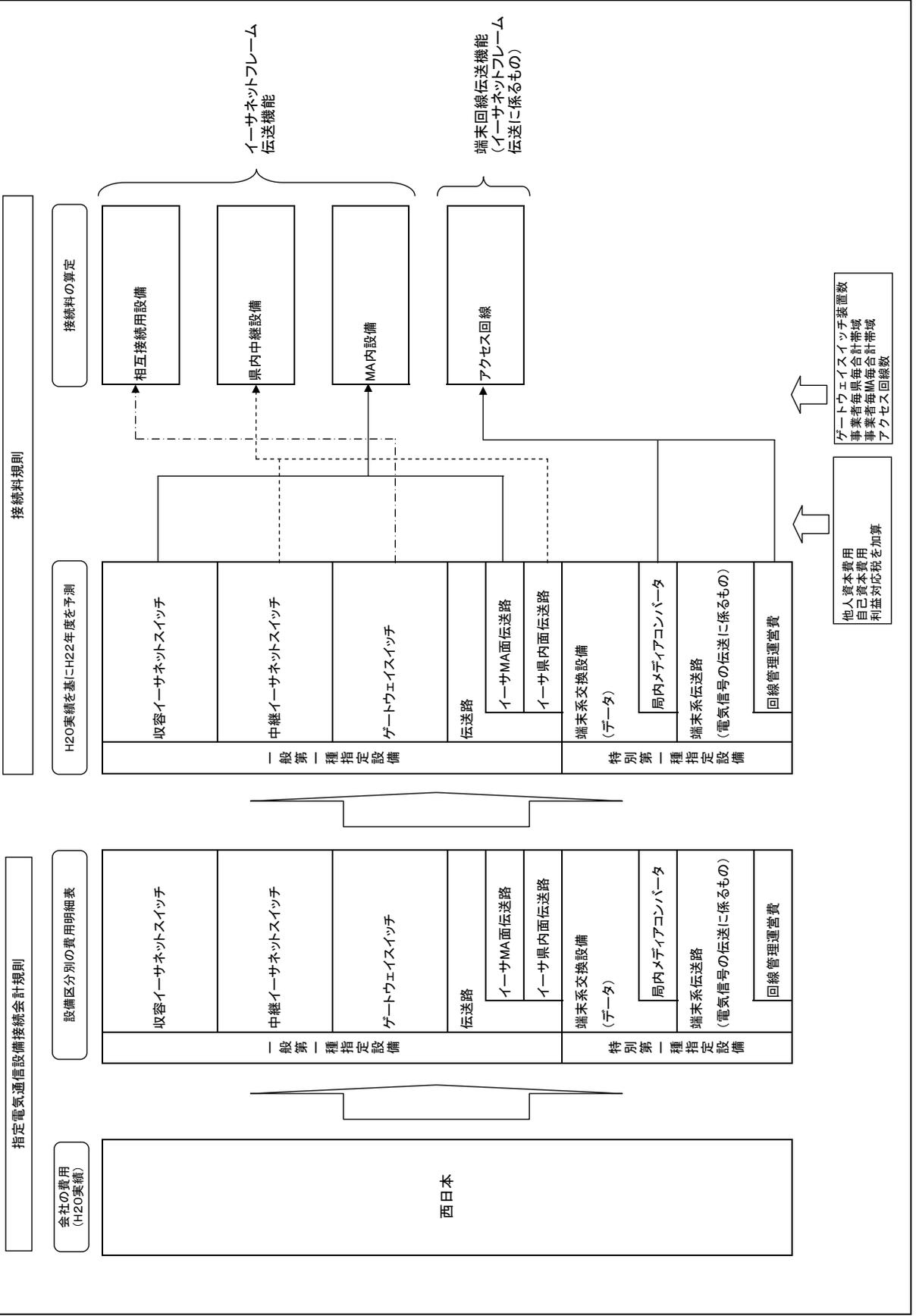
<西日本>

## 目 次

I.算定手順	2
II.原価の算定及び料金の設定	3
III.投資等比率及び貯蔵品比率の算定	7
IV.接続料収納までの平均的な日数の算定	8
V.資本構成比率の算定	9
VI.他人資本利子率の算定	10
VII.自己資本利益率の算定	11
VIII.利益対応税率の算定	12
IX.料金設定に用いた需要数	13
X.料金設定に使用した貸倒率	14
 (別紙)	
1. 県代表でのゲートウェイスイッチ接続に必要な県内伝送路費用	15
2. 局内メディアコンバータの1Gbps回線固有コストの分計比率	16
3. PVC換算係数の算定	17
4. 帯域換算係数の算定	18
 (別添)	
1. 収容イーサネットスイッチの設備管理運営費	19
2. 収容イーサネットスイッチの固定資産	20
3. 中継イーサネットスイッチの設備管理運営費	21
4. 中継イーサネットスイッチの固定資産	22
5. ゲートウェイスイッチの設備管理運営費	23
6. ゲートウェイスイッチの固定資産	24
7. イーサ県内面伝送路の設備管理運営費	25
8. イーサ県内面伝送路の固定資産	26
9. イーサMA面伝送路の設備管理運営費	27
10. イーサMA面伝送路の固定資産	28
11. 局内メディアコンバータの設備管理運営費	29
12. 局内メディアコンバータの固定資産	30
13. 回線管理運営費の設備管理運営費	31
14. 回線管理運営費の固定資産	32
 (参考)	
1. 設備区分別の費用明細表	33
2. 設備区分別固定資産明細表	34
3. 設備区分別の費用明細表(一般第一種指定設備の内訳)	36
4. 設備区分別固定資産明細表(一般第一種指定設備の内訳)	37
5. 設備区分別の費用明細表(一般第一種指定設備・伝送路の内訳)	38
6. 設備区分別固定資産明細表(一般第一種指定設備・伝送路の内訳)	39
7. 設備区分別の費用明細表(特別第一種指定設備・端末系交換設備の内訳)	40
8. 設備区分別固定資産明細表(特別第一種指定設備・端末系交換設備の内訳)	41
9. 設備区分別の費用明細表(特別第一種指定設備・端末系伝送路の内訳)	42
10. 設備区分別固定資産明細表(特別第一種指定設備・端末系伝送路の内訳)	43

# I. 算定手順

## ・H22年度1年間の原価を予測し接続料を算定



II. 原価の算定及び料金の設定

1. イーサネットフレーム伝送機能

(1) 原価の算定

(単位: 百万円)

区分	収容イーサネットスイッチ	中継イーサネットスイッチ	ゲートウェイスイッチ	伝送路				合計	備考	
				イーサ県内面伝送路		イーサMA面伝送路				
				ダークファイバ以外	ダークファイバ	ダークファイバ以外	ダークファイバ			
①設備管理運営費	2,341	823	10.34	2,899	477	37	2,201	184	6,073	(別添1)、(別添3)、(別添5)、(別添7)、(別添9)より
②他人資本費用	32	11	0.19	64	10	1	45	7	107	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	96	34	0.55	190	29	4	136	21	321	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	66	23	0.38	131	20	3	94	14	221	(③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	2,535	891	11.46	3,284	536	45	2,476	226	6,722	①+②+③+④

⑥正味固定資産	3,954	1,385	22.92	8,021	1,215	177	5,726	902	13,383	(別添2)、(別添4)、(別添6)、(別添8)、(別添10)より
⑦投資等	11	4	0.07	23	4	1	17	3	39	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	31	11	0.18	63	10	1	45	7	106	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	145	52	0.73	92	16	1	71	4	289	(①設備管理運営費-(⑦租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	4,141	1,452	23.90	8,199	1,245	180	5,859	916	13,817	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	317	111	1.83	628	95	14	449	70	1,058	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	87	30	0.30	131	13	9	63	46	248	
⑬減価償却費	1,089	378	4.15	2,011	330	20	1,559	103	3,482	(別添1)、(別添3)、(別添5)、(別添7)、(別添9)より
⑭固定資産除却損	8	3	0.03	23	4	1	15	4	35	

(2) 階梯別原価の算定

A. 相互接続用設備

(単位: 百万円)

区分	接続料原価	備考
①ゲートウェイスイッチ	11.46	(1)のゲートウェイスイッチの⑤
②伝送路	0.10	別紙1の③
③合計	11.56	①+②

B. 県内中継設備

(単位: 百万円)

区分	接続料原価	備考
①中継イーサネットスイッチ	891	(1)の中継イーサネットスイッチの⑤
②イーサ県内面伝送路ダークファイバ以外	536	(1)のイーサ県内面伝送路ダークファイバ以外の⑤
③イーサ県内面伝送路ダークファイバ	45	(1)のイーサ県内面伝送路ダークファイバの⑤
④合計	1,472	①+②+③

C. MA内設備

(単位: 百万円)

区分	接続料原価	備考
①収容イーサネットスイッチ	2,535	(1)の収容イーサネットスイッチの⑤
②イーサMA面伝送路ダークファイバ以外	2,476	(1)のイーサMA面伝送路ダークファイバ以外の⑤
③イーサMA面伝送路ダークファイバ	226	(1)のイーサMA面伝送路ダークファイバの⑤
④合計	5,237	①+②+③

(3) 料金の設定

A. 相互接続用設備

①装置の料金の設定

区分	接続料原価	備考
a.装置の原価(百万円)	11.46	(2)のAの①
b.伝送路の原価(百万円)	0.10	(2)のAの②
c.装置数(台)	2.08	Ⅸの1の③のゲートウェイスイッチ装置数(H22年度稼働)
d.他社利用装置数(台)	0.08	Ⅸの1の①のゲートウェイスイッチ装置数(H22年度稼働)
e.装置の料金(円/装置・月)	459,135	a÷c÷12か月
f.伝送路の料金(円/装置・月)	104,167	b÷d÷12か月
g.相互接続用設備の料金額(円/装置・月)	564,529	e×(1+X.料金設定に使用した貸倒率)+f

B. 県内中継設備<単位(Mbps)あたり料金算定>

①ダークファイバ以外の料金の設定

区分	接続料原価	備考
a.原価(百万円)	1,427	(2)のBの①+(2)のBの②
b.換算後帯域(Mbps)	1,098.50	Ⅸの4のダークファイバ以外の品目別換算後帯域合計(PVC+CUG)
c.料金(円/Mbps・月)	108,254	a÷b÷12か月

②ダークファイバの料金の設定

区分	接続料原価	備考
a.原価(百万円)	45	(2)のBの③
b.換算後帯域(Mbps)	128,960.23	Ⅸの4のダークファイバの品目別換算後帯域合計(PVC+CUG)
c.料金(円/Mbps・月)	29	a÷b÷12か月

C. MA内設備<単位(Mbps)あたり料金算定>

①ダークファイバ以外の料金の設定

区分	接続料原価	備考
a.原価(百万円)	5,011	(2)のCの①+(2)のCの②
b.換算後帯域(Mbps)	4,571.12	Ⅸの5のダークファイバ以外の品目別換算後帯域合計(PVC+CUG)
c.料金(円/Mbps・月)	91,353	a÷b÷12か月

②ダークファイバの料金の設定

区分	接続料原価	備考
a.原価(百万円)	226	(2)のCの③
b.換算後帯域(Mbps)	373,361.53	Ⅸの5のダークファイバの品目別換算後帯域合計(PVC+CUG)
c.料金(円/Mbps・月)	50	a÷b÷12か月

(4) 県内中継設備、MA内中継設備の品目別料金の設定

A. 県内中継設備

1. 算定方法

(3)のBの①のc×ダークファイバ以外の品目別換算後帯域 + (3)のBの②のc×ダークファイバの品目別換算後帯域) × (1+X.料金設定に使用した貸倒率) = 県内中継設備の品目別料金額  
 ※品目別換算後帯域:IXの4の②品目別換算後帯域のPVCより

2. 算定結果

品目	品目別換算後帯域(Mbps)		料金額(都道府県毎・事業者毎・円/月)
	ダークファイバ以外	ダークファイバ	
10Mbps	2.72	10.00	295.529
20Mbps	3.68	20.00	400.021
30Mbps	4.39	30.00	477.378
40Mbps	4.97	40.00	540.623
50Mbps	5.48	50.00	596.271
60Mbps	5.93	60.00	645.407
70Mbps	6.34	70.00	690.200
80Mbps	6.72	80.00	731.737
90Mbps	7.07	90.00	770.018
100Mbps	7.40	100.00	806.128
200Mbps	10.01	200.00	1,092.334
300Mbps	11.94	300.00	1,304.731
400Mbps	13.53	400.00	1,480.222
500Mbps	14.90	500.00	1,631.834
600Mbps	16.13	600.00	1,768.250
700Mbps	17.25	700.00	1,892.727
800Mbps	18.28	800.00	2,007.434
900Mbps	19.24	900.00	2,114.543
1Gbps	20.14	1,000.00	2,215.140
2Gbps	27.23	2,000.00	3,013.790
3Gbps	32.47	3,000.00	3,611.634
4Gbps	36.80	4,000.00	4,110.705
5Gbps	40.55	5,000.00	4,546.820
6Gbps	43.89	6,000.00	4,938.432
7Gbps	46.94	7,000.00	5,298.566
8Gbps	49.74	8,000.00	5,631.565
9Gbps	52.35	9,000.00	5,943.941
10Gbps	54.81	10,000.00	6,240.035
以降1Gbpsごとに	-	-	624.003.5

B. MA内設備

1. 算定方法

(3)のCの①のc×ダークファイバ以外の品目別換算後帯域 + (3)のCの②のc×ダークファイバの品目別換算後帯域) × (1+X.料金設定に使用した貸倒率) = MA内設備の品目別料金額  
 ※品目別換算後帯域:IXの5の②品目別換算後帯域のPVCより

2. 算定結果

品目	品目別換算後帯域(Mbps)		料金額(単位料金区域毎・事業者毎・円/月)
	ダークファイバ以外	ダークファイバ	
10Mbps	2.72	10.00	249.646
20Mbps	3.68	20.00	338.080
30Mbps	4.39	30.00	403.616
40Mbps	4.97	40.00	457.243
50Mbps	5.48	50.00	504.459
60Mbps	5.93	60.00	546.179
70Mbps	6.34	70.00	584.235
80Mbps	6.72	80.00	619.544
90Mbps	7.07	90.00	652.104
100Mbps	7.40	100.00	682.832
200Mbps	10.01	200.00	926.914
300Mbps	11.94	300.00	1,108.710
400Mbps	13.53	400.00	1,259.363
500Mbps	14.90	500.00	1,389.864
600Mbps	16.13	600.00	1,507.542
700Mbps	17.25	700.00	1,615.145
800Mbps	18.28	800.00	1,714.503
900Mbps	19.24	900.00	1,807.450
1Gbps	20.14	1,000.00	1,894.900
2Gbps	27.23	2,000.00	2,594.458
3Gbps	32.47	3,000.00	3,124.561
4Gbps	36.80	4,000.00	3,571.310
5Gbps	40.55	5,000.00	3,964.933
6Gbps	43.89	6,000.00	4,321.001
7Gbps	46.94	7,000.00	4,650.506
8Gbps	49.74	8,000.00	4,957.112
9Gbps	52.35	9,000.00	5,246.314
10Gbps	54.81	10,000.00	5,521.777
以降1Gbpsごとに	-	-	552.177.7

2. 端末回線伝送機能

(1) 原価の算定

(単位: 百万円)

区分	局内メディアコンバータ	回線管理運営費	合計	備考
①設備管理運営費	261	461	722	(別添11)、(別添13)より
②他人資本費用	5	0	5	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	15	1	16	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	10	1	11	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	291	463	754	①+②+③+④

⑥正味固定資産	619	0	619	(別添12)、(別添14)より
⑦投資等	2	0	2	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	5	0	5	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	11	58	68	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45,625日÷365日
⑩レートベース	637	58	694	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	49	4	53	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	6	0	6	
⑬減価償却費	169	0	169	(別添11)、(別添13)より
⑭固定資産除却損	1	0	1	

(2) 料金の設定

A. 局内メディアコンバータ

区分	接続料原価	備考
a.1Gbps回線に係る固有原価	24	(1)の局内メディアコンバータの⑤×別紙2の①の比率
b.全回線の共通原価	267	(1)の局内メディアコンバータの⑤×別紙2の②の比率
c.1Gbps回線数	302.6	Ⅸの3の①1Gbps回線数(H22年度稼働)
d.全回線数	10,679.8	Ⅸの3の③合計回線数(H22年度稼働)
e.1Gbps回線に係る固有の料金(円/回線・月)	6,609	a÷c÷12ヵ月
f.全回線に係る共通の料金(円/回線・月)	2,083	b÷d÷12ヵ月

B. 回線管理運営費

区分	接続料原価	備考
a.原価(百万円)	463	(1)の⑤の回線管理運営費
b.回線数	10,368.8	Ⅸの2の③合計回線数(H22年度稼働)
c.料金(円/回線・月)	3,721	a÷b÷12ヵ月

(3) 品目別料金の算定

品目	1Gbps回線	1Gbps回線以外	備考
a. 加入者回線 (円/回線・月)	4,910	4,910	接続約款料金表 第1網使用料 2-1-1-1の(3)端末回線伝送機能 ウ1芯式のもの (ウ)より
b. 局内メディアコンバータ (円/回線・月)	8,692	2,083	1Gbps回線:(2)のAのe+(2)のAのf、1Gbps回線以外:(2)のAのe
c. 回線管理運営費 (円/回線・月)	3,721	3,721	(2)のBのc
d. 合計 (円/回線・月)	17,356	10,730	a + (b+c) × (1+Ⅹ.料金設定に使用した貸倒率)

### Ⅲ. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定

#### (1) 投資等比率の算定

(単位：百万円)

区分	首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	2,372,673 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの) (※)	6,948 (B)
投資等比率 (B ÷ A)	0.0029 (C)

※ 投資等は、収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

#### (2) 貯蔵品比率の算定

(単位：百万円)

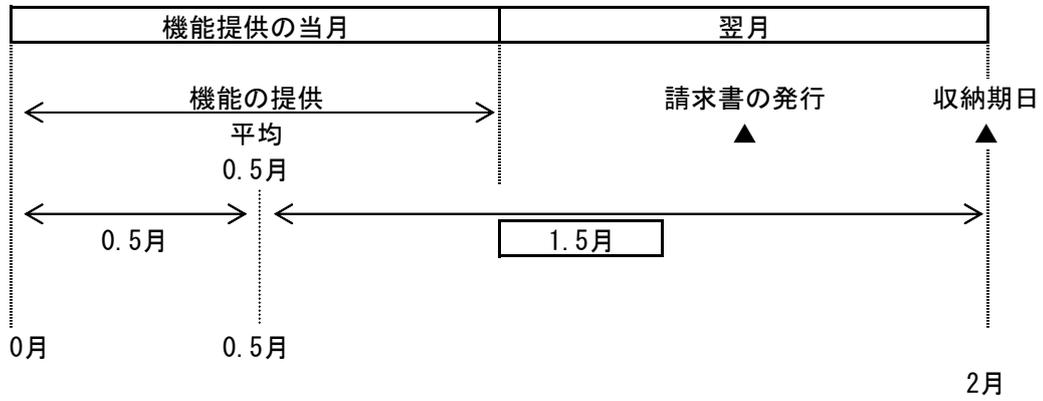
区分	首末平均残高
電気通信事業固定資産	2,833,259 (A)
貯蔵品 (※)	22,305 (B)
貯蔵品比率 (B ÷ A)	0.0079 (C)

※ 貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注) なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

#### IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定

##### (1) 機能の提供と接続料の収納までの日程



##### (2) 機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

$$= \frac{1.5\text{ヵ月}}{(1)\text{より}} \div 12\text{ヵ月} \times 365\text{日} = \boxed{45.625\text{日}}$$

V. 資本構成比率の算定

(1) 資本の状況

(単位：百万円)

B/S (H20) 稼働ベース		レートベース	(資本構成)																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">電気通信事業 固定資産</td> <td style="width: 50%;">有利子負債 1,282,698 (0.362)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">2,833,259</td> <td>その他の負債 450,457 (0.127)</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金 322,937 (0.091)</td> </tr> <tr> <td>流動資産等 711,402</td> <td>自己資本 1,488,569 (0.420)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">3,544,661</td> </tr> </table>	電気通信事業 固定資産	有利子負債 1,282,698 (0.362)	2,833,259	その他の負債 450,457 (0.127)	退職給付引当金 322,937 (0.091)	流動資産等 711,402	自己資本 1,488,569 (0.420)	計	3,544,661	<p>③圧縮後の資本構成比</p> <p>②流動資産の 圧縮 ▲543,567</p> <p>①流動資産の理論値と 実績の差 167,835-711,402=▲543,567</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">H20稼働 電気通信事業固定資産</td> <td style="width: 50%;">2,833,259</td> </tr> <tr> <td>貯蔵品(月平均)</td> <td>22,306</td> </tr> <tr> <td>投資等</td> <td>7,707</td> </tr> <tr> <td>運転資本</td> <td>137,822</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">3,001,094</td> </tr> </table>	H20稼働 電気通信事業固定資産	2,833,259	貯蔵品(月平均)	22,306	投資等	7,707	運転資本	137,822	計	3,001,094	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">有利子負債 1,282,698 (0.427)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金 229,826 (0.077)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自己資本 1,488,569 (0.496)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">3,001,094</td> </tr> </table>	有利子負債 1,282,698 (0.427)		退職給付引当金 229,826 (0.077)		自己資本 1,488,569 (0.496)		計	3,001,094
電気通信事業 固定資産	有利子負債 1,282,698 (0.362)																													
2,833,259	その他の負債 450,457 (0.127)																													
	退職給付引当金 322,937 (0.091)																													
流動資産等 711,402	自己資本 1,488,569 (0.420)																													
計	3,544,661																													
H20稼働 電気通信事業固定資産	2,833,259																													
貯蔵品(月平均)	22,306																													
投資等	7,707																													
運転資本	137,822																													
計	3,001,094																													
有利子負債 1,282,698 (0.427)																														
退職給付引当金 229,826 (0.077)																														
自己資本 1,488,569 (0.496)																														
計	3,001,094																													

↑

負債

↓

↑

資本

↓

(2) 他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \frac{(1,282,698 + 229,826)}{3,001,094} = 0.504$$

(3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{1,282,698}{1,282,698 + 229,826} = 0.848$$

(4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - \frac{0.848}{0.848} = 0.152$$

有利子負債が負債の合計に占める比率

(5) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \frac{0.504}{0.504} = 0.496$$

他人資本比率

## VI. 他人資本利子率の算定

### (1) 有利子負債に対する利子率

有利子負債の額に対する他人資本費用の平成20年度実績とした。

$$\text{有利子負債に対する利子率} = \boxed{1.54\%}$$

(単位：%)

年度	20
区分	
他人資本利子率	1.54

(注) 借入金の平均利子率である。

### (2) 有利子負債以外の負債の利子相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

$$\text{有利子負債以外の負債の利子相当率} = \boxed{1.56\%}$$

(単位：%)

年度	16	17	18	19	20	平均
区分						
他人資本利子率	1.52	1.40	1.79	1.63	1.48	1.56

(注) 国債(利付・10年物)の平均利回りである。

### (3) 他人資本利子率

$$\text{他人資本利子率} = 1.54\% \times 0.848 + 1.56\% \times 0.152 = \boxed{1.54\%}$$

(有利子負債に対する利子率 × 有利子負債比率 + 国債利回り × 有利子負債以外の負債の比率)

VII. 自己資本利益率の算定

1. CAPM的手法による自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度			平均(注4)
	18	19	20	2年平均
①主要企業の自己資本利益率(注1)	6.10	7.21	1.13	—
β値の適用	○	○	×	—
②リスクフリーレート(注2)	1.79	1.63	1.48	—
①-②	4.31	5.58	—	—
選択される自己資本利益率	β = 0.6 (注3)		—	4.68

(注1) 主要企業の自己資本利益率は「日経経営指標」より。ただし平成20年度は速報値である。

(注2) リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債10年ものの利回りを使用した。

(注3) β値については、昨年度と同とした。

(注4) 算定期間については、3年間とした。ただし、平成20年度については主要企業の自己資本利益率がリスクフリーレートを下回っているため除外している。

2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度					平均
	16	17	18	19	20	
主要企業の自己資本利益率	5.39	7.08	6.10	7.21	1.13	5.38

(注) 「日経経営指標」より。ただし平成20年度は速報値である。

3. 料金算定に採用した自己資本利益率

上記1, 2を勘案し、低い方の1のCAPM的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率 = 4.68%

## VII. 利益対応税率の算定

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

$$\text{利益対応税率} = \boxed{65.40\%}$$

(算定方法)

### 1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を  $y$ 、税額を  $x_n$  とする。

②事業税実効税率

事業税額を  $x_1$ 、地方特別法人税を  $x_2$  ( $= x_1 \times 1.48$ ) とする。

$$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.029$$

$$= (y - (x_1 + x_1 \times 1.48)) \times 0.029 \quad \rightarrow$$

$$x_1 = \frac{0.029}{1+0.072} \times y = \underline{0.0271y}$$

③地方法人特別税実効税率

地方特別法人税を  $x_2$  とする。

$$x_2 = x_1 \times 1.48$$

$$= 1.48 \times 0.0271y$$

$$= \underline{0.0401y}$$

④法人税実効税率

法人税額を  $x_3$  とする。

$$x_3 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.3$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.3$$

$$= \underline{0.2798y}$$

⑤道府県民税実効税率

道府県民税額を  $x_4$  とする。

$$x_4 = \text{法人税額} \times 0.05$$

$$= 0.2798y \times 0.05 =$$

$$\underline{0.0140y}$$

⑥市町村民税実効税率

市町村民税額を  $x_5$  とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.123$$

$$= 0.2798y \times 0.123 =$$

$$\underline{0.0344y}$$

⑦税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を  $x$  とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5$$

$$= \underline{0.3954y}$$

### 2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を  $z$ 、税引前利益を  $y$ 、税額を  $x$  とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3954y}{(1-0.3954)y} = \frac{0.3954y}{0.6046y} = 0.6540$$

税引前利益  $y$

利益対応税

$$x = 0.3954y$$

税引後利益

$$z = (1-0.3954)y$$

IX. 料金設定に用いた需要数

1. ゲートウェイスイッチ装置数

区分	H20年度末 (実績)	H21年度末	H22年度末	H22年度移動	備考
①ゲートウェイスイッチ装置数(県代表・MA代表接続用)	0	0	1	0.08	H23.3の1ヶ月移動
②ゲートウェイスイッチ装置数(西日本代表)	2	2	2	2.00	
③合計	2	2	3	2.08	

2. アクセス回線数

区分	H20年度末 (実績)	H21年度末	H22年度末	H22年度移動	備考
①1Gbps回線数	13	105	485	294.1	PVC回線数はH23.3の1ヶ月移動
②1Gbps以外の回線数	202	3,310	16,876	10,074.7	
③合計	215	3,415	17,361	10,368.8	

3. デュアルアクセス回線をシングルアクセス回線換算したアクセス回線数

区分	H20年度末 (実績)	H21年度末	H22年度末	H22年度移動	備考
①1Gbps回線数	26	108	499	302.6	PVC回線数はH23.3の1ヶ月移動
②1Gbps以外の回線数	206	3,409	17,382	10,377.2	
③合計	232	3,517	17,881	10,679.8	

4. 県内中継設備利用帯域

(算定方法)

当該品目契約帯域 × PVC換算係数(別紙3) × 帯域換算係数(別紙4) = 品目別換算後帯域(Mbps)  
 ※10Gbps以上の品目については、10Gbpsの品目別換算後帯域 × (当該品目契約帯域/10Gbps)にて算定する。  
 ※PVC-CUG共にダークファイバには帯域換算係数(別紙4)は乗じない。  
 H22年度移動需要数 × 品目別換算後帯域 = 品目別換算後帯域合計(Mbps)

(算定結果)

品目	①H22年度移動需要数		②品目別換算後帯域(Mbps)				品目別換算後帯域合計(Mbps) (①×②)			
	PVC	CUG	ダークファイバ以外		ダークファイバ		ダークファイバ以外		ダークファイバ	
			PVC	CUG	PVC	CUG	PVC	CUG	PVC	CUG
10Mbps	0.00	0.0	2.72	2.57	10.00	8.76	0.00	0.00	0.00	0.00
20Mbps	0.00	0.0	3.68	3.47	20.00	17.53	0.00	0.00	0.00	0.00
30Mbps	0.00	0.0	4.39	4.14	30.00	26.29	0.00	0.00	0.00	0.00
40Mbps	0.00	0.0	4.97	4.69	40.00	35.06	0.00	0.00	0.00	0.00
50Mbps	0.00	0.0	5.48	5.17	50.00	43.82	0.00	0.00	0.00	0.00
60Mbps	0.00	0.0	5.93	5.60	60.00	52.59	0.00	0.00	0.00	0.00
70Mbps	0.00	0.0	6.34	5.99	70.00	61.35	0.00	0.00	0.00	0.00
80Mbps	0.00	0.0	6.72	6.34	80.00	70.12	0.00	0.00	0.00	0.00
90Mbps	0.00	0.0	7.07	6.68	90.00	78.88	0.00	0.00	0.00	0.00
100Mbps	0.00	0.0	7.40	6.99	100.00	87.65	0.00	0.00	0.00	0.00
200Mbps	0.00	0.0	10.01	9.45	200.00	175.30	0.00	0.00	0.00	0.00
300Mbps	0.00	1.0	11.94	11.27	300.00	262.95	0.00	11.27	0.00	262.95
400Mbps	0.00	1.5	13.53	12.77	400.00	350.60	0.00	19.16	0.00	525.90
500Mbps	0.00	0.5	14.90	14.07	500.00	438.25	0.00	7.04	0.00	219.13
600Mbps	0.00	1.0	16.13	15.23	600.00	525.89	0.00	15.23	0.00	525.89
700Mbps	0.00	0.5	17.25	16.29	700.00	613.54	0.00	8.15	0.00	306.77
800Mbps	0.00	3.0	18.28	17.26	800.00	701.19	0.00	51.78	0.00	2103.57
900Mbps	0.00	0.5	19.24	18.17	900.00	788.84	0.00	9.09	0.00	394.42
1Gbps	0.00	0.0	20.14	19.02	1,000.00	876.49	0.00	0.00	0.00	0.00
2Gbps	0.00	5.5	27.23	25.71	2,000.00	1,752.98	0.00	141.41	0.00	9641.39
3Gbps	0.00	3.5	32.47	30.67	3,000.00	2,629.47	0.00	107.35	0.00	9203.15
4Gbps	0.04	4.0	36.80	34.75	4,000.00	3,505.96	1.47	139.00	160.00	14023.84
5Gbps	0.00	1.5	40.55	38.29	5,000.00	4,382.45	0.00	57.44	0.00	6573.68
6Gbps	0.00	1.0	43.89	41.45	6,000.00	5,258.94	0.00	41.45	0.00	5258.94
7Gbps	0.00	1.5	46.94	44.32	7,000.00	6,135.43	0.00	66.48	0.00	9203.15
8Gbps	0.00	1.0	49.74	46.97	8,000.00	7,011.92	0.00	46.97	0.00	7011.92
9Gbps	0.00	0.0	52.35	49.44	9,000.00	7,888.41	0.00	0.00	0.00	0.00
10Gbps	0.00	0.0	54.81	51.75	10,000.00	8,764.90	0.00	0.00	0.00	0.00
12Gbps	0.00	0.5	65.77	62.10	12,000.00	10,517.88	0.00	31.05	0.00	5258.94
13Gbps	0.00	1.5	71.25	67.28	13,000.00	11,394.37	0.00	100.92	0.00	17091.56
14Gbps	0.00	0.5	76.73	72.45	14,000.00	12,270.86	0.00	36.23	0.00	6135.43
20Gbps	0.00	0.5	109.62	103.50	20,000.00	17,529.80	0.00	51.75	0.00	8764.90
22Gbps	0.00	0.5	120.58	113.85	22,000.00	19,282.78	0.00	56.93	0.00	9641.39
38Gbps	0.00	0.5	208.28	196.65	38,000.00	33,306.62	0.00	98.33	0.00	16553.31
合計	0.04	30.0	-	-	-	-	1.47	1,097.03	160.00	128,800.23

5. MA内設備利用帯域

(算定方法)

当該品目契約帯域 × PVC換算係数(別紙3) × 帯域換算係数(別紙4) = 品目別換算後帯域(Mbps)  
 ※10Gbps以上の品目については、10Gbpsの品目別換算後帯域 × (当該品目契約帯域/10Gbps)にて算定する。  
 ※PVC-CUG共にダークファイバには帯域換算係数(別紙4)は乗じない。  
 H22年度移動需要数 × 品目別換算後帯域 = 品目別換算後帯域合計(Mbps)

(算定結果)

品目	①H22年度移動需要数		②品目別換算後帯域(Mbps)				品目別換算後帯域合計(Mbps) (①×②)			
	PVC	CUG	ダークファイバ以外		ダークファイバ		ダークファイバ以外		ダークファイバ	
			PVC	CUG	PVC	CUG	PVC	CUG	PVC	CUG
10Mbps	0.00	1.5	2.72	2.22	10.00	6.26	0.00	3.33	0.00	9.39
20Mbps	0.00	4.5	3.68	3.00	20.00	12.51	0.00	13.50	0.00	56.30
30Mbps	0.00	2.0	4.39	3.58	30.00	18.77	0.00	7.16	0.00	37.54
40Mbps	0.00	3.5	4.97	4.05	40.00	25.02	0.00	14.18	0.00	87.57
50Mbps	0.00	3.5	5.48	4.47	50.00	31.28	0.00	15.65	0.00	109.49
60Mbps	0.00	1.5	5.93	4.84	60.00	37.53	0.00	7.26	0.00	56.30
70Mbps	0.00	2.0	6.34	5.17	70.00	43.79	0.00	10.34	0.00	87.58
80Mbps	0.00	1.5	6.72	5.48	80.00	50.04	0.00	8.22	0.00	75.08
90Mbps	0.00	3.5	7.07	5.77	90.00	56.30	0.00	20.20	0.00	197.05
100Mbps	0.00	4.0	7.40	6.04	100.00	62.55	0.00	24.16	0.00	250.20
200Mbps	0.00	19.0	10.01	8.16	200.00	125.10	0.00	155.04	0.00	2,376.90
300Mbps	0.00	17.0	11.94	9.73	300.00	187.65	0.00	165.41	0.00	3,190.05
400Mbps	0.00	11.5	13.53	11.03	400.00	250.20	0.00	126.85	0.00	2,877.30
500Mbps	0.00	13.0	14.90	12.15	500.00	312.75	0.00	157.95	0.00	4,065.75
600Mbps	0.00	10.5	16.13	13.16	600.00	375.30	0.00	138.18	0.00	3,940.65
700Mbps	0.00	7.5	17.25	14.07	700.00	437.85	0.00	105.53	0.00	3,283.88
800Mbps	0.00	8.5	18.28	14.91	800.00	500.40	0.00	126.74	0.00	4,253.40
900Mbps	0.00	5.0	19.24	15.69	900.00	562.95	0.00	39.23	0.00	1,407.38
1Gbps	0.00	2.5	20.14	16.43	1,000.00	625.50	0.00	82.15	0.00	3,127.50
2Gbps	0.00	33.5	27.23	22.20	2,000.00	1,251.00	0.00	743.70	0.00	41,908.50
3Gbps	0.00	16.5	32.47	26.48	3,000.00	1,876.50	0.00	436.92	0.00	30,962.25
4Gbps	0.04	9.0	36.80	30.01	4,000.00	2,502.00	1.47	270.00	160.00	22,518.00
5Gbps	0.00	4.0	40.55	33.07	5,000.00	3,127.50	0.00	132.28	0.00	12,510.00
6Gbps	0.00	5.0	43.89	35.79	6,000.00	3,753.00	0.00	178.95	0.00	18,765.00
7Gbps	0.00	1.5	46.94	38.28	7,000.00	4,378.50	0.00	57.42	0.00	6,567.75
8Gbps	0.00	4.5	49.74	40.56	8,000.00	5,004.00	0.00	182.52	0.00	22,518.00
9Gbps	0.00	1.5	52.35	42.69	9,000.00	5,629.50	0.00	64.04	0.00	8,444.25
10Gbps	0.00	2.0	54.81	44.69	10,000.00	6,255.00	0.00	89.38	0.00	12,510.00
11Gbps	0.00	0.5	60.29	49.16	11,000.00	6,880.50	0.00	24.58	0.00	3,440.25
12Gbps	0.00	1.5	65.77	53.63	12,000.00	7,506.00	0.00	80.45	0.00	11,259.00
13Gbps	0.00	2.0	71.25	58.10	13,000.00	8,131.50	0.00	118.20	0.00	16,263.00
14Gbps	0.00	1.0	76.73	62.57	14,000.00	8,757.00	0.00	62.57	0.00	8,757.00
15Gbps	0.00	1.5	82.22	67.04	15,000.00	9,382.50	0.00	100.56	0.00	14,073.75
17Gbps	0.00	0.5	93.18	75.97	17,000.00	10,633.50	0.00	37.99	0.00	5,316.75
18Gbps	0.00	0.5	98.66	80.44	18,000.00	11,259.00	0.00	40.22	0.00	5,629.50
20Gbps	0.00	0.5	109.62	89.38	20,000.00	12,510.00	0.00	44.69	0.00	6,255.00
21Gbps	0.00	0.5	115.10	93.85	21,000.00	13,135.50	0.00	48.93	0.00	6,567.75
22Gbps	0.00	1.0	120.58	98.32	22,000.00	13,761.00	0.00	98.32	0.00	13,761.00
26Gbps	0.00	0.5	142.51	116.19	26,000.00	16,263.00	0.00	58.10	0.00	8,131.50
31Gbps	0.00	0.5	169.91	138.54	31,000.00	19,390.50	0.00	69.27	0.00	9,695.25
33Gbps	0.00	0.5	180.87	147.48	33,000.00	20,641.50	0.00	73.74	0.00	10,320.75
60Gbps	0.00	0.5	328.86	268.14	60,000.00	37,530.00	0.00	134.07	0.00	18,765.00
92Gbps	0.00	0.5	504.25	411.15	92,000.00	57,546.00	0.00	205.58	0.00	28,773.00
合計	0.04	211.5	-	-	-	-	1.47	4,569.65	160.00	373,201.53

## X.料金設定に使用した貸倒率

(単位:百万円)

	H20	備考
①接続料の貸倒額	705	参考1.設備区分別の費用明細表より
②接続料	263,774	H20年度実績 (接続会計報告書 様式第1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、 接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)
貸倒率	0.26727%	①÷②

(別紙1)

県代表でのゲートウェイスイッチ接続に必要な県内伝送路費用

区分	H22年度	備考
①ゲートウェイスイッチまでの芯線長(m)	75,400	ゲートウェイスイッチ～県代表ビル間の伝送距離
②光信号中継伝送機能基本料(円/m・芯・月)	1,368	H22.3.1認可の接続約款料金表 第1網使用料 2-5-3 光信号中継伝送機能より
③伝送路費用(百万円)	0.10	①×②(H23.3からの接続を想定し1ヶ月稼働分を算定)

(別紙2)

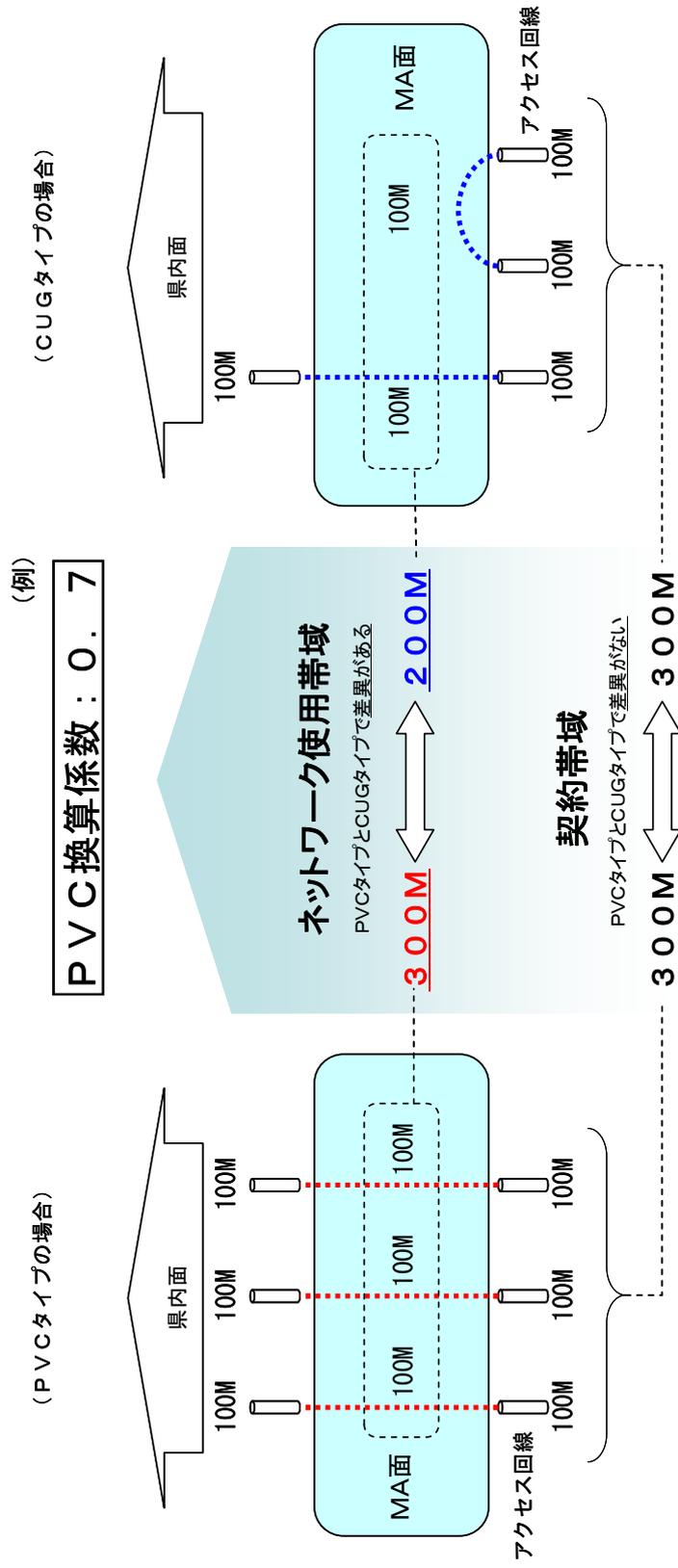
局内メディアコンバータの1Gbps回線固有コストの分計比率

区分	①1Gbps回線に係る固有設備	②左記以外の設備	備考
固定資産価額(百万円)	78	881	平成22年度予測値
比率	0.08133	0.91867	

### (別紙3)PVC換算係数の算定

- PVCタイプとCUGタイプでは、アクセス回線の契約帯域に対するネットワークの使用帯域に差異がある。
- この差分をコスト配賦に反映させるためPVC換算係数を用いる。

<イメージ>



<算定式>

県内中継設備：県内中継設備のネットワーク使用帯域／県内中継設備の総契約帯域  
 MA内設備：MA内設備のネットワーク使用帯域／MA内設備の総契約帯域

料金算定に用いたPVC換算係数（H20年度実績に基づき算定）

	PVC	CUG
県内中継設備	1.00000	0.87649
MA内設備	1.00000	0.62550

## (別紙4) 帯域換算係数の算定

■市販イーサネットスイッチのポート帯域とポート単価から帯域とコストの関係式を推定し、各ポートのポート容量を換算する比率を算出

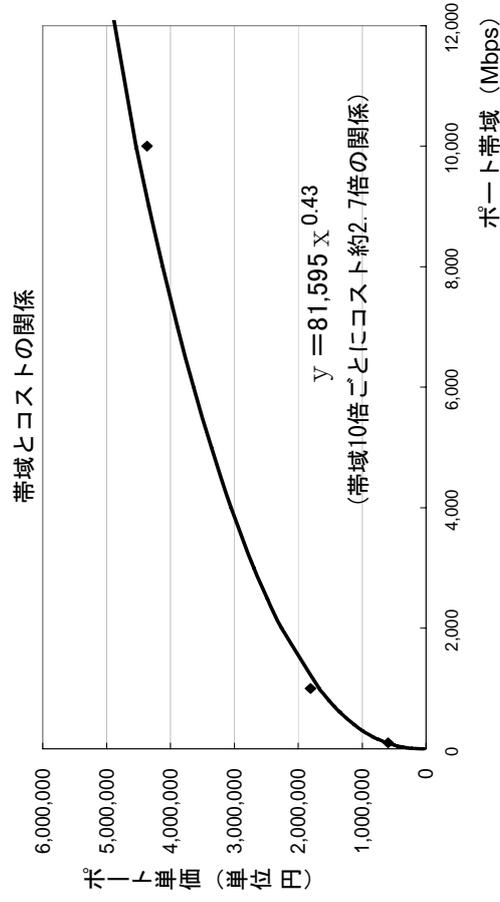
### ○モデル機種と選定理由

- ・市販イーサネットスイッチのうち、冗長化構成とすることができ、かつ10Gbpsのポートを搭載可能で、通信事業者や一般企業向けに広く使われている実績のある機種であることから、シスコシステムズ社のイーサネットスイッチ装置「Catalyst 6504」(2005年発売開始)をモデルとした。

帯域とポートあたり価格の関係 (※)

ポート帯域	比率	ポート単価	比率
100 Mbps	1	580,917円	1.0
1,000 Mbps (1 Gbps)	10	1,777,125円	3.1
10,000 Mbps (10 Gbps)	100	4,300,625円	7.4

(販売価格は、2009.12月時点)



※販売価格はシスコシステムズ製品の国内の大手販売代理店が公開している価格表に基づく。

(別添1) 収容イーターネットスイッチの設備管理運営費

(単位:百万円)

	H20年度 実績	H21年度	H22年度	算定方法
営業費	0	0	0	H20年度と同
施設保全費	134	339	531	前年度値×取得固定資産伸び率等に効率化を加味
共通費・管理費	56	158	282	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化を加味
試験研究費	231	273	336	前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化を加味
通信設備使用料	1	2	3	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	18	50	87	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	164	633	1,089	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	1	7	12	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
(再)除却損	1	4	8	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	606	1,463	2,341	

(別添2) 収容イーサネットスイッチの固定資産

(単位:百万円)

		H20年度 実績	H21年度	H22年度	算定方法
機械設備	装置本体	594	1,733	3,187	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 除却損
	その他	104	305	560	前年度値 × 装置本体の取得固定資産伸び率
線路設備	ケーブル	0	0	0	—
	その他	0	0	0	—
土木設備	取得固定資産	0	0	0	—
	正味固定資産	0	0	0	—
建物	取得固定資産	296	865	1,592	前年度値 × 機械設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	95	277	509	前年度値 × 機械設備の取得固定資産伸び率
その他	取得固定資産	483	1,411	2,595	前年度値 × 機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	143	418	769	前年度値 × 機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
合計	取得固定資産	1,478	4,314	7,934	
	正味固定資産	841	2,303	3,954	

(別添3) 中継イーサネットスイッチの設備管理運営費

(単位:百万円)

	H20年度 実績	H21年度	H22年度	算定方法
営業費	0	0	0	H20年度と同
施設保全費	68	157	202	前年度値×取得固定資産伸び率等に効率化を加味
共通費・管理費	28	70	100	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化を加味
試験研究費	118	116	108	前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化を加味
通信設備使用料	0	1	1	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	9	22	30	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	82	285	378	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	1	3	5	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
(再)除却損	0	2	3	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	307	655	823	

(別添4) 中継イーサネットスイッチの固定資産

(単位:百万円)

		H20年度 実績	H21年度	H22年度	算定方法
機械設備	装置本体	308	784	1,146	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 除却損
	その他	279	638	789	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 減価償却費(当年度取得分は半稼動) - 除却損
線路設備	ケーブル	0	0	0	—
	その他	0	0	0	—
土木設備	取得固定資産	0	0	0	—
	正味固定資産	0	0	0	—
建物	取得固定資産	154	392	573	前年度値 × 機械設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	49	126	184	前年度値 × 機械設備の取得固定資産伸び率
その他	取得固定資産	270	688	1,004	前年度値 × 機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	76	193	282	前年度値 × 機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
合計	取得固定資産	787	2,005	2,928	
	正味固定資産	440	1,045	1,385	

(別添5) ゲートウェイスイッチの設備管理運営費

(単位:百万円)

	H20年度 実績	H21年度	H22年度	算定方法
営業費	0.00	0.00	0.00	H20年度と同
施設保全費	2.29	2.60	2.61	前年度値×取得固定資産伸び率等に効率化を加味
共通費・管理費	0.95	0.99	0.99	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化を加味
試験研究費	3.95	2.17	2.23	前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化を加味
通信設備使用料	0.01	0.01	0.01	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	0.31	0.31	0.30	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	2.76	5.09	4.15	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	0.03	0.06	0.05	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
(再)除却損	0.02	0.04	0.03	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	10.31	11.23	10.34	

(別添6) ゲートウェイスイッチの固定資産

(単位:百万円)

		H20年度 実績	H21年度	H22年度	算定方法
機械設備	装置本体	17.52	18.81	19.43	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 除却損
	その他	11.15	10.12	8.68	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 減価償却費(当年度取得分は半稼動) - 除却損
線路設備	ケーブル	0.00	0.00	0.00	—
	その他	2.83	3.04	3.14	前年度値 × 装置本体の取得固定資産伸び率
土木設備	取得固定資産	0.00	0.00	0.00	—
	正味固定資産	0.00	0.00	0.00	—
建物	取得固定資産	11.38	12.22	12.62	前年度値 × 機械設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	3.73	4.00	4.13	前年度値 × 機械設備の取得固定資産伸び率
その他	取得固定資産	38.20	41.00	42.36	前年度値 × 機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	6.28	6.75	6.97	前年度値 × 機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
合計	取得固定資産	71.08	76.31	78.83	
	正味固定資産	23.99	23.91	22.92	

(別添7) イーサネット内面伝送路の設備管理運営費

(単位:百万円)

	H20年度 実績	H21年度	H22年度	算定方法
営業費	0	0	0	H20年度と同
施設保全費	27	77	101	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化を加味
共通費・管理費	8	24	32	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化を加味
試験研究費	6	7	0	前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化を加味
通信設備使用料	0	1	1	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	5	17	22	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	122	278	350	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	1	4	8	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
(再)除却損	0	2	5	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	169	408	514	

(別添8) イーサ県内面伝送路の固定資産

(単位:百万円)

		H20年度 実績	H21年度	H22年度	算定方法
機械設備	装置本体	391	1,174	1,585	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 除却損
	正味固定資産	252	791	948	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 減価償却費(当年度取得分は半稼動) - 除却損
線路設備	その他	61	177	239	前年度値 × 装置本体の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	14	42	57	前年度値 × 装置本体の取得固定資産伸び率
土木設備	ケーブル	54	162	217	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 除却損
	その他	5	63	109	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 減価償却費(当年度取得分は半稼動) - 除却損
建物	取得固定資産	1	3	4	前年度値 × ケーブルの取得固定資産伸び率
	正味固定資産	0	1	1	前年度値 × ケーブルの取得固定資産伸び率
その他	取得固定資産	79	237	318	前年度値 × 線路設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	17	50	67	前年度値 × 線路設備の取得固定資産伸び率
合計	取得固定資産	107	319	430	前年度値 × 機械設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	34	101	137	前年度値 × 機械設備の取得固定資産伸び率
合計	取得固定資産	37	112	151	前年度値 × 機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	18	55	74	前年度値 × 機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
合計		730	2,183	2,944	
正味固定資産		340	1,101	1,392	

(別添9) イーサMA面伝送路の設備管理運営費

(単位:百万円)

	H20年度 実績	H21年度	H22年度	算定方法
営業費	0	0	0	H20年度と同
施設保全費	63	236	424	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化を加味
共通費・管理費	20	75	135	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化を加味
試験研究費	14	28	20	前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化を加味
通信設備使用料	1	3	5	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	11	56	109	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	291	905	1,661	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	2	12	30	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
(再)除却損	1	6	19	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	403	1,315	2,385	

(別添10) イーサMA面伝送路の固定資産

(単位:百万円)

		H20年度 実績	H21年度	H22年度	算定方法
機械設備	装置本体	932	3,599	6,660	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 除却損
	その他	601	2,583	4,603	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 減価償却費(当年度取得分は半稼動) - 除却損
線路設備	ケーブル	146	544	1,006	前年度値 × 装置本体の取得固定資産伸び率
	その他	35	130	240	前年度値 × 装置本体の取得固定資産伸び率
土木設備	取得固定資産	129	493	909	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 除却損
	正味固定資産	11	252	618	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 減価償却費(当年度取得分は半稼動) - 除却損
建物	取得固定資産	2	9	16	前年度値 × ケーブルの取得固定資産伸び率
	正味固定資産	1	2	4	前年度値 × ケーブルの取得固定資産伸び率
その他	取得固定資産	188	721	1,331	前年度値 × 線路設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	39	151	279	前年度値 × 線路設備の取得固定資産伸び率
合計	取得固定資産	255	979	1,811	前年度値 × 機械設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	81	311	575	前年度値 × 機械設備の取得固定資産伸び率
合計	取得固定資産	89	343	634	前年度値 × 機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	43	167	310	前年度値 × 機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
合計		1,741	6,687	12,368	
正味固定資産		811	3,596	6,629	

(別添11) 局内メディアコンバータの設備管理運営費

(単位:百万円)

	H20年度 実績	H21年度	H22年度	算定方法
営業費	0	0	0	H20年度と同
施設保全費	5	15	44	前年度値×取得固定資産伸び率等に効率化を加味
共通費・管理費	2	6	18	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化を加味
試験研究費	4	6	23	前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化を加味
通信設備使用料	0	0	0	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	1	2	6	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	8	56	169	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	0	1	2	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
(再)除却損	0	0	1	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	19	86	261	

(別添12) 局内メディアコンバータの固定資産

(単位:百万円)

		H20年度 実績	H21年度	H22年度	算定方法
機械設備	装置本体	56	199	622	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 除却損
	取得固定資産				
	正味固定資産	52	166	494	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 減価償却費(当年度取得分は半稼動) - 除却損
その他	取得固定資産	8	29	90	前年度値 × 装置本体の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	2	7	23	前年度値 × 装置本体の取得固定資産伸び率
線路設備	取得固定資産	0	0	0	—
	正味固定資産	0	0	0	—
その他	取得固定資産	0	0	0	—
	正味固定資産	0	0	0	—
土木設備	取得固定資産	0	0	0	—
	正味固定資産	0	0	0	—
建物	取得固定資産	17	59	185	前年度値 × 機械設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	5	19	59	前年度値 × 機械設備の取得固定資産伸び率
その他	取得固定資産	10	36	113	前年度値 × 機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	4	14	43	前年度値 × 機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
合計	取得固定資産	91	323	1,011	
	正味固定資産	63	206	619	

(別添13) 回線管理運営費の設備管理運営費

(単位:百万円)

	H20年度 実績	H21年度	H22年度	算定方法
営業費	242	284	434	下記以外のコストはH20実績と同
(再)SO稼働費	3	45	195	前年度値×純増回線数伸び率
施設保全費	0	0	0	—
共通費・管理費	15	18	27	前年度値×営業費伸び率に効率化を加味
試験研究費	0	0	0	—
通信設備使用料	0	0	0	—
租税公課	0	0	0	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	0	0	0	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	0	0	0	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
(再)除却損	0	0	0	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	257	302	461	

(別添14) 回線管理運営費の固定資産

(単位:百万円)

		H20年度 実績	H21年度	H22年度	算定方法
機械設備	装置本体	0	0	0	—
	取得固定資産	0	0	0	—
	正味固定資産	0	0	0	—
その他	取得固定資産	0	0	0	—
	正味固定資産	0	0	0	—
線路設備	取得固定資産	0	0	0	—
	正味固定資産	0	0	0	—
その他	取得固定資産	0	0	0	—
	正味固定資産	0	0	0	—
土木設備	取得固定資産	0	0	0	—
	正味固定資産	0	0	0	—
建物	取得固定資産	0	0	0	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	0	0	0	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
その他	取得固定資産	0	0	0	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	0	0	0	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
合計	取得固定資産	0	0	0	
	正味固定資産	0	0	0	





Table with multiple columns: 取得価額, 減価償却累計額, 減価償却額, 期末減価償却累計額, 期末取得価額, 期末減価償却額, 期末純資産額, 期末純資産率, 期末純資産率(%)

(参考3)  
 設備区分別費用明細表(一般第一種指定設備の内訳)  
 (平成20年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分等 費用の項目	一般第一種指定設備												
	収容ルータ	中継ルータ	SIPサーバ	ゲートウェイルータ	メディアゲートウェイ	収容ルータ(SNI)	網終端装置(VPN)	網終端装置(ISP)	収容イーサネットスイッチ	中継イーサネットスイッチ	ゲートウェイスイッチ	伝送路	音声利用IP通信網設備
営業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0
(再)貸倒損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0
運用費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0
施設保全費	411	627	591	12	74	19	30	532	134	68	2.29	316	7,737
共通費	71	108	102	2	13	3	5	91	23	12	0.39	49	572
管理費	100	153	144	3	18	5	7	130	33	17	0.56	50	535
試験研究費	709	1,081	1,019	20	128	32	51	917	231	118	3.95	70	1,035
通信設備使用料	2	3	3	0	0	0	0	3	1	0	0.01	4	106
租税公課	56	86	81	2	10	3	4	73	18	9	0.31	55	413
減価償却費	413	629	983	7	138	36	26	556	164	82	2.76	1,454	9,141
固定資産除却費	30	7	15	0	1	0	0	6	1	1	0.04	13	166
(再)除却損	27	3	12	0	1	0	0	2	1	0	0.02	4	108
合計	1,792	2,694	2,939	45	383	97	124	2,308	606	307	10.31	2,011	19,705

(参考4)

設備区分別固定資産明細表(一般第一種指定設備の内訳)

(平成20年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

資産の項目		設備区分等		一般第一種指定設備																						
		取得価額	減価償却累計額	正味価額	取得価額	減価償却累計額	正味価額	取得価額	減価償却累計額	正味価額	取得価額	減価償却累計額	正味価額	取得価額	減価償却累計額	正味価額	取得価額	減価償却累計額	正味価額	取得価額	減価償却累計額	正味価額	取得価額	減価償却累計額	正味価額	
機械設備	公衆電話機械設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市内電話機械設備	取得価額	25,718	0	25,718	0	0	0	587	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25,131
		減価償却累計額	13,968	0	13,968	0	0	0	298	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13,669
		正味価額	11,750	0	11,750	0	0	0	288	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,462
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
正味価額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
伝送機械設備	取得価額	29,343	1,953	27,390	3,124	4,163	115	24	86	200	2,620	679	353	20,84	4,913	11,091										
	減価償却累計額	11,031	159	10,872	278	596	64	10	25	19	252	79	40	6,98	1,827	7,674										
	正味価額	18,312	1,794	16,518	2,846	3,567	52	15	62	181	2,368	599	313	13,87	3,086	3,417										
無線機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
電力設備	取得価額	13,462	51	13,411	83	127	4	121	2	5	69	19	10	0,85	461	12,509										
	減価償却累計額	11,049	42	10,997	68	104	3	99	2	4	57	16	8	0,54	379	10,265										
	正味価額	2,413	9	2,404	15	23	1	22	0	1	12	3	2	0,12	82	2,243										
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総合監視システム	取得価額	43	1	42	2	2	0	1	0	2	0	0	0	0,01	3	33										
	減価償却累計額	40	1	39	2	2	0	0	0	2	0	0	0	0,01	3	30										
	正味価額	4	0	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0,00	0	3										
空中線設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
端末設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
線路設備	市内線路設備	取得価額	4,002	0	4,002	0	0	0	0	0	0	0	0	0,00	500	3,502										
		減価償却累計額	3,583	0	3,583	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0,00	453	3,129									
		正味価額	420	0	420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0,00	47	372									
	市外線路設備	取得価額	849	0	849	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0,00	105	744									
		減価償却累計額	783	0	783	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0,00	98	686									
		正味価額	65	0	65	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0,00	7	58									
土木設備	取得価額	7,550	0	7,550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0,00	940	6,610										
	減価償却累計額	5,949	0	5,949	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0,00	743	5,206										
	正味価額	1,601	0	1,601	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0,00	197	1,404										
海底線設備	取得価額	385	0	385	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0,00	48	337										
	減価償却累計額	341	0	341	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0,00	43	298										
	正味価額	45	0	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0,00	5	39										
建物	取得価額	25,891	853	25,038	1,414	2,131	65	309	38	94	1,179	296	154	11,38	1,268	18,079										
	減価償却累計額	17,506	581	16,925	961	1,438	44	208	26	63	802	202	105	7,66	866	12,203										
	正味価額	8,385	272	8,113	452	693	21	101	12	30	377	95	49	3,73	403	5,876										
構築物	取得価額	2,216	71	2,145	118	179	6	26	3	8	98	25	13	0,96	108	1,561										
	減価償却累計額	1,829	59																							

(参考5)

設備区分別の費用明細表(一般第一種指定設備・伝送路の内訳)

(平成20年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分等  費用の項目	一般第一種指定設備				
	伝送路	右記以外	N G N ・ イ ー サ ネット 利用	イ ー サ M A 面 伝 送 路	
				イ ー サ 県 内 面 伝 送 路	イ ー サ 県 外 面 伝 送 路
営 業 費	0	0	0	0	0
(再)貸倒損失	0	0	0	0	0
運 用 費	0	0	0	0	0
施 設 保 全 費	316	226	90	63	27
共 通 費	49	35	14	10	4
管 理 費	51	36	14	10	4
試 験 研 究 費	70	50	20	14	6
通 信 設 備 使 用 料	4	3	1	1	0
租 税 公 課	55	39	16	11	5
減 価 償 却 費	1,454	1,040	414	291	122
固 定 資 産 除 却 費	12	9	4	2	1
(再)除却損	4	3	1	1	0
合 計	2,010	1,439	572	403	169

(参考6)

設備区分別固定資産明細表(一般第一種指定設備・伝送路の内訳)

(平成20年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分等		一般第一種指定設備				
		伝送路	右記以外	NGN・インターネット利用	イーサMA面伝送路	イーサ県内面伝送路
資産の項目		取得価額				
		減価償却累計額				
機械設備	公共電話機械設備	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
	市内電話機械設備	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
	市外電話機械設備	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
	電信機械設備	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
	電報機械設備	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
	DDX機械設備	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
	画像機械設備	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
	OCN機械設備	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
	伝送機械設備	4,913	3,515	1,398	985	413
		1,827	1,308	520	366	154
	無線機械設備	3,086	2,208	878	619	259
		0	0	0	0	0
	電力設備	461	330	131	93	39
		379	271	108	76	32
	電話番号案内設備	82	58	23	16	7
		0	0	0	0	0
	総合監視システム	3	2	1	1	0
		3	2	1	1	0
空中線設備	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
端末設備	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
線路設備	市内線路設備	500	358	143	100	42
	市外線路設備	453	324	129	91	38
土木設備	取得価額	47	34	13	9	4
	減価償却累計額	105	75	30	21	9
海底線設備	取得価額	98	70	28	20	8
	減価償却累計額	7	5	2	1	1
建物	取得価額	940	672	268	188	79
	減価償却累計額	743	531	212	149	63
構築物	取得価額	197	141	56	39	17
	減価償却累計額	48	34	14	10	4
機械及び装置	取得価額	43	31	12	9	4
	減価償却累計額	5	4	1	1	0
車両及び船舶	取得価額	1,268	907	361	255	107
	減価償却累計額	866	619	247	174	73
工具、器具及び備品	取得価額	403	288	115	81	34
	減価償却累計額	108	77	31	22	9
リース資産	取得価額	89	64	25	18	8
	減価償却累計額	18	13	5	4	2
土地	取得価額	5	4	1	1	0
	減価償却累計額	4	3	1	1	0
建設仮勘定	取得価額	1	1	0	0	0
	減価償却累計額	1	0	0	0	0
無形固定資産	取得価額	52	38	15	11	4
	減価償却累計額	38	28	11	8	3
合計	取得価額	14	10	4	3	1
	減価償却累計額	3	2	1	1	0
合計	取得価額	1	1	0	0	0
	減価償却累計額	142	101	40	28	12
合計	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	142	101	40	28	12
合計	取得価額	13	9	4	3	1
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
合計	取得価額	13	9	4	3	1
	減価償却累計額	119	85	34	24	10
合計	取得価額	92	66	26	18	8
	減価償却累計額	27	19	8	5	2
合計	取得価額	8,681	6,210	2,471	1,741	730
	減価償却累計額	4,638	3,318	1,321	930	390
合計	取得価額	4,043	2,892	1,151	811	340
	減価償却累計額					

(参考7)

設備区分別の費用明細表(特別第一種指定設備・端末系交換設備(データ)の内訳)  
(平成20年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分等  費用の項目	特別第一種指定設備		
	端末系交換設備(データ)	右記以外	局内メディアコンバータ
営業費	0	0	0
(再)貸倒損失	0	0	0
運用費	0	0	0
施設保全費	17,122	17,117	5
共通費	1,369	1,368	1
管理費	1,123	1,122	1
試験研究費	2,836	2,832	4
通信設備使用料	241	241	0
租税公課	932	931	1
減価償却費	18,698	18,690	8
固定資産除却費	266	266	0
(再)除却損	143	143	0
合計	42,586	42,567	19

(参考8)

設備区分別固定資産明細表(特別第一種指定設備・端末系交換設備(データ)の内訳)

(平成20年度接続会計をもとに算定)

設備区分等		特別第一種指定設備			
		端末系交換設備(データ)	右記以外	局内メディアコンバータ	
資産の項目					
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0
		正味価額	0	0	0
	市内電話機械設備	取得価額	814	814	0
		減価償却累計額	657	657	0
		正味価額	157	157	0
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0
		正味価額	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0
		正味価額	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0
		正味価額	0	0	0
DDX機械設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
画像機械設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
伝送機械設備	取得価額	137,579	137,520	59	
	減価償却累計額	96,731	96,725	6	
	正味価額	40,848	40,795	53	
無線機械設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
電力設備	取得価額	25,477	25,472	5	
	減価償却累計額	20,909	20,905	4	
	正味価額	4,568	4,567	1	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
総合監視システム	取得価額	70	70	0	
	減価償却累計額	63	63	0	
	正味価額	6	6	0	
空中線設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
端末設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
線路設備	市内線路設備	取得価額	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0
		正味価額	0	0	0
	市外線路設備	取得価額	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0
		正味価額	0	0	0
土木設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
海底線設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
建物	取得価額	42,902	42,885	17	
	減価償却累計額	28,983	28,972	11	
	正味価額	13,919	13,914	5	
構築物	取得価額	3,706	3,705	1	
	減価償却累計額	3,057	3,056	1	
	正味価額	649	649	0	
機械及び装置	取得価額	287	287	0	
	減価償却累計額	250	250	0	
	正味価額	36	36	0	
車両及び船舶	取得価額	116	116	0	
	減価償却累計額	95	95	0	
	正味価額	21	21	0	
工具、器具及び備品	取得価額	3,219	3,218	1	
	減価償却累計額	2,479	2,478	1	
	正味価額	740	740	0	
リース資産	取得価額	485	485	0	
	減価償却累計額	237	237	0	
	正味価額	248	248	0	
土地	取得価額	5,095	5,093	2	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	5,095	5,093	2	
建設仮勘定	取得価額	644	644	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	644	644	0	
無形固定資産	取得価額	39,367	39,361	6	
	減価償却累計額	33,701	33,697	4	
	正味価額	5,666	5,665	1	
合計	取得価額	259,761	259,670	91	
	減価償却累計額	187,164	187,136	28	
	正味価額	72,597	72,534	63	

(参考9)

設備区分別の費用明細表(特別第一種指定設備・端末系伝送路(電気信号の伝達に係るもの)の内訳)

(平成20年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分等	特別第一種指定設備				
	端末系伝送路 (電気信号の伝達に係るもの)	右記以外	回線管理運営	回線管理運営 (N G N イーサ以外)	回線管理運営 (N G N イーサ)
費用の項目					
営業費	16,271	8	16,263	16,021	242
(再)貸倒損失	0	0	0	0	0
運用費	0	0	0	0	0
施設保全費	195,435	191,641	3,794	3,794	0
共通費	9,660	8,927	733	724	9
管理費	17,753	16,599	1,154	1,148	6
試験研究費	3,609	3,609	0	0	0
通信設備使用料	67	67	0	0	0
租税公課	28,572	28,469	103	103	0
減価償却費	88,169	82,581	5,588	5,588	0
固定資産除却費	14,433	14,326	107	107	0
(再)除却損	3,656	3,565	91	91	0
合計	373,969	346,226	27,743	27,486	257

(参考10)

設備区分別固定資産明細表(特別第一種指定設備・端末系伝送路(電気信号の伝達に係るもの)の内訳)  
(平成20年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分等		特別第一種指定設備				
資産の項目		の端末系伝送路(電気信号の伝達に係るもの)	右記以外	回線管理運営	回線管理運営 (NGNイーサ以外)	回線管理運営 (NGNイーサ)
公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
	正味価額	0	0	0	0	0
市内電話機械設備	取得価額	38,211	38,211	0	0	0
	減価償却累計額	31,893	31,893	0	0	0
	正味価額	6,318	6,318	0	0	0
市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
	正味価額	0	0	0	0	0
電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
	正味価額	0	0	0	0	0
電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
	正味価額	0	0	0	0	0
DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
	正味価額	0	0	0	0	0
画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
	正味価額	0	0	0	0	0
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
	正味価額	0	0	0	0	0
伝送機械設備	取得価額	14,333	14,333	0	0	0
	減価償却累計額	13,114	13,114	0	0	0
	正味価額	1,218	1,218	0	0	0
無線機械設備	取得価額	4,493	4,493	0	0	0
	減価償却累計額	3,901	3,901	0	0	0
	正味価額	593	593	0	0	0
電力設備	取得価額	9,978	9,978	0	0	0
	減価償却累計額	8,185	8,185	0	0	0
	正味価額	1,793	1,793	0	0	0
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
	正味価額	0	0	0	0	0
総合監視システム	取得価額	162	162	0	0	0
	減価償却累計額	147	147	0	0	0
	正味価額	15	15	0	0	0
空中線設備	取得価額	161	161	0	0	0
	減価償却累計額	132	132	0	0	0
	正味価額	29	29	0	0	0
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
	正味価額	0	0	0	0	0
端末設備	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
	正味価額	0	0	0	0	0
線路設備	取得価額	2,563,270	2,563,270	0	0	0
	減価償却累計額	2,125,688	2,125,688	0	0	0
	正味価額	437,581	437,581	0	0	0
市内線路設備	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
	正味価額	0	0	0	0	0
市外線路設備	取得価額	1,558,517	1,558,517	0	0	0
	減価償却累計額	1,219,602	1,219,602	0	0	0
	正味価額	338,915	338,915	0	0	0
海底線設備	取得価額	4,545	4,545	0	0	0
	減価償却累計額	4,280	4,280	0	0	0
	正味価額	265	265	0	0	0
建物	取得価額	121,138	115,698	5,440	5,440	0
	減価償却累計額	81,205	77,600	3,605	3,605	0
	正味価額	39,933	38,098	1,834	1,834	0
構築物	取得価額	9,952	9,558	394	394	0
	減価償却累計額	8,206	7,881	325	325	0
	正味価額	1,747	1,678	69	69	0
機械及び装置	取得価額	3,366	3,176	190	190	0
	減価償却累計額	2,939	2,769	170	170	0
	正味価額	427	407	20	20	0
車両及び船舶	取得価額	554	539	15	15	0
	減価償却累計額	460	448	12	12	0
	正味価額	94	91	3	3	0
工具、器具及び備品	取得価額	25,370	17,997	7,373	7,373	0
	減価償却累計額	19,711	14,554	5,157	5,157	0
	正味価額	5,659	3,443	2,216	2,216	0
リース資産	取得価額	5,583	5,039	544	544	0
	減価償却累計額	2,700	2,439	261	261	0
	正味価額	2,884	2,601	283	283	0
土地	取得価額	17,808	16,796	1,012	1,012	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
	正味価額	17,808	16,796	1,012	1,012	0
建設仮勘定	取得価額	11,237	11,237	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
	正味価額	11,237	11,237	0	0	0
無形固定資産	取得価額	153,037	98,256	54,781	54,781	0
	減価償却累計額	114,915	73,973	40,942	40,942	0
	正味価額	38,122	24,283	13,839	13,839	0
合計	取得価額	4,541,715	4,471,967	69,748	69,748	0
	減価償却累計額	3,637,078	3,586,606	50,472	50,472	0
	正味価額	904,638	885,362	19,276	19,276	0

接続料と利用者料金について

<目 次>

1	概要 .....	1
---	----------	---

# 接続料と利用者料金との関係について

## 1 経緯

- 一般に、市場メカニズムが有効に機能している場合、小売料金はコストに適正利潤を加えたものになることから、接続料の妥当性を検証するため、平成11年から、接続料と利用者料金との関係に関する検証(以下「スタックテスト」という。)を行っている。
- NGNでアンバンドルする機能(收容局接続機能、IGS接続機能、中継局接続機能、イーサネット接続機能)については、平成20年3月付情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」及び「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」報告書(平成20年12月。以下「報告書」という。)において、新規に接続料が設定される機能であることや将来原価方式で算定されること等から、接続料の妥当性を多角的に検証する必要性がより高いため、「フレッツ光ネクスト」、「ひかり電話」、「ビジネスイーサワイド」の3区分を新たに追加(「ビジネスイーサワイド」については、接続料と利用者料金との間で料金設定の単位や対象が異なるため、これらの課題解決に向けた検討を行った上で実施。)してスタックテストを実施することが適当とされた。
- これらを踏まえ、今回のスタックテストを行うものであるが、
  - ①総務省が実施するスタックテストの対象サービスとしては、平成22年度接続料を設定する機能に係る「フレッツ光ネクスト」・「ひかり電話」及び「ビジネスイーサワイド」の3区分とする(「フレッツ光ネクスト」・「ひかり電話」については、実施済み。)とともに、
  - ②NTT東西が実施するスタックテストについては、平成22年度接続料が将来原価方式で算定されるため今回の認可時においては実施しない(接続会計の公表時に行うものにあつては、「フレッツ光ネクスト」と「ひかり電話」について、平成21年度接続会計の公表時(「ビジネスイーサワイド」については、平成22年度会計の公表時)から開始する。)こととする。
- なお、接続料と利用者料金との関係が必ずしも固定的なものではないため、スタックテスト上の基準が満たされない場合、直ちに接続料が不当であると判断することは適当ではなく、当該接続料を設定した事業者に対し、当該接続料が妥当であるにもかかわらずスタックテスト上の基準が満たされなかったことについて説明を求め、当該事業者から合理的な論拠が提示された場合には、当該接続料を妥当と判断するとされている。

## 2 検証結果

- 今回の検証においては、「ビジネスイーサワイド」について、NTT東西に対して、それぞれ検証に必要な資料の提出を求めた。
- 検証方法としては、1)利用者料金が接続料を上回っているか否かについて、個々の利用形態ごとに検証するとともに、2)利用者料金収入と接続料収入の差分(営業費相当分)が営業費の基準値(利用者料金収入の20%)を下回らないものであるか否かの検証は、営業費

が利用形態ごとに均等に生じるものでないことにかんがみ、サービスブランド※を単位として実施した。

※ 接続料設定事業者により同種のサービスとして位置づけられているサービスメニューの集合をいう。

- なお、NTT東西が提供する「ビジネスイーサワイド」については、CUGタイプの利用者料金のみを設定しておりPVCタイプの利用者料金を設定していないことから、検証の対象とする接続料については、PVCタイプの接続料を算定した際の考え方及び手順に基づきCUGタイプの接続料相当額を計算し、当該料金とCUGタイプの利用者料金の関係を検証することとする。これにより、PVCタイプの接続料算定の考え方及び手順の適正性が検証可能である。

また、CUGタイプの利用者料金はMA内料金が1Gb/sごとの設定となっており、また、事業者ごとのバルク型料金も採用していないなど、接続料とは料金設定の単位や対象に違いがあることから、利用形態ごとの利用者料金と接続料を比較することとする。具体的には、①MA設備まで利用する場合と、②県内設備まで利用する場合の1回線あたりの平均的な利用者料金と接続料相当額を計算し、これらを比較することで検証することとする。

これらの検証を行った結果、上記の検証の基準を満たすものと判断されれば、PVCタイプの接続料についても、適正なものと判断されるものと考えられる。

- 以上を踏まえた検証結果は以下のとおりである。

NTT東日本			
サービスブランド	利用形態	1)利用者料金との比較	2)基準値の検証
ビジネスイーサワイド	MA設備まで利用する場合	○	○
	県内設備まで利用する場合	○	

NTT西日本			
サービスブランド	利用形態	1)利用者料金との比較	2)基準値の検証
ビジネスイーサワイド	MA設備まで利用する場合	○	○
	県内設備まで利用する場合	○	

(注) ○:スタックテストの要件を満たしていると認められるもの、×:スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの

(検証結果に対する総務省の考え方)

#### ■ ビジネスイーサワイド

営業費相当分は基準値を上回っており、かつ、いずれの利用形態においても、利用者料金が接続料を上回っており、接続料が不適正であるとは認められない。

委員限り